２　設備、施設等

2-1　空中消火用ヘリポート基地一覧

2-2　災害時における臨時ヘリポート一覧

2-3　指定緊急避難場所及び指定避難所

2-4　デジタル防災行政無線設備一覧

2-5　デジタル同報系防災行政無線施設配置図

2-6　消防本部車両一覧

2-7　那珂川市消防団一覧

2-8　災害時における応急対策業務協定業者一覧

2-9　第２種感染症指定医療機関一覧

2-10　那珂川市全医療機関名簿

2-11　水防関係機関一覧

2-12　雨量計設置箇所一覧

2-13　危険物規制施設集計表

2-14　市有車両一覧表

2-15　給水車及び給水タンク保有状況一覧

2-16　近隣火葬場所一覧

2-17　防災関係機関の連絡先一覧表

空中消火用ヘリポート基地一覧

管轄消防本部名	空中消火用ヘリポート基地名	所在地
春日・大野城・那珂川消防本部	春日市総合スポーツセンターグラウンド	春日市大谷６丁目２８番地
	大野城総合公園グラウンド	大野城市大字乙金６１８番地１２
	平野中学校グラウンド	大野城市つつじヶ丘４丁目１番１号
	安徳南小学校グラウンド	那珂川市上梶原１丁目１番１号

災害時における臨時ヘリポート一覧

臨時ヘリポート名	所在地	施設管理者	備考（幅m×長さm）
福岡女子商業高等学校グラウンド	片縄北１丁目４番１号	学校法人　八洲学園	130×106
南畑小学校グラウンド	大字埋金５３０番地１	那珂川市教育委員会	56×66
岩戸北小学校グラウンド	恵子１丁目１番地１	那珂川市教育委員会	60×80
片縄小学校グラウンド	片縄北１丁目１５番１号	那珂川市教育委員会	70×90
安徳小学校グラウンド	松木２丁目１３４番地	那珂川市教育委員会	50×76
安徳北小学校グラウンド	五郎丸１丁目１１番地	那珂川市教育委員会	56×120
安徳南小学校グラウンド	上梶原１丁目１番１号	那珂川市教育委員会	66×130
那珂川中学校グラウンド	仲３丁目１９番１号	那珂川市教育委員会	70×70
那珂川南中学校グラウンド	上梶原１丁目２番１号	那珂川市教育委員会	60×100
那珂川北中学校グラウンド	片縄西３丁目２６番１号	那珂川市教育委員会	80×80

指定緊急避難場所及び指定避難所

（１）水害・土砂災害

（令和２年４月現在）

施設の名称（■：指定緊急避難場所、●指定避難所）				所在地	電話番号	施設の危険性（○：使用可能　×：使用不可　△：必要に応じて使用可能）		
						浸水想定区域でないこと		土砂災害警戒区域でないこと
						L1	L2	
■	●	南畑小学校	多目的教室	埋金 530-1	952-2007	○	○	○
	●		体育館			○	○	△
	●	岩戸小学校	－	西隈 2-6-43	952-2108	×	×	△
■	●	中央公民館	館内	後野 1-5-1	952-2092	○	△	○
■	●	市民体育館	館内	恵子 4-1-1	953-2112	○	○	○
■	●	岩戸北小学校	体育館	恵子 1-1-1	952-4883	○	×	○
■		西畑公民館	館内	西畑 975	－	○	○	○
■		後野公民館	館内	後野 4-9-2	－	○	○	○
■		恵子教育集会所	館内	恵子 2-7-1	952-9375	○	○	○
■		恵子児童館	館内	恵子 4-1-1	953-0159	○	○	○
■	●	片縄小学校	体育館	片縄北 1-15-1	952-7056	○	○	○
■	●	那珂川北中学校	体育館	片縄西 3-26-1	953-7887	○	○	○
■	●	福岡女子商業高等学校	体育館	片縄北 1-4-1	952-2231	○	○	△
■		北地区公民館	館内	片縄 5-86	952-8852	○	○	○
■		片縄第１公民館	館内	片縄 8-98	952-5922	○	△	○
■		今池公民館	館内	片縄北 5-17-14	－	○	○	○
■		片縄孫四郎公民館	館内	片縄北 3-17-31	952-0122	○	○	○
■		片縄第６公民館	館内	片縄北 7-11-11	566-9803	○	○	○
■		片縄第３公民館	館内	片縄北 2-17-1	952-5939	○	○	○
■		片縄第５公民館	館内	片縄西 3-22-5	－	○	○	○

施設の名称（■：指定緊急避難場所、●指定避難所）				所在地	電話番号	施設の危険性（○：使用可能　×：使用不可　△：必要に応じて使用可能）		
						浸水想定区域でないこと		土砂災害警戒区域でないこと
						L1	L2	
■	●	安徳南小学校	体育館	上梶原 1-1-1	953-6218	○	○	○
■	●	那珂川南中学校	体育館	上梶原 1-2-1	952-7915	○	○	○
	●	那珂川中学校	ー	仲 3-19-1	952-2111	×	×	○
■	●	ミリカローデン那珂川（ふれあいこども館）	館内	仲 2-5-1	954-2211	○	×	○
■	●	安徳北小学校	体育館	五郎丸 1-11	952-4899	○	△	○
■	●	安徳小学校	体育館	松木 2-134	952-2122	○	○	○
■		東地区公民館	館内	五郎丸 3-9-19	953-0999	○	○	○
■		上梶原公民館	館内	上梶原 735-3	953-0502	○	○	○
■		下梶原公民館	館内	下梶原 1-9-3	952-5964	○	○	○
■		安徳公民館	館内	安徳 224-2	953-0520	○	○	○
■		五郎丸公民館	館内	五郎丸 2-57	952-6261	○	○	○
■		松木公民館	館内	松木 2-167	953-0187	○	○	○
■		中原公民館	館内	中原 6-8-1	952-5903	○	○	○
■		観晴が丘公民館	館内	観晴が丘 4-7	ー	○	○	○
■		王塚台公民館	館内	王塚台 2-141	953-0517	○	○	○

（２）地震

（令和２年４月現在）

名称	住所	適用場所
南畑小学校	埋金 530-1	運動場
岩戸小学校	西隈 2 丁目 6-43	運動場
中央公民館	後野 1 丁目 5-1	駐車場
市民体育館	恵子 4 丁目 1-1	駐車場
岩戸北小学校	恵子 1 丁目 1-1	運動場
裂田溝公園	山田 540	広場

名称	住所	適用場所
恵子中央公園	恵子 4 丁目 210-1	広場
恵子東公園	恵子 2 丁目 59-12	広場
片縄小学校	片縄北 1 丁目 15-1	運動場
那珂川北中学校	片縄西 3 丁目 26-1	運動場
福岡女子商業高校	片縄北 1 丁目 4-1	運動場
岩戸公園	片縄 3 丁目 117	広場
下片縄公園	片縄東 1 丁目 559-1	広場
今池公園	片縄北 8 丁目 710-2	広場
安徳南小学校	上梶原 1 丁目 1-1	運動場
那珂川南中学校	上梶原 1 丁目 2-1	運動場
那珂川中学校	仲 3 丁目 19-1	運動場
ミリカローデン那珂川(ふれあいこども館)	仲 2 丁目 5-1	駐車場
安徳北小学校	五郎丸 1 丁目 11	運動場
安徳小学校	松木 2 丁目 134	運動場
梶原運動広場	上梶原 1 丁目 318-1	広場
上梶原第一公園	上梶原 733-3	広場
下梶原公園	下梶原 2 丁目 365-1	広場
安徳南公園	下梶原 2 丁目 323-1	広場
大戸公園	下梶原 2 丁目 303-28	広場
仲公園	仲 1 丁目 149	広場
春田公園	五郎丸 1 丁目 168	広場
前田公園	松木 1 丁目 211	広場
大町公園	松木 2 丁目 232	広場
松木西公園	松木 5 丁目 467-10	広場
安徳公園	今光 4 丁目 168	広場
鷹取公園	今光 3 丁目 259	広場
野入公園	中原 2 丁目 167	広場
中原公園	中原 5 丁目 105	広場
観晴が丘公園	観晴が丘 129	広場
王塚台中央公園	王塚台 2 丁目 135	広場
王塚台東公園	王塚台 1 丁目 179	広場
王塚台西公園	王塚台 3 丁目 82	広場
王塚台南公園	王塚台 2 丁目 346	広場
王塚台北公園	王塚台 1 丁目 82	広場

デジタル防災行政無線設備等一覧

【デジタル同報系無線】

（平成３０年１０月修正）

局名	呼称	種別	設置課	住所
那珂川市役所	なかがわしやくしょ	統制局	安全安心課	西隈 1 丁目 1 番地 1
成竹山中継所	なるたけやま ちゅうけいじょ	中継局	安全安心課	大字成竹 1153 番地 2
下片縄公園	しもかたなわ こうえん	拡声子局	安全安心課	片縄東 1 丁目 16 番地
片縄第２公民館	かたなわだいに こうみんかん	拡声子局	安全安心課	片縄東 1 丁目 6 番地 1
今光公園	いまみつこうえん	拡声子局	安全安心課	今光 5 丁目 76 番地付近
岩戸公園	いわとこうえん	拡声子局	安全安心課	片縄 3 丁目 117 番地
道善公園	どうぜんこうえん	拡声子局	安全安心課	道善 2 丁目 27 番地付近
那珂川中学校	なかがわ ちゅうがっこう	拡声子局	安全安心課	仲 3 丁目 19 番地 1
消防署西出張所	しょうぼうしょにし しゅっちょうじょ	拡声子局	安全安心課	大字山田 1159 番 1
別所公民館	べっしょ こうみんかん	拡声子局	安全安心課	大字別所 1059 番地 3
井尻	いじり	拡声子局	安全安心課	大字別所 515 番地 3
中寺	ちゅうじ	拡声子局	安全安心課	大字山田 812 番地付近
南面里公民館	なめりこうみんかん	拡声子局	安全安心課	大字南面里 424 番地 2
寺倉公民館	てらくら こうみんかん	拡声子局	安全安心課	大字成竹 852 番地 4
不入道公民館	ふにゅうどう こうみんかん	拡声子局	安全安心課	大字不入道 286 番地 1
南畑幼稚園	みなみはた ようちえん	拡声子局	安全安心課	大字埋金 811 番地 1
市ノ瀬第２公民館	いちのせだいに こうみんかん	再送信 拡声子局	安全安心課	大字市ノ瀬 451 番地 5
大浦	おおうら	拡声子局	安全安心課	大字市ノ瀬字大浦 1167 番 7
上梶原公民館	かみかじわら こうみんかん	再送信 拡声子局	安全安心課	大字上梶原 735 番地 3
西畑公民館	にしはた こうみんかん	拡声子局	安全安心課	大字西畑 950 番地 10
西畑運動公園	にしはた うんどうこうえん	再送信 拡声子局	安全安心課	大字西畑 1376 番地付近
鷹取公園	たかとりこうえん	拡声子局	安全安心課	今光 3 丁目 26 番地付近
野入公園	のいりこうえん	拡声子局	安全安心課	中原 2 丁目 167 番地
安徳北小学校	あんとくきた しょうがっこう	拡声子局	安全安心課	五郎丸 1 丁目 11 番地
中原公民館	なかばる こうみんかん	拡声子局	安全安心課	中原 6 丁目 8 番地 1

局名	呼称	種別	設置課	住所
安徳小学校	あんとく しょうがっこう	拡声子局	安全安心課	松木 2 丁目 134
中原公園	なかばるこうえん	拡声子局	安全安心課	中原 5 丁目 74 番地付近
観晴が丘公園	みはるがおか こうえん	拡声子局	安全安心課	観晴が丘 11 番地
仲公園	ちゅうこうえん	拡声子局	安全安心課	仲 1 丁目 87 番地付近
松木西公園	まつきにしこうえん	拡声子局	安全安心課	松木 5 丁目 2 番地付近
王塚台中央公園	おおつかだい ちゅうおうこうえん	拡声子局	安全安心課	王塚台 2 丁目 135 番地
ミリカローデン	みりかろーでん	拡声子局	安全安心課	仲 2 丁目 6 番 1
下梶原公民館	しもかじわら こうみんかん	拡声子局	安全安心課	下梶原 1 丁目 9 番地 3
カワセミ公園	かわせみこうえん	拡声子局	安全安心課	大字安徳 69 番地付近
城ノ下	じょうのした	拡声子局	安全安心課	大字山田 399 番地付近
山田島添	やまだしまぞえ	拡声子局	安全安心課	大字山田 528 番地 3
今池公園	いまいけこうえん	拡声子局	安全安心課	片縄北 8 丁目 3 番地
記念池	きねんいけ	拡声子局	安全安心課	片縄西 4 丁目 18 番地 1 付近
福岡女子商業 高等学校	ふくおかじょし しょうぎょうこうこう	拡声子局	安全安心課	片縄北 1 丁目 4 番地 1
岩戸北小学校	いわときた しょうがっこう	再送信 拡声子局	安全安心課	恵子 1 丁目 1 番地 1
那珂川北中学校	なかがわきた ちゅうがっこう	拡声子局	安全安心課	片縄西 3 丁目 26 番地
恵子児童館	えこじどうかん	拡声子局	安全安心課	恵子 4 丁目 1 番地 2
後野公民館	うしろのこうみんかん	拡声子局	安全安心課	後野 4 丁目 9 番地 2
別所浦田	べっしょうらた	拡声子局	安全安心課	大字別所 449 番地 13

【ＭＣＡ無線】

無線 No.	種別	形態	設置場所	備考
那防本部	固定指令局	固定	安全安心課	
那防１	移動局	携帯	安全安心課	
那防２	移動局	携帯	安全安心課	
那防３	移動局	携帯	安全安心課	
那防４	移動局	携帯	安全安心課	
那防５	移動局	携帯	安全安心課	
那防６	移動局	携帯	安全安心課	
那防７	移動局	携帯	安全安心課	
那防８	移動局	携帯	安全安心課	
那防９	移動局	携帯	安全安心課	
那防１０	移動局	携帯	安全安心課	
那防１１	移動局	携帯	安全安心課	
那防１２	移動局	携帯	安全安心課	
那防１３	移動局	携帯	安全安心課	
那防１４	移動局	携帯	安全安心課	
那防１５	移動局	携帯	安全安心課	
那防１６	移動局	携帯	安全安心課	
那防１７	移動局	携帯	安全安心課	
那防１８	移動局	携帯	安全安心課	
那防１９	移動局	携帯	安全安心課	
那防２０	移動局	携帯	安全安心課	
那防２１	移動局	携帯	安全安心課	
那防２２	移動局	携帯	安全安心課	
那防２３	移動局	携帯	安全安心課	
那防２４	移動局	携帯	安全安心課	
那防２５	移動局	携帯	安全安心課	
那防２６	移動局	携帯	安全安心課	
那防２７	移動局	携帯	安全安心課	休止中
那防２８	移動局	携帯	安全安心課	休止中
那防２９	移動局	携帯	安全安心課	休止中
那防３０	移動局	携帯	安全安心課	休止中
那防３１	移動局	携帯	安全安心課	休止中
那防３２	移動局	携帯	安全安心課	休止中
那防３３	移動局	携帯	安全安心課	休止中
那防３４	移動局	携帯	安全安心課	休止中
那防３５	移動局	携帯	安全安心課	休止中
那防３６	移動局	携帯	安全安心課	休止中
那防３７	移動局	携帯	安全安心課	休止中
那防３８	移動局	携帯	安全安心課	休止中

無線 No.	種別	形態	設置場所	備考
団長	移動局	携帯	団長	
副団長１	移動局	携帯	副団長	
副団長２	移動局	携帯	副団長	
本分団長	移動局	携帯	本部分団長	
本分団副１	移動局	携帯	本部分団副分団長	
本分団副２	移動局	携帯	本部分団副分団長	
１分団長	移動局	携帯	第１分団長	
１分団副１	移動局	携帯	第１分団副分団長	
１分団副２	移動局	携帯	第１分団副分団長	
２分団長	移動局	携帯	第２分団長	
２分団副１	移動局	携帯	第２分団副分団長	
２分団副２	移動局	携帯	第２分団副分団長	
３分団長	移動局	携帯	第３分団長	
３分団副１	移動局	携帯	第３分団副分団長	
３分団副２	移動局	携帯	第３分団副分団長	
本部分団	移動局	携帯	本部分団部長	
消防１−１	移動局	携帯	第１分団第１部部長	
消防１−２	移動局	携帯	第１分団第２部部長	
消防１−３	移動局	携帯	第１分団第１部班長	
消防１−５	移動局	携帯	第１分団第２部班長	
消防２−１	移動局	携帯	第２分団第１部班長	
消防２−２	移動局	携帯	第２分団第２部部長	
消防２−３	移動局	携帯	第２分団第３部班長	
消防２−４	移動局	携帯	第２分団第１部班長	
消防２−５	移動局	携帯	第２分団第１部班長	
消防３−１	移動局	携帯	第３分団第１部部長	
消防３−２	移動局	携帯	第３分団第２部部長	
消防３−３	移動局	携帯	第３分団第３部班長	
消防３−４	移動局	携帯	第３分団第２部班長	
消防３−５	移動局	携帯	第３分団第１部班長	
消防３−６	移動局	携帯	第３分団第３部部長	
妙見	移動局	可搬	妙見	孤立する恐れのある集落
冠ヶ丘	移動局	可搬	冠ケ丘団地	孤立する恐れのある集落
次郎丸	移動局	可搬	別所	孤立する恐れのある集落
ウソヤマ	移動局	可搬	別所	孤立する恐れのある集落
小中	移動局	可搬	西畑	孤立する恐れのある集落
大山	移動局	可搬	西畑	孤立する恐れのある集落
芋生	移動局	可搬	西畑	孤立する恐れのある集落
戸板	移動局	可搬	戸板	孤立する恐れのある集落
不入道	移動局	可搬	不入道	孤立する恐れのある集落

無線 No.	種別	形態	設置場所	備考
成竹	移動局	可搬	成竹	孤立する恐れのある集落
埋金	移動局	可搬	埋金	孤立する恐れのある集落
榎木ヶ原	移動局	可搬	埋金	孤立する恐れのある集落
下代久事１	移動局	可搬	下代久事	孤立する恐れのある集落
下代久事２	移動局	可搬	下代久事	孤立する恐れのある集落
田町	移動局	可搬	田町	孤立する恐れのある集落
市ノ瀬	移動局	可搬	市ノ瀬	孤立する恐れのある集落
大谷	移動局	可搬	大谷	孤立する恐れのある集落
苗ケ尾	移動局	可搬	苗ケ尾	孤立する恐れのある集落
地別当	移動局	可搬	上梶原	孤立する恐れのある集落
内河	移動局	可搬	上梶原	孤立する恐れのある集落
中ノ瀬	移動局	可搬	上梶原	孤立する恐れのある集落
江ノ木谷	移動局	可搬	上梶原	孤立する恐れのある集落
荒谷	移動局	可搬	上梶原	孤立する恐れのある集落
南面里	移動局	可搬	南面里	孤立する恐れのある集落
萩ノ原	移動局	可搬	萩ノ原	孤立する恐れのある集落
堀切	移動局	可搬	堀切	孤立する恐れのある集落

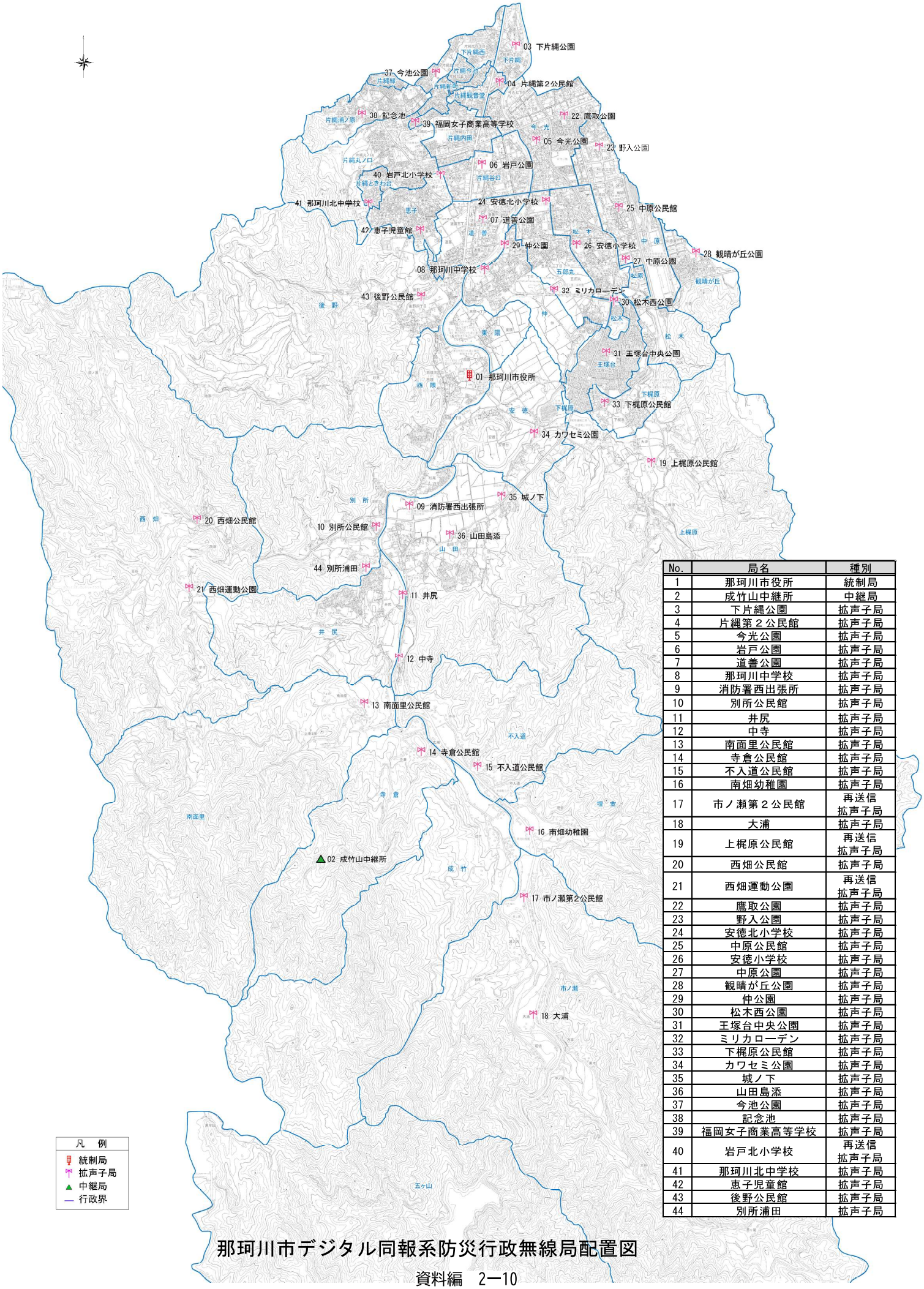

No.	局名	種別
1	那珂川市役所	統制局
2	成竹山中継所	中継局
3	下片縄公園	拡声子局
4	片縄第２公民館	拡声子局
5	今光公園	拡声子局
6	岩戸公園	拡声子局
7	道善公園	拡声子局
8	那珂川中学校	拡声子局
9	消防署西出張所	拡声子局
10	別所公民館	拡声子局
11	井尻	拡声子局
12	中寺	拡声子局
13	南面里公民館	拡声子局
14	寺倉公民館	拡声子局
15	不入道公民館	拡声子局
16	南畑幼稚園	拡声子局
17	市ノ瀬第２公民館	再送信 拡声子局
18	大浦	拡声子局
19	上梶原公民館	再送信 拡声子局
20	西畑公民館	拡声子局
21	西畑運動公園	再送信 拡声子局
22	鷹取公園	拡声子局
23	野入公園	拡声子局
24	安徳北小学校	拡声子局
25	中原公民館	拡声子局
26	安徳小学校	拡声子局
27	中原公園	拡声子局
28	観晴が丘公園	拡声子局
29	仲公園	拡声子局
30	松木西公園	拡声子局
31	王塚台中央公園	拡声子局
32	ミリカローデン	拡声子局
33	下梶原公民館	拡声子局
34	カワセミ公園	拡声子局
35	城ノ下	拡声子局
36	山田島添	拡声子局
37	今池公園	拡声子局
38	記念池	拡声子局
39	福岡女子商業高等学校	拡声子局
40	岩戸北小学校	再送信 拡声子局
41	那珂川北中学校	拡声子局
42	恵子児童館	拡声子局
43	後野公民館	拡声子局
44	別所浦田	拡声子局

那珂川市デジタル同報系防災行政無線局配置図

資料編　2−10

消防本部車両一覧

（１）現有車両配置及び車両数

（令和３年１月１日現在）

	消防本部	消防署（本署）	南出張所	東出張所	西出張所	北出張所	合計
水槽付消防ポンプ		1	1		1	1	4
化学消防ポンプ車				1			1
消防ポンプ車		1					1
梯子付消防ポンプ車		1					1
救助工作車		1					1
高規格救急車		1	1	1	1	2	6
指揮車		1					1
支援１		1					1
支援２		1					1
支援３		1					1
無線中継車		1					1
予備車（水槽付消防ポンプ車）					1	1	2
予備車（高規格救急車）		2					2
多目的乗用車	1						1
指令車	1						1
査察車	2						2
連絡車	2		1	1	1	1	6
合　　計	6	１２	3	3	4	5	３３

那珂川市消防団一覧

（１）現有車両配置状況

（令和６年４月１日現在）

所属	部・班	車種別	車名別	購入年月
本部		指令車	日産	R2.12
	女性部	広報車	日産	H26.3
本部分団		小型動力ポンプ付積載車	日産	R2.3
第１分団	第１部第１班	消防ポンプ自動車（ＣＤ-１型）	日野	H24.11
	第１部第２班	小型動力ポンプ付軽積載車	ダイハツ	R2.3
	第２部	小型動力ポンプ付積載車	日産	H28.3
第２分団	第１部第１班	小型動力ポンプ付積載車	日産	H29.1
	第１部第２班	小型動力ポンプ付軽積載車	ダイハツ	H29.1
	第２部	小型動力ポンプ付積載車	日産	H26.3
	第３部	消防ポンプ自動車（ＣＤ-１型）	日野	H27.1
第３分団	第１部第１班	消防ポンプ自動車（ＣＤ-１型）	日野	H29.1
	第１部第２班	小型動力ポンプ付軽積載車	ダイハツ	H29.1
	第２部	小型動力ポンプ付積載車	日産	H28.3
	第３部第１班	小型動力ポンプ付積載車	日産	H31.3
	第３部第２班	小型動力ポンプ付軽積載車	ダイハツ	H31.3

（２）団員数・ポンプ数・範囲

（令和６年１０月１日現在）

分団名	団員数	保有ポンプ数		範　囲
		自動車	積載車	
団本部	５			市内全域
本部分団	４７		１	市内全域
第１分団	５１	１	２	南畑地区
第２分団	６５	１	３	岩戸・片縄地区
第３分団	５５	１	４	安徳地区
合計	２２３	３	１０	

災害時における応急対策業務協定業者一覧

（令和３年１月１日現在）

名称	所在地	電話番号	備考
那珂川市土木協力会	上梶原 883-3	954-1700	（有）木下土木
那珂川市建設業協力会	王塚台 1-49	953-0391	（株）銘和建設
那珂川市電設協力会	中原 4 丁目 49-2	953-5475	（株）つばき電設
那珂川市コンサルタント協会	片縄西 1 丁目 3-8	952-5555	（株）建栄測量設計
南福岡管工事協同組合 春日那珂川支部	大字安徳 8	952-2310	（有）開衛設備
那珂川市交通安全施設業協力会	今光 8 丁目 5-1-310	952-9501	太陽工業（株）

第２種感染症指定医療機関一覧

（令和２年４月１日現在）

ブロック	医療機関名	住所	感染症病床数	電話
福岡	福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町 13-1	４	632-1111
	九州医療センター	福岡市中央区地行浜１丁目 8-1	２	852-0700
	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠３丁目 1-1	２	521-1211
	福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院１丁目 1-1	２	920-1011
	福岡徳洲会病院	春日市須玖北４丁目５	２	573-6622
	福岡東医療センター	古賀市千鳥１丁目 1-1	１０	943-2331
北九州	北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借２丁目 1-1	１６	093-541-1831
筑豊	田川市立病院	田川市大字糒 1700-2	８	0947-44-2100
筑後	聖マリア病院	久留米市津福本町 422	６	0942-35-3322
	新古賀病院	久留米市天神町 120	８	0942-38-2222
	筑後市立病院	筑後市大字和泉 917-1	２	0942-53-7511
	大牟田病院	大牟田市大字橘 1044-1	２	0944-58-1122

（福岡県地域防災計画より）

那珂川市全医療機関名簿

（１）医院

（５０音順）

	病・医院名	住所	電話番号	病床数
1	あんどう泌尿器科クリニック	中原２丁目 127	954-1616	無床
2	いけだ内科クリニック	片縄東１丁目 21-23	408-6401	無床
3	いのうえファミリークリニック	片縄８丁目 122	408-1212	無床
4	たかはたこどもクリニック	五郎丸１丁目 9-1	953-6605	無床
5	うれしの外科胃腸科クリニック	片縄９丁目 30-4	954-1111	無床
6	江副クリニック	今光５丁目９	954-1300	無床
7	太田外科クリニック	片縄東１丁目 13-18	952-2250	無床
8	かく小児科医院	道善２丁目 54	953-3344	無床
9	かじやま内科クリニック	王塚台１丁目 21-1	952-3731	無床
10	香月内科クリニック	道善１丁目 17	953-2862	無床
11	黒崎整形外科医院	中原２丁目４	954-2551	無床
12	ごう脳神経外科クリニック	山田 1150-1	951-5219	１９床
13	古賀胃腸科外科クリニック	今光８丁目 4-30	953-4117	無床
14	女性クリニックみのり	中原３丁目 127-2Ｆ	555-3663	無床
15	じんのうち耳鼻咽喉科	松木１丁目 146	951-3387	無床

	病・医院名	住所	電話番号	病床数
16	たけすえ耳鼻科クリニック	片縄 5 丁目 14	953-6687	無床
17	竹田胃腸科外科医院	中原 3 丁目 29	953-1122	１９床
18	田中内科医院	片縄 5 丁目 45-1	951-2233	無床
19	ちくし那珂川病院	仲 2 丁目 8-1	555-8835	99 床
20	ちだクリニック	松木 2 丁目 185	953-4231	無床
21	つちもち脳神経外科・ 内科クリニック	片縄 2 丁目 12 サンシャイン那珂川 1F	951-3610	無床
22	中島こうやクリニック	中原 2 丁目 127	954-1611	２床
23	なかの眼科クリニック	中原 2 丁目 127	953-1139	無床
24	のぞみメンタルクリニック	中原 2 丁目 130	953-5800	無床
25	服部内科クリニック	道善 2 丁目 59-1	953-5522	無床
26	ほんぼう皮ふ科クリニック	道善 2 丁目 50	952-1950	無床
27	前野クリニック	仲１丁目 56	954-1812	無床
28	マミーズクリニックルナ	道善 2 丁目 69	952-1779	無床
29	水ノ江医院	今光 3 丁目 11	952-8648	無床
30	溝口眼科医院	道善 2 丁目 71-2	952-0630	無床
31	目野内科クリニック	片縄北 6 丁目 3-20	951-3377	無床
32	諸岡整形外科病院	片縄 3 丁目 81	952-8888	５４床
33	諸岡整形外科クリニック	片縄 3 丁目 101	954-0555	１９床
34	よこやま内科胃腸クリニック	片縄北 3 丁目 11-20	555-5007	無床
35	吉田クリニック	中原 4 丁目 53-2	985-9730	無床

（２）歯科医院

（５０音順）

	病・医院名	住所	電話番号
1	あかしや通り歯科クリニック	片縄 3 丁目 4	408-5535
2	あらまき歯科医院	片縄東 1 丁目 22-13	953-1181
3	あわたぐち歯科医院	片縄北 5 丁目 85	555-6972
4	アールデンタルオフィス	中原 5 丁目 35-1	952-9777
5	いいづか歯科医院	片縄 10 丁目 10-3	953-6480
6	おおさき歯科医院	道善 2 丁目 52	952-2511
7	岡村歯科医院	西隈 2 丁目 1-1	952-2880
8	きや歯科医院	五郎丸 2 丁目 45-2	953-7164
9	那珂川こじま歯科小児矯正歯科医院	松木 2 丁目 87	951-0702
10	KiD's 歯科なかがわ	中原 4 丁目 39	951-5116
11	古賀歯科医院	中原 2 丁目 27	952-8078
12	サクラ歯科	中原 2 丁目 130	953-4305

	病・医院名	住所	電話番号
13	さとう歯科医院	松木 1 丁目 150-１　エントピア白水 1F	952-0756
14	せき歯科医院	仲 2 丁目 1-25	953-6655
15	園田デンタルクリニック	松木 2 丁目 49	555-6095
16	高山歯科医院	五郎丸 1 丁目 1	952-4618
17	田中歯科医院	今光 4 丁目 134	953-1880
18	仲吉歯科医院	片縄 2 丁目 139 番	953-1213
19	ふたつぎ歯科クリニック	王塚台 1 丁目 21-2	952-0122
20	ひらせ歯科医院	片縄北 1 丁目 1-1	952-9520
21	本田歯科医院	中原 2 丁目 132　真和ビル 1F	954-2218
22	モリ歯科医院	片縄 4 丁目 92-1	952-6788
23	山下ひさや歯科クリニック	後野 2 丁目 5-19	953-5013
24	吉永歯科医院	道善 2 丁目 41	952-6511

（３）薬局

（５０音順）

	病・医院名	住所	電話番号
1	エース薬局	道善 2 丁目 59-2	953-0045
2	大賀薬局　筑紫那珂川病院前店	仲 2 丁目 8-1	954-2071
3	大賀薬局　道善店	道善 5 丁目 25	953-8204
4	大賀薬局　那珂川店	片縄 5 丁目 19	953-3721
5	さかきばら薬局　松木店	松木 1 丁目 146	408-1179
6	さめしま薬局　本店	山田 1151-1	952-8699
7	さめしま薬局　山田店	山田 1151-2	951-8770
8	サン調剤薬局　那珂川店	片縄 9 丁目 36	954-2354
9	新生堂薬局　那珂川店	中原 2 丁目 19	951-0280
10	すみれ薬局	中原 3 丁目 23-2	952-9657
11	そうごう薬局　今光店	今光 3 丁目 30	953-7551
12	そよかぜ薬局	片縄 2 丁目 12-2	555-7640
13	タケシタ調剤薬局　那珂川店	片縄 3 丁目 94	953-5648
14	中央薬局　かたなわ店	片縄北 3 丁目 11-19	555-4070
15	なぎのき薬局	松木 2 丁目 94	710-1116
16	ハート薬局　那珂川	片縄北 6 丁目 3-17	555-8935
17	博多南薬局	中原 2 丁目 118	952-1402
18	メルシー調剤薬局	道善 1 丁目 35	954-3567
19	ユーカリ薬局	仲 1 丁目 124-2	952-8690
20	わんぱく薬局	五郎丸 1 丁目 9-1	954-1006

水防関係機関一覧

名称	電話番号	備考
九州電力（株）福岡南営業所	0120-986-207	
西部ガス（株）供給管理センター	633-2327	
日本電信電話（株）サービス運営課	714-8500	
日本放送協会　福岡放送局	724-2884	無線 78-982-70

雨量計設置箇所一覧

設置場所	所在地	備考
南畑ダム	五ヶ山字下北川 908-7	
別所なかがわ苑	別所 579	
九千部	大字市ノ瀬字苗ケ尾	

危険物規制施設集計表

（令和３年１月３１日現在）

届出別施設	製造所	貯蔵所								取扱所						合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	小計	
	0	5	2	4	12	0	8	1	32	21	2	0	0	6	29	61

市有車両一覧表

（令和６年１１月３０日現在）

（1）集中管理車両　２２両

登録番号	車両番号	車名	用途	所属課	摘要
福岡 480 そ	53-73	三菱 ハイルーフバン(S・P付)	軽貨物	総務課	
福岡 480 と	55-80	ダイハツ ハイルーフバン	軽貨物	総務課	
福岡 480 て	81-24	スズキ ハイルーフバン	軽貨物	総務課	
福岡 582 て	92-63	三菱　ステーションワゴン（EV）	軽貨物	総務課	
福岡 480 そ	53-74	三菱 ハイルーフバン(S・P付)	軽貨物	総務課	
福岡 480 そ	53-75	三菱 ハイルーフバン(S・P付)	軽貨物	総務課	
福岡 480 て	81-25	スズキ ハイルーフバン	軽貨物	総務課	
福岡 303 の	46-72	三菱 エクリプスクロス（PHEV）	軽貨物	総務課	
福岡 480 そ	32-97	三菱 ハイルーフバン	軽貨物	総務課	
福岡 480 と	55-81	ダイハツ ハイルーフバン	軽貨物	総務課	
福岡 582 て	92-67	三菱　ステーションワゴン（EV）	軽貨物	総務課	
福岡 480 の	89-78	三菱 ミニキャブ EV(S・P付)	軽貨物	総務課	
福岡 582 て	92-68	三菱　ステーションワゴン（EV）	軽貨物	総務課	
福岡 480 の	89-79	三菱 ミニキャブ EV（S・P付）	軽貨物	総務課	
福岡 480 て	81-26	スズキ ハイルーフバン	軽貨物	総務課	
福岡 303 の	46-73	三菱 エクリプスクロス（PHEV）	軽貨物	総務課	
福岡 480 の	89-77	三菱 ミニキャブ EV	軽貨物	総務課	
福岡 480 と	55-82	ダイハツ ハイルーフバン	軽貨物	総務課	
福岡 400 ほ	95-78	三菱 ダンプ	小貨物	総務課	
福岡 302 て	56-58	トヨタ プリウス(ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ)	普通	総務課	
福岡 503 ち	4-54	ニッサン セレナ(ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ)	普通	総務課	
福岡 302 に	49-27	ニッサン エクストレイル	普通	総務課	

（2）専用車　２７両

登録番号	車両番号	車名	用途	所属課	摘要
福岡 400 は	46-28	トヨタ ダイナトラックユニック	小貨物	環境課	
福岡 480 す	49-79	ダイハツ ハイゼット	軽貨物	環境課	
福岡 480 そ	49-38	スズキ エブリィ(4WD)	軽貨物	建設課	
福岡 480 な	66-41	スズキ キャブオーバー	軽貨物	建設課	
福岡 480 て	60-14	ダイハツ ハイルーフバン	軽貨物	建設課	
福岡 480 け	89-61	三菱 ハイルーフバン	軽貨物	地域振興課	
福岡 480 く	95-43	スズキ ダンプトラック(4W)	軽貨物	地域振興課	
福岡 480 す	37-31	三菱 ハイルーフバン(4WD)	軽貨物	地域振興課	
福岡 480 と	36-98	スズキ キャブオーバー	軽貨物	地域振興課	
福岡 200 あ	3-60	トヨタ ハイエース	バ　ス	都市計画課	
福岡 200 あ	3-65	トヨタ ハイエース	バ　ス	都市計画課	
福岡 200 か	45-43	日産　ポンチョ	バ　ス	都市計画課	

登録番号	車両番号	車名	用途	所属課	摘要
福岡 200 か	45-44	日産　ポンチョ	バ　ス	都市計画課	
福岡 200 か	45-12	日産　ポンチョ	バ　ス	都市計画課	
福岡 480 ね	81-76	三菱 ミニキャブ　ミーブ	軽貨物	下水道課	
福岡 480 ぬ	52-88	日産　ハイルーフバン	軽貨物	下水道課	
福岡 480 け	37-17	三菱 ハイルーフバン	軽貨物	下水道課	
福岡 480 た	17-17	スズキ キャリーKC	軽貨物	農林課	
福岡 480 つ	63-45	ダイハツ バン	軽貨物	農林課	
福岡 480 き	38-93	三菱 バン	軽貨物	農林課	
福岡 400 の	86-55	日産 キャブオーバー	軽貨物	高齢者支援課	
福岡 400 の	86-61	日産 キャブオーバー	軽貨物	高齢者支援課	
福岡 581 ゆ	17-51	スズキ アルト	軽乗用	高齢者支援課	
福岡 582 そ	99-50	スズキ アルト	軽乗用	こども応援課	
那珂川か	34	ホンダ 原付	原付	生活福祉課	
福岡 581 む	93-36	スズキ アルト	軽乗用	生活福祉課	
福岡 480 こ	80-72	三菱 ハイルーフバン(4WD)	軽貨物	教育総務課	

（3）出先機関

登録番号	車両番号	車名	用途	所属課	摘要
福岡 480 す	48-95	三菱 ハイルーフバン	軽貨物	社会教育課	中央公民館
福岡 480 さ	23-83	三菱 ミニゼッタ	軽貨物	スポーツ課	市民体育館
福岡 480 ち	79-98	ダイハツ バン	軽貨物	社会教育課	
福岡 480 つ	68-58	三菱 ハイルーフバン	軽貨物	文化振興課	文化財
福岡 480 こ	53-87	ダイハツ ハイルーフバン	軽貨物	子育て支援課	中央保育所
福岡 480 そ	65-94	スズキ バン	軽貨物	こども応援課	ふれあいこども館
福岡 480 く	68-07	三菱 ハイルーフバン	軽貨物	学校教育課	特別支援教育センター

（4）消防自動車

登録番号	車両番号	車名	用途	所属	車庫
福岡 800 そ	4-47	日産　エクストレイル	特殊	本部	市役所
福岡 880 あ	15-17	日産　デイズ	特殊	本部	市役所
福岡 800 せ	97-46	日産	特殊	本部分団	市役所
福岡 800 せ	29-34	日野　デュトロ	特殊	第１分団第１部第１班	不入道
福岡 880 あ	26-65	ダイハツ	特殊	第１分団第１部第２班	南面里
福岡 800 せ	59-86	日産　アトラス	特殊	第１分団第２部	埋金・市ノ瀬
福岡 800 せ	67-62	日産　アトラス	特殊	第２分団第１部第１班	山田
福岡 880 あ	20-68	ダイハツ　ハイゼット	特殊	第２分団第１部第２班	西畑
福岡 800 せ	40-57	日産　アトラス	特殊	第２分団第２部	道善・恵子
福岡 800 せ	48-11	日野　デュトロ	特殊	第２分団第３部	片縄
福岡 800 せ	67-60	日野	特殊	第３分団第１部第１班	松木
福岡 880 あ	20-67	ダイハツ　ハイゼット	特殊	第３分団第１部第２班	今光
福岡 800 せ	59-87	日産　アトラス	特殊	第３分団第２部	仲・安徳
福岡 800 せ	87-89	日産　アトラス	特殊	第３分団第３部第１班	中原
福岡 880 あ	24-75	ダイハツ　ハイゼット	特殊	第３分団第３部第２班	梶原

給水車及び給水タンク保有状況一覧

春日那珂川水道企業団

（平成３０年５月３１日現在）

種類		数量	備考
給水タンク	１ｔ	２基	
	０．５ｔ	３基	

（福岡県地域防災計画による）

近隣火葬場所一覧

名称	所在地	処理能力	
		体／日	火葬炉数
筑慈苑施設組合　筑慈苑	筑紫野市大字山家 3745-1	３６	１２基
那珂川葬祭場　華石苑	大字上梶原 529-43	７	３基＋胞衣炉１基
福岡市葬祭場	福岡市南区桧原 6 丁目 1-1	６４	２５基＋胞衣炉１基
北筑昇華苑組合　北筑昇華苑	古賀市青柳 145-1	６４	１６基

※処理能力は、当該施設が被災しておらず、可能な限り時間延長をした場合の最大値である。

（福岡県地域防災計画による）

防災関係機関の連絡先一覧表

(1) 市行政機関

名　称	電　話	住　所
那珂川市役所	953-2211(無線：78-305-70　無線 FAX：78-305-75)	那珂川市西隈 1-1-1

(2) 県行政機関

名　称	電　話		住　所
福岡県消防防災指導課	(災害時優先) 641-4734　FAX：643-3990 (無線 FAX：78-700-7390～7392)		福岡市博多区東公園 7-7
	・企画監席 無線：78-700-7020 ・防災企画係 無線：78-700-7021 ・防災指導係 643-3113 FAX：643-3117 無線：78-700-7023 ・消防係 無線：78-700-7025 ・防災情報係 無線：78-700-7024 ・統制室 無線：78-700-7026 ・宿直室 無線：78-700-7027	・災害対策本部室 無線：78-700-7500 ～7504 ・衛星回線無線室 無線：78-700-7330 ～7339	企画地域振興部 ・総合政策課 無線：78-700-7032 県土整備部 ・河川管理課 無線：78-700-7103 無線 FAX：78-700-7396 ・県土整備総務課 無線：78-700-7102 農林水産部 ・農林水産政策課 無線：78-700-7072 福祉労働部 ・福祉総務課 無線：78-700-7082
福岡県福岡農林事務所	735-6121 (無線：78-801-701　無線 FAX：78-801-760)		福岡市中央区赤坂 1-8-8
那珂県土整備事務所	513-5563 (無線：78-821-711,78-821-210 無線 FAX：78-821-761)		大野城市白木原 3-5-25
筑紫保健福祉環境事務所	513-5581　FAX：513-5598 (無線：78-821-751,78-821-410)		大野城市白木原 3-5-25
南畑･五ケ山ダム管理出張所	952-2033 (無線：78-700-7410～7411 無線 FAX：78-700-7415)		那珂川市大字五ヶ山 908-8

(3) 警察

名　称	電　話	住　所
福岡県警察本部	641-4141 FAX：641-5729	福岡市博多区東公園 7-7
春日警察署	580-0110	春日市原町 3-1-21
春日警察署　那珂川警部交番		那珂川市五郎丸 1-7
春日警察署　南畑駐在所		那珂川市大字埋金 853-3

(4) 自衛隊

名　称	電　話	住　所
陸上自衛隊　第４後方支援連隊	591-1020	春日市大和町 5-12
陸上自衛隊　第３部防衛班	591-1020(無線：77-983-70)	春日市大和町 5-12

（5）指定地方行政機関

名　称	電　話	住　所
福岡国道事務所福岡維持出張所	405-0396　FAX：672-9040	福岡市東区水谷 2-55-11
九州農政局福岡県拠点	281-8261	福岡市博多区住吉 3-17-21
福岡管区気象台	725-3600　（無線：78-981-70） （無線 FAX：78-981-75）	福岡市中央区大濠 1-2-36
福岡森林管理署	843-2100	福岡市早良区百道 1-16-29

（6）指定公共機関

名　称	電　話	住　所
西日本電信電話(株)九州支店	476-6161	福岡市博多区博多駅東 2-3-1
西日本旅客鉄道(株) 博多総合車両所	952-5680	那珂川市中原東 2-1-1
九州電力送配電(株)福岡南配電事業所	922-6124	筑紫野市二日市西 1-6-5
日本郵便(株)筑紫郵便局	0570-943-727	福岡市南区屋形原 3-44-1
日本赤十字社福岡県支部	523-1171　FAX：521-2552 （無線：77-980-0）	福岡市南区大楠 3-1-1
日本放送協会福岡放送局	724-2800　FAX：724-2882 （無線：77-982）	福岡市中央区六本松 1-1-10
日本銀行福岡支店	725-5511　FAX：732-1170	福岡市中央区天神 4-2-1

（7）指定地方公共機関

名　称	電　話	住　所
西部ガス(株)供給管理センター	633-2327　FAX：632-9101	福岡市東区東浜 1-10-75
西日本鉄道(株)那珂川自動車営業所	952-2110	那珂川市道善 5-67-29

（8）その他防災上重要な機関

名　称	電　話	住　所
春日・大野城・那珂川 消防組合消防本部	584-1191 （無線：78-651-70　無線 FAX：78-651-75）	春日市春日 2-2-1
春日・大野城・那珂川 消防署西出張所	952-6000	那珂川市大字山田 1159-1
春日・大野城・那珂川 消防署北出張所	589-0119	春日市下白水南 3-51-2
福岡市役所	711-4056 （無線：78-201-70　無線 FAX：78-201-75）	福岡市中央区天神 1-8-1
春日市役所	584-1111 （無線：78-218-70　無線 FAX：78-218-75）	春日市原町 3-1-5
大野城市役所	580-1966 （無線：78-219-70　無線 FAX：78-219-75）	大野城市曙町 2-2-1
筑紫野市役所	923-1111 （無線：78-217-70　無線 FAX：78-217-75）	筑紫野市石崎 1-1-1
太宰府市役所	921-2121 （無線：78-221-71　無線 FAX：78-221-75）	太宰府市観世音寺 1-1-1
春日那珂川水道企業団	571-7001　FAX：574-4960	春日市原町 2-30-2
福岡広域森林組合	952-2022	那珂川市埋金 853-2
那珂川市商工会	952-2949	那珂川市西隈 3-1-10
筑紫農協那珂川支店	952-2611	那珂川市西隈 2-1-16
那珂川市社会福祉協議会	952-4565	那珂川市西隈 1-1-2
(社)筑紫医師会	923-1331	太宰府市国分 3-13-1

３　市の例規等

3-1　那珂川市防災会議条例

3-2　那珂川市防災会議委員名簿

3-3　那珂川市災害対策本部条例

3-4　那珂川市水防計画書

3-5　那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例

3-6　那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

3-7　那珂川市災害見舞金交付規程

3-8　那珂川市災害見舞金等支給に関する応援救助措置要綱

3-9　災害発生時の広報文例

3-10　災害時における協定先一覧

○那珂川市防災会議条例

(昭和38年12月10日条例第17号)

改正 平成11年12月27日条例第30号　平成14年9月24日条例第47号
平成19年3月29日条例第16号　平成24年10月11日条例第18号
平成30年6月27日条例第19号

(目的)

第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき、那珂川市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　那珂川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて那珂川市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

(4)　前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げるものをもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　福岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3)　福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　春日・大野城・那珂川消防組合消防本部消防長及び那珂川市消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて任命する者

6　前項に規定する委員の定数は、25人以内とする。

7　第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
(専門委員)
第 4 条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、那珂川市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)
第 5 条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 12 月 1 日から適用する。

附　則(平成 11 年 12 月 27 日条例第 30 号)
この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 14 年 9 月 24 日条例第 47 号)
この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 16 号)
(施行期日)
1　この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(那珂川町水防協議会条例の廃止)
2　那珂川町水防協議会条例（昭和 36 年条例第 87 号）は、廃止する。

附　則(平成 24 年 10 月 11 日条例第 18 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 30 年 6 月 27 日条例第 19 号)
この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

那珂川市防災会議委員名簿

（令和７年２月現在）

	那珂川市防災会議条例第３条	所属機関名	役職
	会　　長	那珂川市	市長
１	第１号委員	国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所	福岡西維持出張所長
２	第２号委員	福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課	課長
３	第２号委員	福岡県那珂県土整備事務所	所長
４	第２号委員	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	所長
５	第３号委員	春日警察署	警備課長
６	第４号委員	那珂川市	総務部長
７	第４号委員	那珂川市	市民生活部長
８	第４号委員	那珂川市	都市整備部長
９	第４号委員	那珂川市	健康福祉部長
１０	第４号委員	那珂川市教育委員会	教育部長
１１	第５号委員	那珂川市教育委員会	教育長
１２	第６号委員	春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	消防長
１３	第６号委員	那珂川市消防団	団長
１４	第７号委員	西日本電信電話株式会社九州支店	災害対策室長
１５	第７号委員	九州電力送配電株式会社	配電グループ長
１６	第７号委員	西部ガス株式会社供給管理センター	保安グループマネージャー
１７	第７号委員	一般社団法人　筑紫医師会	医師
１８	第８号委員	那珂川市区長会	区長会代表
１９	第９号委員	陸上自衛隊第４後方支援連隊	補給隊長
２０	第９号委員	春日那珂川水道企業団	総務課長
２１	第９号委員	ずっと住みたい那珂川ネット２１	
２２	第９号委員	那珂川市婦人会	会長
２３	第９号委員	那珂川市社会福祉協議会	介護サービス１係長
２４	第９号委員	那珂川市民生委員児童委員連合協議会	会長
２５	第９号委員	那珂川市商工会	理事

○那珂川市災害対策本部条例

(昭和38年12月10日条例第18号)

改正 平成24年10月11日条例第18号　平成30年6月27日条例第19号

(目的)

第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、那珂川市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年12月1日から適用する。

附　則(平成24年10月11日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成30年6月27日条例第19号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

水　防　計　画　書

令和７年２月

那珂川市

目　　次

第１章　総　　則

第１節　目的 …… 1
第２節　用語の定義 …… 1
第３節　市の責任及び居住者等の義務…… 1
第４節　安全配慮 …… 1

第２章　水防組織

第１節　準備配備体制…… 2
第２節　非常配備体制…… 3
第３節　災害対策本部が設置された時の体制…… 5

第３章　重要水防箇所 …… 7

第４章　予報及び警報

第１節　気象台が発表又は伝達する注意報及び警報…… 7
第２節　水位周知河川における水位到達情報…… 8
第３節　県知事が発する水防警報…… 8

第５章　気象・雨量・水位に関する連絡・報告

第１節　気象連絡 …… 10
第２節　雨量及び水位の通報…… 11
第３節　気象予報等の情報収集…… 11

第６章　ダム・水門等の操作

第１節　ダム・水門等…… 12
第２節　操作の連絡 …… 12
第３節　連絡系統 …… 12

第７章　水防機械器具及び資材

第１節　市の水防資材の配置状況…… 13
第２節　水防管理団体の水防資機材の基準…… 14
第３節　輸送路の確保…… 14

第８章　水防活動

第１節　水防配備 …… 15
第２節　巡視及び警戒…… 15
第３節　水防作業 …… 15
第４節　緊急通行 …… 15
第５節　警戒区域の指定…… 16
第６節　避難のための立退き…… 16
第７節　決壊・漏水等の通報及びその後の措置…… 16
第８節　水防配備の解除…… 17

第９章　水防信号及び標識並びに身分証明
第１節　水防信号 …… 18
第２節　水防標識 …… 18
第３節　身分証票 …… 19

第１０章　協力及び応援
第１節　水防信号 …… 20
第２節　河川管理者の協力及び援助…… 20
第３節　警察官の援助要求…… 20
第４節　自衛隊の災害派遣要請…… 21
第５節　国（河川事務所、地方気象台等）との連携…… 22
第６節　企業（地元建設業等）との連携…… 22
第７節　市民、自主防災組織等との連携…… 22

第１１章　費用負担と公用負担
第１節　費用負担 …… 23
第２節　公用負担 …… 23

第１２章　水防報告と記録
第１節　水防報告 …… 25
第２節　水防記録 …… 27

第１３章　その他
第１節　水防訓練 …… 29
第２節　那珂川市防災会議…… 29

第１章　総　則

第１節　目的

本計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号。以下「法」という。）第３３条の規定に基づき、那珂川市（以下「市」という。）における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市域にかかる河川の洪水、内水の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２節　用語の定義

水防管理団体	水防の責任を有する「那珂川市」
水防管理者	水防管理団体の長である「那珂川市長」
水防本部長	水防を統括するため本部を那珂川市庁舎に置き、本部長は「市長」
量水標等	量水標その他の水位観測施設をいう。
水防警報	県知事が、洪水によって災害が起こる恐れがあると認めるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
水位周知河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。
水位到達情報	水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位（通報水位）	河川の水位がこれ以上上昇すると、その沿岸に災害が発生すると思われる水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ県知事又は国土交通大臣が指定した水位をいう。
氾濫注意水位（警報水位）	河川の水位が相当上昇し、その沿岸に災害が発生し、又は発生の可能性が強くなり、特に厳重な水防警戒を要する水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ県知事又は国土交通大臣が指定した水位をいう。
避難判断水位	氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位をいう。避難指示等の発令判断の目安となる。
洪水特別警戒水位	洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として県知事が指定した区域をいう。

第３節　市の責任及び居住者等の義務

市及び市内居住者は、法第３条及び第２４条の規定により、次のとおり水防上の責任、義務を果たさなければならない。

１．市の責任

市の区域内における水防を十分果たすべき責任を有する。（法第３条）

２．居住者等の義務

水防管理者（市長）又は消防機関の長から要請があった場合は、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。（法第２４条）

第４節　安全配慮

洪水において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例）水防団自身の安全確保のために配慮すべき事項

- 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 水防活動は原則として複数人で行う。
- 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第２章　水防組織

福岡管区気象台（以下「気象台」という。）等からの気象情報、又は福岡県（以下「県」という。）から水防警報の通知を受け、必要と認めたときは、那珂川市水防準備本部（以下「水防準備本部」という。）を設置し、気象情報又は水防警報の推移により必要と認めたときは、那珂川市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

ただし、那珂川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の指揮下に入るものとする。

第１節　準備配備体制

１．水防準備本部の設置

区　分		配備体制	福岡管区気象台からの情報	福岡県からの情報
準備配備体制	事態が発生するまでは、かなりの時間的余裕があり、今後の気象情報と水位情報に注意を要するとき	（注意配備） 情報連絡活動を主とし、事態の推移により水防本部を設置できる体制	注意報 （大雨 洪水）	水防警報 （待機 準備）

２．水防準備本部設置時の組織

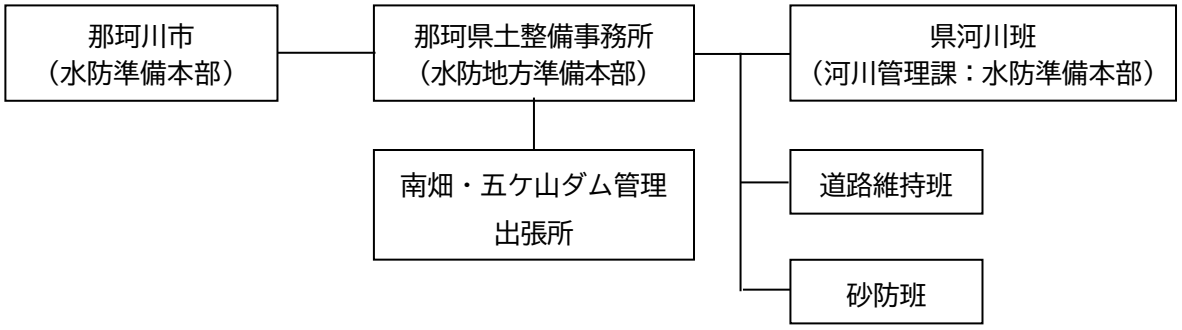

３．水防準備本部設置時の活動

（１）福岡管区気象台の気象注意報及び気象警報の情報収集、並びに那珂県土整備事務所との情報交換を行う。

（２）気象台の注意報又は警報を受けた場合又は洪水危険を察知した場合は、第１段階として計画した人員を招集し、堤防の監視及び注意配備につくものとする。

那珂川市職員（以下「職員」という。）は、水防準備本部設置後は、できるだけ外出は避け、待機し、気象状況の変化に注意して水防指令の発令に備えなければならない。

第２節　非常配備体制

１．水防本部の設置

福岡管区気象台から気象状況の通知を受けて、県が水防本部を設置し、那珂県土整備事務所（水防地方本部）から通知を受け、洪水等の恐れがあると認めたときは、水防本部を設置する。

区　分		配備体制	福岡管区気象台からの情報
非常配備体制	水防事態の発生が予想され水防本部が設置されたとき	（第２配備） 水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	警　報 （大雨 洪水）
	事態が急進し、第２配備体制では処理困難と予想されるとき	（第３配備） 発生事態に対応し支障なく水防活動が遂行できる体制	

２．水防本部設置時の活動

（１）氾濫注意水位に達したとき又はその他必要と認められるときは、第２段階として計画した人員を配置につけるとともに、器具資材を整備し、出動準備を整える。

（２）出動水防信号により全員出動して水防活動を行う。なお第３信号により居住者も出動する。また、第４信号で居住者が退避する。

（３）氾濫注意水位が下がり、再度水位上昇の恐れがなくなったときは、水防体制を解除する。

３．水防組織

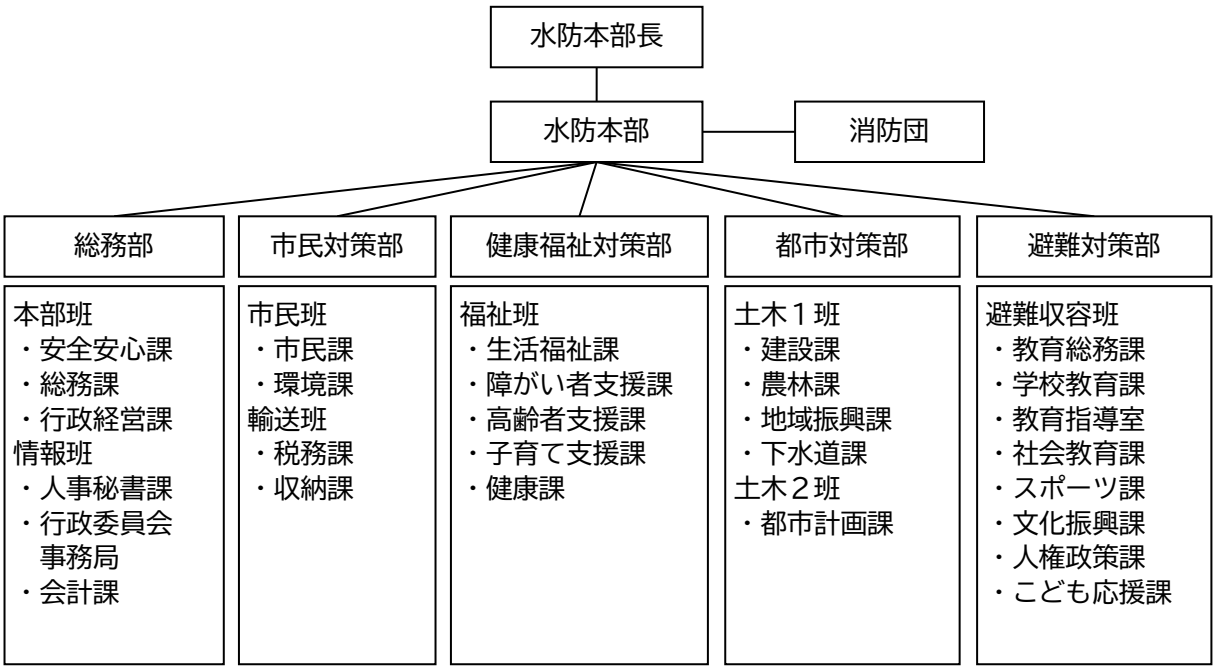

４．水防本部の事務分担

那珂川市役所内に水防本部を置き、その組織及び事務分担は次のとおりとする。

本部・班名	事務分掌
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部班 （安全安心課、総務課、行政経営課）	◆水防本部の設置･解散　◆水防本部会議の庶務 ◆総合的な対策の立案、各部門間の調整 ◆避難指示、警戒区域の設定　◆防災関係機関との連絡調整 ◆国・県及び自衛隊への要請、他自治体との相互協力、民間団体への協力要請 ◆各行政区との連絡･情報の収集　◆防災行政無線の運営管理に関すること ◆他の自治体･機関等の応援受け入れに関すること ◆報道機関との連絡調整　◆臨時ヘリポートの開設計画 ◆水防本部動員職員の取りまとめ　◆水防本部内事務所の配置に関する調整 ◆水防活動に係る物品の調達　◆車両その他輸送手段の確保 ◆他の部･班に属さないこと
情報班 （人事秘書課、行政委員会事務局、会計課）	◆市内の災害発生状況の受信 ◆気象情報等、関連情報の収集・記録・整理・伝達 ◆各部からの情報収集とりまとめ　◆報道機関との連絡調整 ◆庁舎内ネットワークの保守
市民班 （市民課、環境課）	◆人的被害情報の収集
輸送班 （税務課、収納課）	◆応急対策物資の輸送　◆備蓄資機材・食料の輸送 ◆給水活動への協力　◆住家被害に関すること
福祉班 （生活福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課、子育て支援課、健康課）	◆高齢者・障がい者・病人・乳幼児等要配慮者の救援・救助
土木１班 （建設課、農林課、地域振興課、下水道課） 土木２班 （都市計画課）	◆水防活動全般　◆建設業団体との連絡調整 ◆道路・橋梁・水路等の応急対策及び安全確保 ◆公共土木施設の被害調査及び応急復旧対策 ◆危険区域等の被害調査並びに復旧対策 ◆河川・道路その他の障害物の除去　◆交通規制・緊急輸送に関すること
避難収容班 （教育総務課、学校教育課、教育指導室、社会教育課、スポーツ課、文化振興課、人権政策課、こども応援課）	◆被災園児・児童・生徒の救援・救護 ◆臨時ヘリポートの開設協力

５．水防本部設置時の通信連絡

非常時における通信連絡は、次の系統図に従って、無線施設、電話施設及び電報により行うものとし、確実を期するために、送受信者名、時刻、内容等の主たる事項を記録しておくこと。

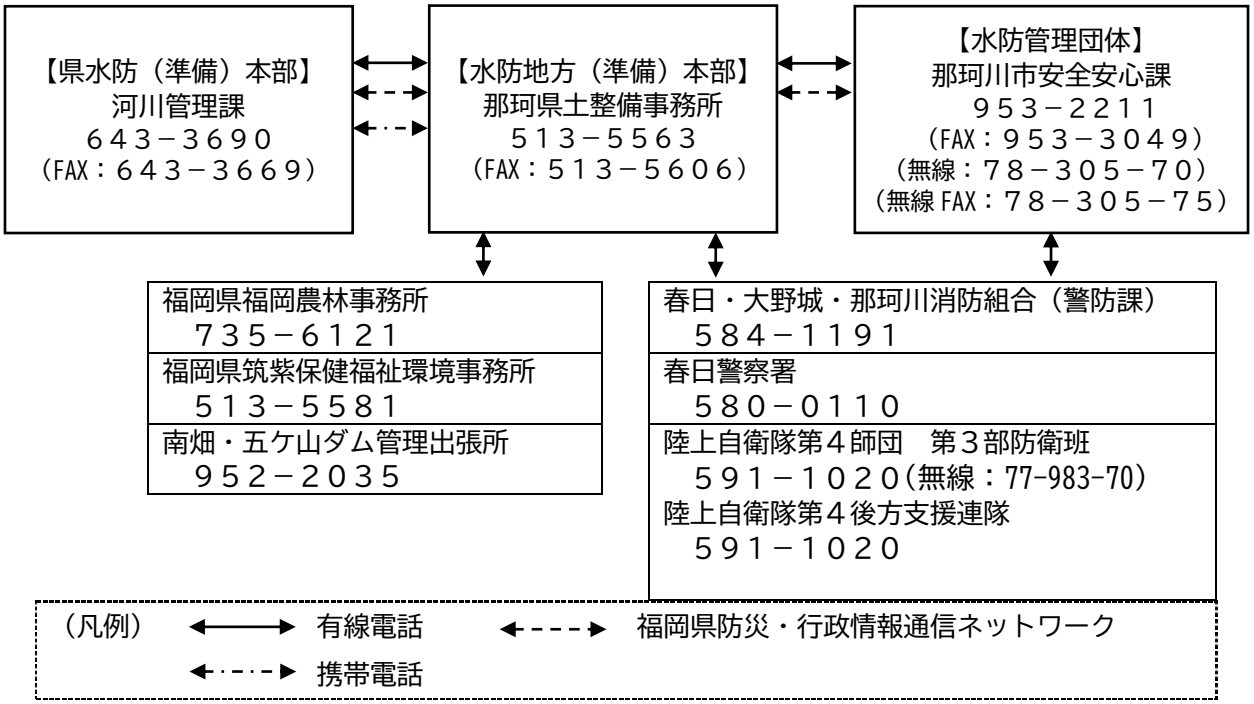

※自衛隊の出動は福岡県知事（以下「知事」という。）に要請する。

但し、緊急の場合は直接自衛隊に申し入れ、その後直ちに知事に報告する。

第３節　災害対策本部が設置された時の体制

那珂川市地域防災計画　風水害対策編　第３章「災害応急対策」の定めるところによる。

第３章　重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

水系名	河川名	左右岸別	延長（m）	位置				重要度	予想される事態	対防水工法
				市郡	区町村	大字	杙杭位置			
那珂川	那珂川	左 右	1,400 900	那珂川		今光	那珂川橋より下流	A	洗掘 溢水	木流し工 積み土俵工
		左	1,800	那珂川		別所西隈	松尾橋上流 200m より轟橋まで	A	洗掘 溢水	木流し工 積み土俵工

（令和６年度福岡県水防計画書による）

第４章　予報及び警報

第１節　気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

福岡管区気象台長は、気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるときは、その状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生する恐れが著しく大きいとき予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報（常時１０分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね１ｋｍごとに５段階に色分けして示す情報（常時１０分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時１０分毎に更新）。

（気象庁が発表する特別警報）（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

第２節　水位周知河川における水位到達情報

１．種類及び発表基準

県知事は、河川水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、県知事から関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

２．県知事が行う水位到達情報の通知

（１）氾濫危険水位到達情報の通知を行う河川

県土整備事務所名	河川名	区間	観測所	氾濫危険水位（避難判断水位）	関係水防管理団体
那珂	那珂川	梶原川合流地点～海	下曰佐	５．５５（５．２９）	福岡市
		南畑ダム～梶原川合流地点	轟橋	３．９９（３．６１）	那珂川市

第３節　県知事が発する水防警報

県知事は、洪水又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害を生ずる恐れがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発令する（水防法第１６条第１項）。

県知事は、水防警報を発令したときは、県水防計画に基づき、直ちにその警報（通知）事項を水防管理者（市長）及び水防関係機関に通知する（水防法第１６条第３項）

水防警報の通知を受けた市長は、関係市民に連絡するとともに、関係各班、消防団、消防本部及び水防関係者を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置を講ずる。

１．水防警報の種類・内容及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合は、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を通知するもの	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。
出動	水防機関が出動する旨を警告するもの	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等、河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
厳重警戒	出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等、河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	氾濫危険水位に達し、氾濫発生の恐れがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

２．県知事が水防警報を行う河川

県土整備事務所名	河川名	区間	観測所	水防団待機水位 氾濫注意水位 氾濫危険水位	関係水防管理団体
那珂	那珂川	梶原川合流地点～海	下曰佐	３．８３ ４．２９ ５．５５	福岡市
		南畑ダム～梶原川合流地点	轟橋	２．４０ ３．１２ ３．９９	那珂川市

第５章　気象・雨量・水位に関する連絡・報告

第１節　気象連絡

１．福岡管区気象台が行う水防に関する警報・注意報の発表基準

福岡管区気象台から発表される注意報、警報のうち、水防活動の利用に適合するものとして、本市に関するものは次のとおりである。

令和６年５月２３日現在

区分	種類	基準とする指標	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	１７
		土壌雨量指数基準	１０５
	洪水	流域雨量指数基準	那珂川流域＝１７、梶原川流域＝８ 西畑川流域＝７．４、芋生川流域＝４．８
		複合基準※1	那珂川流域＝（１３、１７）
警報	大雨　浸水害 土砂災害	表面雨量指数基準	２８
		土壌雨量指数基準	１４８
	洪水	流域雨量指数基準	那珂川流域＝２１．３、梶原川流域＝１０．１ 西畑川流域＝９．３、芋生川流域＝６．１
		複合基準※1	那珂川流域＝（１３、１９．１）
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	１１０mm

※1　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

２．予報・警報の伝達系統図

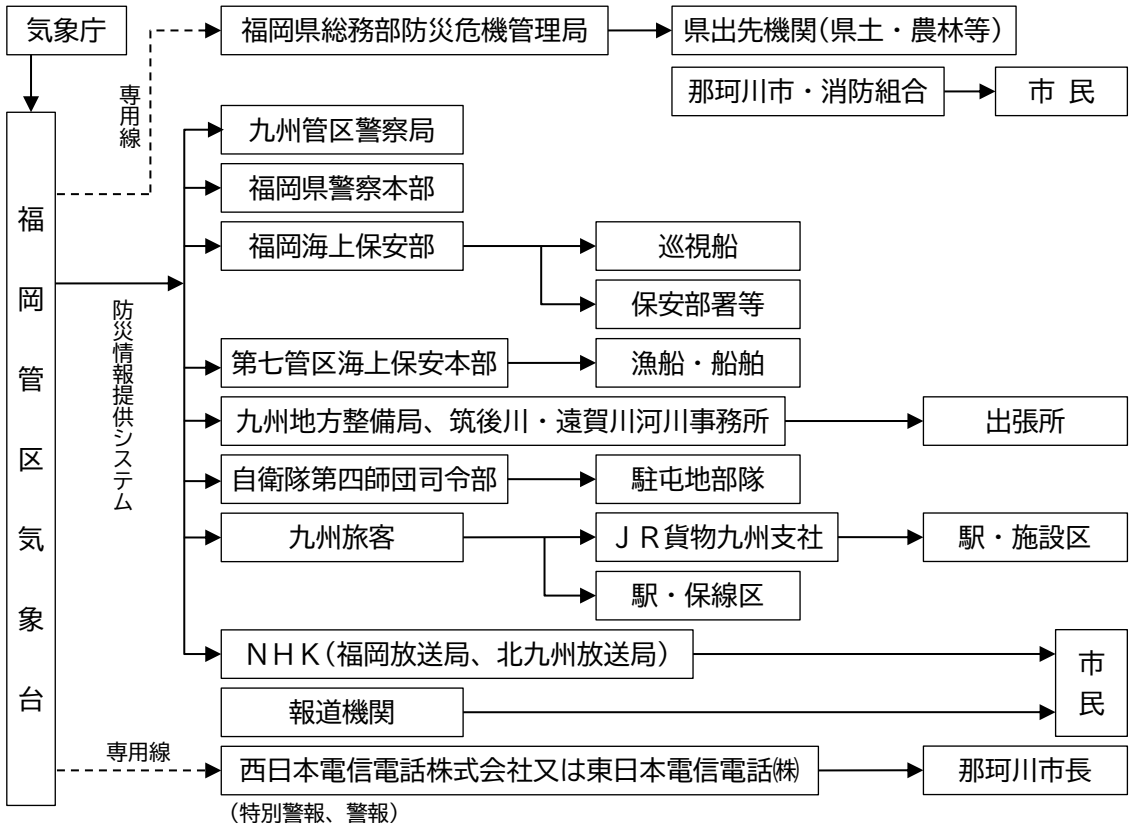

第２節　雨量及び水位の通報

１．通報要領

水位及び雨量の観測員は、出水時の水位、雨量の通報を下記基準に基づき水防本部へ、水防本部は関係水防管理者に迅速、的確に連絡するものとする。

（１）水位の通報

観測員は、水防団待機水位を超えてから、水防団待機水位以下となるまで毎時観測し、水防本部へ通知するものとする。

（２）氾濫注意水位の通報

観測員は、氾濫注意水位、氾濫危険水位を超えた時は直ちに、その旨を水防本部へ通知するものとする。

（３）雨量の通報

観測員は、雨が降り始めてから５０mmに達したときは、その時刻と降り始めた時刻を水防本部へ通報するものとし、その後は毎時ごとの観測値を水防本部へ通知するものとする。

雨がやんだときは、その時刻と雨量を水防本部へ通報するものとする。

２．雨量観測所

観測所	場所もしくは住所	観測方法	所管
別所なかがわ苑	那珂川市別所 579	テレメーター	那珂県土整備事務所砂防課
南畑ダム	那珂川市五ヶ山 908-8	テレメーター	那珂県土整備事務所 南畑・五ケ山ダム管理出張所
九千部	那珂川市市ノ瀬字苗ヶ尾	テレメーター	那珂県土整備事務所 南畑・五ケ山ダム管理出張所

３．水位観測所

河川名	観測所名	観測者名	電話	所管
那珂川	下曰佐	テレメーター		福岡県
那珂川	轟橋	テレメーター		福岡県

第３節　気象予報等の情報収集

入手先	入手先のＵＲＬ
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）	https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/
・洪水警報の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html
・大雨警報（浸水害）の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html
福岡県総合防災情報	http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/info/top/menu
国土交通省　川の防災情報	https://www.river.go.jp/kawabou/html/map/gk/4001/4001305/ipGaikyoMap_tc4001305_fw0.html

第６章　ダム・水門等の操作

第１節　ダム・水門等

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水の恐れがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第２節　操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

第３節　連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第７章　水防機械器具及び輸送

第１節　市の水防資材の配置状況

市の水防倉庫の位置及び備蓄資材、備蓄資材の目標数は以下のとおりである。

１．水防倉庫の位置及び備蓄資材、備蓄資材の目標数

（１）水防倉庫の位置

（２）備蓄資材及び備蓄資材の目標数

品目	目標数
シート３．６ｍ×５．４ｍ	240枚
土嚢袋（ＰＰ袋）	2,200枚
大型土のう袋	170枚
杭１．５m木杭	30本
杭１．５m鉄杭	50本
ビニールロープ１０ｍ	5巻
ビニールロープ８ｍ	12巻
トラロープ１００ｍ	5巻
レンジャーロープ	8本
かけや	16本
ハンマー	10本
なた	10本
ツルハシ	10本
スコップ	55本
大かま	2本
かま	11本
大くわ	3本
くわ	5本
のこ	10本
クリッパー（番線切り）	1本

品目	目標数
番線	2巻
一輪車	4台
リヤカー	1台
バケツ	17個
カラーコーン	7個
レインコート	50着
ヘルメット	33個
ヘッドランプ	9本
懐中電灯	36本

２．資材の取扱い

（１）資材の管理者は安全安心課長とする。

（２）資材の引渡は管理責任者が行う。

（３）資材確保のため、水防区域所在の資材業者の手持資材をあらかじめ調査し、緊急時における資材の補給に支障のないようにする。

第２節　水防管理団体の水防資器材の基準

福岡県の水防計画書に記される１水防倉庫当たりの備蓄基準は以下のとおりである。

品目	数量
叭（かます）	850枚
杉丸太（杭）　１間 1.5間	150本
ビニールシート	200枚
縄（ビニールひも）	275kg
スコップ	20丁
鉄線	20kg
ペンチ	5丁

品目	数量
掛矢	6丁
鎌（厚薄）	30
ハンマー	10丁
唐鍬	5丁
両ツル	5丁
斧	5丁
照明灯	若干
その他必要器具	若干

第３節　輸送路の確保

１．市道の輸送確保

那珂川市水防本部長は、緊急時の管内輸送路の計画を定めて輸送の万全を期するとともに、各水防班にその計画を周知させておくものとする。

２．輸送迂回路

県道・市道輸送路の使用ができない状況となったときは、その状況を水防本部及び水防班に通知するとともに、その迂回路を連絡するものとする。

第８章　水防活動

第１節　水防配備

第２章「水防組織」の定めるところによる。

第２節　巡視及び警戒

１．平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

２．出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防本部長に報告し、水防本部は関係水防管理者に報告するものとする。

① 堤防から水があふれる恐れのある箇所の水位の上昇
② 堤防の上端の亀裂又は沈下
③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
⑤ 取排水門の両側又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第３節　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第４節　緊急通行

１．緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する

者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

２．損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第５節　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第６節　避難のための立退き

１．洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、春日警察署にその旨を通知するものとする。

２．水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県に速やかに報告するものとする。

３．水防管理者は、春日警察署と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第７節　決壊・漏水等の通報及びその後の措置

１．決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

２．決壊・漏水等の通報系統

通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、

浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

３．決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第８節　水防配備の解除

１．水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

２．水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第９章　水防信号及び標識並びに身分証明

第１節　水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	○休止○休止○休止 （１点打）	○―　休　止　○― （５秒）（１５秒）（５秒）
第２信号	水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	○○○休止○○○	○―　休　止　○― （５秒）（６秒）（５秒）
第３信号	区域内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	○○○○休止○○○○	○―　休　止　○― （１０秒）（５秒）（１０秒）
第４信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱　打	○―　休　止　○― （１分）（５秒）（１分）

１．信号は適宜の時間継続する。

２．必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。

３．危険を確認したときは、口頭伝達等により周知させること。

第２節　水防標識

１．緊急通行標識

水防に従事する職員が出動するときは、標識として下記の腕章をつけるものとする。

ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができる。

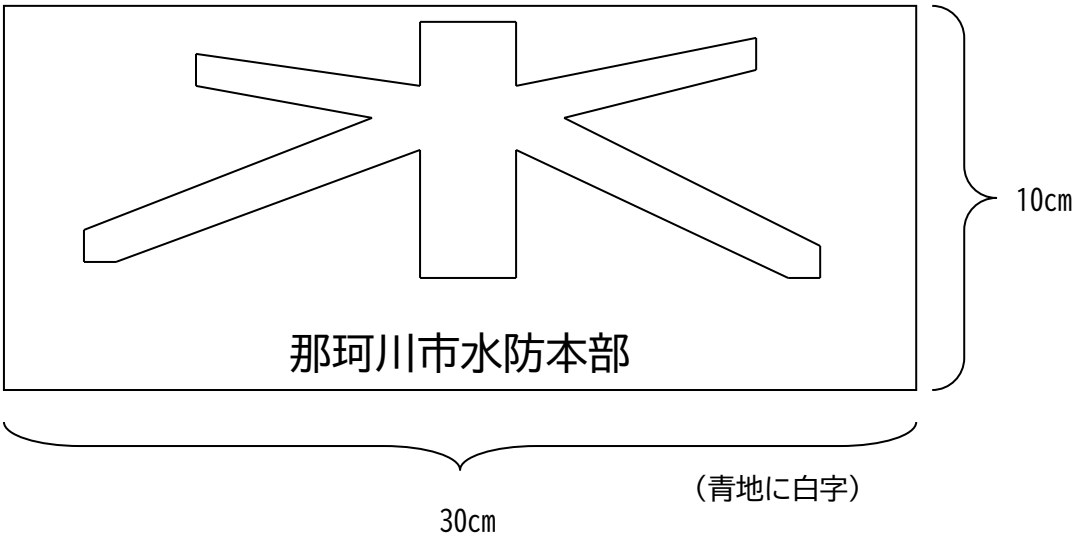

（青地に白字）

２．優先通行車標識

水防のため出動する車の標識は、下記のとおりとする。

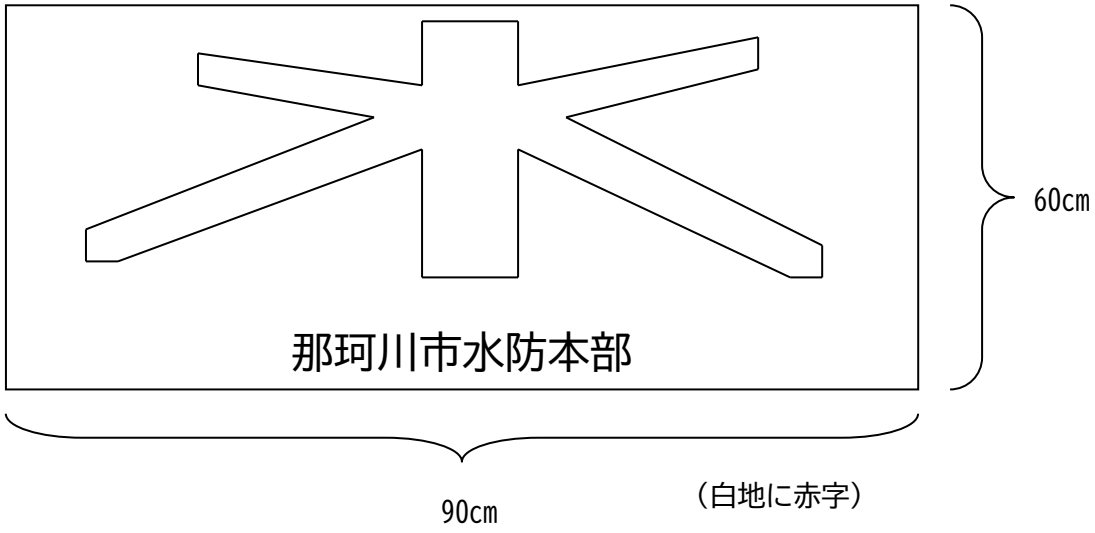

第３節　身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

■身分証明書

身　分　証　明　書

身分・所属

氏　　名

上の者は　　であることを証明する。

年　月　日

那珂川市水防管理者

那珂川市長　　印

第１０章　協力及び応援

第１節　河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞（例）

（１）水防管理団体に対して、河川に関する情報（那珂川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

（２）水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

（３）堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知

（４）重要水防箇所の合同点検の実施

（５）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（６）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

（７）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞（例）

（１）水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

（２）水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

（３）市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

（４）水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第２節　水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき応援を求めるものとする。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第３節　警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、春日警察署に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ春日警察署と協議しておくものとする。

第４節　自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、災害対策基本法第６８条の２及び自衛隊法第８３条に基づき実施し、要請方法は次によるものとする。

１．市長は、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（消防防災課）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文を提出する。

２．市長は、通信の途絶等により、知事に前項の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。
市長は、前述の通知をしたときは、速やかに知事にその旨の通知をする。

文書番号
年　月　日

福岡県知事殿

那珂川市長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第 83 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
２　派遣を希望する期間
３　派遣を希望する区域及び活動内容
４　その他参考となるべき事項

文書番号
年　月　日

福岡県知事殿

那珂川市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　月　日付第　号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

１　撤収要請日時
２　派遣された部隊
３　派遣人員及び従事作業内容
４　その他参考事項

３．派遣部隊の受け入れに対しては、以下の事項に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処理する。

（１）派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備
（２）派遣部隊の活動に対する協力
（３）派遣部隊との連絡体制

４．派遣部隊が活動に要した経費のうち以下に揚げるものは那珂川市の負担とする。
　ただし、２以上の地域にわたる場合は、当該市町村が協議し負担割合を定める。
（１）派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
（２）派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
（３）活動のため現地で調達した資機材の費用
（４）その他必要な経費については事前に協議する

第５節　国（河川事務所、地方気象台等）との連携

１．水防連絡会
　市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

２．ホットライン
　市は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第６節　企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して協定を締結する。
また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は以下の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第７節　市民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、市民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、市民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第１１章　費用負担と公用負担

第１節　費用負担

本市の水防に要する費用は、法第４１条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

１．法第２３条の規定による応援のための費用

２．法第４２条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第２節　公用負担

１．公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

①必要な土地の一時使用
②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
③車両その他の運搬用機器の使用
④排水用機器の使用
⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

２．公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあっては、第１０章「協力及び応援」第７節「企業（地元建設業等）との連携」に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

■公用負担命令権限証

公用負担命令権限証

身分・所属
氏　　名

上の者に　　区域に於ける水防法第２８条第１項の権限行使を委任した事を証明する。

年　月　日

那珂川市水防管理者
那珂川市長　　印

■公用負担命令書

第　号

公 用 負 担 命 令 書

目的物　　種類　　員数

負担内容　　使用　　収用　　人分等

年　月　日

那珂川市水防管理者那珂川市長　　印
事務取扱者　　吏員　　印

何　某　殿

３．公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

４．損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第１２章　水防報告と記録

第１節　水防報告

水防活動又は水防訓練の結果について、水防法第４７条の規定に基づき、知事に行う水防報告要領は次によるものとする。

１．報告要領

水防体制から常時に復したとき、又は訓練を終了したとき、水防活動実施報告書等に次の事項を付記して那珂県土整備事務所を経由し知事に報告する。

- 天候の状況
- 洪水増減の状況
- 水防団員及び消防機関に属するものの出動時刻及び人員
- 堤防その他の施設の異常の有無
- 水防作業の状況
- 使用資材の種類、数量並びに消耗品等の回収状況
- 水防法第 28 条の規定による公用負担下命等の種類及び員数
- 応援の状況
- 住居者の状況
- 警察の援助の状況
- 現場指導の官公吏名
- 立退きの状況
- 水防関係者の死傷の有無及びり災者状況
- 殊勲者及びその功績
- 殊勲水防団とその功績
- 今後の水防について考慮を要する点、その他所見

水防活動実施報告書

自　　年　　月

那珂川市　　至　　年　　月

区　分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備　考
	団体数	活動延人　員	主要資材	その他資　材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分 前　回　迄		人	円	円	円					
月　分										
月　分										
月　分										
月　分										
月　分										
小　計										
累　計							円	円	円	

水防訓練報告書

那珂川市

<table>
<tr><td colspan="2">実施年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td><td>地先</td><td colspan="6">那珂川市　　町大字　　地先　　左岸
右岸</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">那珂川市</td><td colspan="3"></td><td colspan="6"></td><td rowspan="2">合計</td><td rowspan="2">ＯＯ小学校　　名
　　名</td></tr>
<tr><td>団体名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参加人員</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>一般　　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">訓練概要</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">一般経費</td><td colspan="6">資　　材　　費</td><td rowspan="2">合計
（Ａ＋Ｂ）</td><td rowspan="2">適用</td></tr>
<tr><td>人件費</td><td>その他
(食料燃料)</td><td>計
（Ａ）</td><td>叺</td><td>杭</td><td>縄</td><td></td><td></td><td>計（Ｂ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経費</td><td>那珂川市</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>（枚）円</td><td>（枚）円</td><td>（巻）円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td>県支出</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>（枚）円</td><td>（枚）円</td><td>（巻）円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="13">（想定）</td></tr>
<tr><td colspan="5">付記</td><td colspan="8">結果講評（良かった点・悪かった点）</td></tr>
</table>

※提出部数　３部（国土交通省１　河川課１　那珂県土整備事務所１）

水防活動に際しては、資材受払簿、購入証拠書類及び水防活動を行っている現場の写真等の整備を図ること

第２節　水防記録

１．水防日誌

水防管理者は「水防日誌」を作成し、災害時の状況を記録しておくこと。

水　防　日　誌

<table>
<tr><td>水防実施月日</td><td colspan="3">年　月　日　豪雨
台風　号</td><td>警報日の発表</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>出水の概要</td><td colspan="6">氾濫注意水位　ＯＯｍ：連続雨量　mm（　月　日　時～　月　日　時）
ＯＯ川　出水位　ＯＯｍ：最大日雨量　mm（　月　日　時～　月　日　時）
：最大時間雨量　mm（　月　日　時～　月　日　時）</td></tr>
<tr><td>水防実施箇所</td><td colspan="6">那珂川市　大字　地先　ＯＯｍ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出動人員数
（うち応援）</td><td>消防団員</td><td>警察官</td><td>自衛隊員</td><td>その他</td><td></td><td>計</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td>（　人）</td><td>（　人）</td><td>（　人）</td><td>（　人）</td><td>（　人）</td><td>（　人）</td></tr>
<tr><td>水防作業概況及び工法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">水　防　効　果</td><td colspan="2">団体別
区分</td><td>管理団体名</td><td>県支出分</td><td>計</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">一般災害</td><td></td><td>被害防止</td><td>実被害</td><td rowspan="8">所要経費</td><td colspan="2">人件費</td><td></td><td></td><td></td><td>食料等含む</td></tr>
<tr><td>田</td><td>㎡
千円</td><td>㎡
千円</td><td rowspan="4">物件経費</td><td>資材</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>畑</td><td>㎡
千円</td><td>㎡
千円</td><td>器材</td><td></td><td></td><td></td><td>代等</td></tr>
<tr><td>家屋</td><td>戸
千円</td><td>戸
千円</td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工場</td><td>戸
千円</td><td>戸
千円</td><td>小計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他一般土木災害</td><td>千円</td><td>千円</td><td colspan="2">合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">小計</td><td rowspan="2">㎡
戸
千円</td><td rowspan="2">㎡
戸
千円</td><td rowspan="8">主要使用資材内訳</td><td colspan="2">土のう袋</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">シート</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川災害</td><td>堤防</td><td>m
千円</td><td>m
千円</td><td colspan="2">縄
丸太</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>護岸</td><td>m
千円</td><td>m
千円</td><td colspan="2">その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他河川災害</td><td>m
千円</td><td>m
千円</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>小計</td><td>m
千円</td><td>m
千円</td><td colspan="2"></td><td>単位円</td><td>数量</td><td>単価</td><td>数量</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>m
戸
千円</td><td>m
戸
千円</td><td colspan="6">功労者の氏名、年齢及び功績概要</td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="2">（備考）</td><td colspan="6">破損などがあったとき、その原因
（水防作業者の立場より見て記入のこと）</td></tr>
<tr><td colspan="6">水防活動に対する自己批判（管理団体で記入のこと）</td></tr>
</table>

２．水防資材受払簿

水防管理者は「水防資材受払簿」を作成し、水防資材の受払等を明示しておくこと。

水防資材受払簿

品名		単位　　呼称

年月日	出納命令日	適用（用途）	単価	受	払	残	受領者印

第１３章　その他

第１節　水防訓練

１．実施要領

　水防訓練は次の項目について行う。特に一般市民の参加を求め水防思想の高揚に努めるものとする。

（１）観測（水位、雨量、風速）
（２）通報（水防関係機関、市民）
（３）動員（消防機関の職員、水防団、居住者の応援）
（４）輸送（資材、器材、人員）
（５）工法（各水防工法）
（６）樋門等の操作
（７）避難、立退き（危険区域居住者の避難）

２．水防訓練の実施期間

　水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年１回以上単独又は関係機関と合同で実施する。

　また、指定水防管理団体以外の水防管理団体についても、当該水防管理団体の区域において想定される災害について、毎年水防訓練を行うよう努めるものとする。

第２節　那珂川市防災会議

１．災害対策基本法第１６条第１項の規定により那珂川市防災会議を設置する。

２．那珂川市防災会議に関し必要な事項は那珂川市防災会議条例による。

　那珂川市防災会議条例参照

那珂川市防災会議委員名簿

（令和７年２月現在）

	那珂川市防災会議条例第３条	所属機関名	役職
	会　　長	那珂川市	市長
１	第１号委員	国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所	福岡西維持出張所長
２	第２号委員	福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課	課長
３	第２号委員	福岡県那珂県土整備事務所	所長
４	第２号委員	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	所長
５	第３号委員	春日警察署	警備課長
６	第４号委員	那珂川市	総務部長
７	第４号委員	那珂川市	市民生活部長
８	第４号委員	那珂川市	都市整備部長
９	第４号委員	那珂川市	健康福祉部長
１０	第４号委員	那珂川市教育委員会	教育部長
１１	第５号委員	那珂川市教育委員会	教育長
１２	第６号委員	春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	消防長
１３	第６号委員	那珂川市消防団	団長
１４	第７号委員	西日本電信電話株式会社九州支店	災害対策室長
１５	第７号委員	九州電力送配電株式会社	配電グループ長
１６	第７号委員	西部ガス株式会社供給管理センター	保安グループマネージャー
１７	第７号委員	一般社団法人　筑紫医師会	医師
１８	第８号委員	那珂川市区長会	区長会代表
１９	第９号委員	陸上自衛隊第４後方支援連隊	補給隊長
２０	第９号委員	春日那珂川水道企業団	総務課長
２１	第９号委員	ずっと住みたい那珂川ネット２１	
２２	第９号委員	那珂川市婦人会	会長
２３	第９号委員	那珂川市社会福祉協議会	介護サービス１係長
２４	第９号委員	那珂川市民生委員児童委員連合協議会	会長
２５	第９号委員	那珂川市商工会	理事

○那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和50年7月22日条例第25号)

改正 昭和51年12月18日条例第45号　昭和57年10月4日条例第31号
平成3年12月26日条例第53号　平成23年12月21日条例第38号
平成30年6月27日条例第19号　平成31年3月29日条例第22号
令和元年12月26日条例第26号

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた国民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異状な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　住民　災害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。

第2章　災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条　市は、住民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母がいずれも存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）があるときは、その者

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項第1号及び第2号の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条　災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

(3)　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めたときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章　災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条　市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条　災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額が、その家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財に損害があり、かつ、住居の被害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250万円

エ　住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合　350万円

(3)　第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3　第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上げ償還をすることができる。

3　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章　補則

(規則への委任)

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附　則(昭和51年12月18日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

附　則(昭和57年10月4日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(平成3年12月26日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給

について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附　則(平成23年12月21日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附　則(平成30年6月27日条例第19号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附　則(平成31年3月29日条例第22号)

(施行期日)

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(令和元年12月26日条例第26号)

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

○那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和50年7月22日規則第9号)

改正 昭和57年10月4日規則第14号　昭和61年6月1日規則第9号
平成19年12月28日規則第61号　平成30年6月27日規則第21号
令和元年12月26日規則第19号

目次

第1章　総則(第1条)
第2章　災害弔慰金の支給(第2条・第3条)
第3章　災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)
第4章　災害援護資金の貸付け(第6条ー第17条)
第5章　補則(第18条)
附則

第1章　総則

(目的)

第1条　この規則は、那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章　災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条　市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
(2)　死亡者(行方不明者を含む。)の年月日及び死亡の状況
(3)　死亡者の遺族に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条　市長は、市の区域外で死亡した住民の遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市長は、住民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章　災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条　市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別、生年月日
(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
(3)　障害の種類及び程度に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条　市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章　災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条　災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込書」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日
(2)　貸付を受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
(3)　貸付を受けようとする理由及び資金の使途についての計画
(4)　保証人を立てる場合は、保証人となる者に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
(2)　被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込書にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
(3)　その他市長が必要と認めた書類

3　借入申込者の借入申込書をその者の被災の属する月の翌月から起算して、3ケ月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付の決定)

第8条　市長は、借入申込書に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に送付するものとする。

2　市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書(様式第5号)（保証人を立てる場合は、保証人が連署したものに限る。）に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書（保証人を立てる場合にあっては、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条　市長は、前条の借用書と引き替えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認めた事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、違約金の支払免除を認める旨の決定をしたときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条　資金の償還未済額の全部又は一部の償還免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由、その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなった事を証する書類

(3)　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を当該免除申請者に交付するものとする。

4　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条　市長は、償還金を納期限までに納入しないものがあるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届出等)

第17条　借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を氏名等変更届(様式第16号)により市長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章　補則

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付の手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附　則(昭和57年10月4日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(昭和61年6月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年12月28日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成30年6月27日規則第21号)

(施行期日)

1　この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

附　則(令和元年12月26日規則第19号)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

診断書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

災害援護資金貸付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

災害援護資金貸付不承認決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

災害援護資金借用書

[別紙参照]

様式第6号(第12条関係)

繰上償還申出書
［別紙参照］

様式第７号（第 13 条関係）

償還金支払猶予申請書
［別紙参照］

様式第８号（第 13 条関係）

支払猶予承認通知書
［別紙参照］

様式第９号（第 13 条関係）

支払猶予不承認通知書
［別紙参照］

様式第 10 号（第 14 条関係）

違約金支払免除申請書
［別紙参照］

様式第 11 号（第 14 条関係）

違約金支払免除承認通知書
［別紙参照］

様式第 12 号（第 14 条関係）

違約金支払免除不承認通知書
［別紙参照］

様式第 13 号（第 15 条関係）

災害援護資金償還免除申請書
［別紙参照］

様式第 14 号（第 15 条関係）

災害援護資金償還免除承認通知書
［別紙参照］

様式第 15 号（第 15 条関係）

災害援護資金償還免除不承認通知書
［別紙参照］

様式第 16 号（第 17 条関係）

氏名等変更届
［別紙参照］

（参考）規則第 2 条の調査事項

災害弔慰金支給調査票
［別紙参照］

（参考）規則第 4 条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票
［別紙参照］

○那珂川市災害見舞金交付規程

(昭和50年7月31日規程第3号)

改正 昭和57年10月4日規程第5号　平成15年8月18日規程第9号
平成30年6月27日規程第12号

(趣旨)

第1条　この規程は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項第1号に規定する災害及び火災の発生に際して、当該災害による被災者に対し、市長の災害見舞金等を交付する場合の基準及び交付要領を定めるものとする。

(適用基準)

第2条　市長は、市内において災害が発生し、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用のあった災害又は住宅の火災による被災者に対し、災害見舞金を交付するものとする。

(見舞金の額)

第3条　災害見舞金の額は、次の各号に定める金額とする。

(1)　全壊、全焼又は流失

1世帯当たり4万円

(火災による全焼の場合で所有者と被災者が異なる場合は、それぞれ2分の1)

(2)　半壊又は半焼

1世帯当たり2万円

(3)　床上浸水

1世帯当たり1万円

(4)　重傷者

要治療見込日数1カ月以上3カ月未満　4万円

要治療見込日数3カ月以上6カ月未満　6万円

要治療見込日数6カ月以上　8万円

ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合　10万円

(交付の方法)

第4条　災害見舞金は、被災世帯主又は負傷者本人に交付するものとする。ただし、行方不明者に対する見舞金の交付及び順位は、那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年条例第25号)の規定に準じて交付するものとする。

(補則)

第5条　この規程の施行について市長が特別に必要と認めた場合は、別に定めることができる。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則(昭和57年10月4日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附　則(平成15年8月18日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行し、平成15年7月19日から適用する。

附　則(平成30年6月27日規程第12号)抄

(施行期日)

1　この規程は、平成30年10月1日から施行する。

○那珂川市災害見舞金等支給に関する応急救助措置要綱

（平成15年8月18日要綱第26号）

改正 平成19年3月30日要綱第33号　平成30年6月27日要綱第31号

（趣旨）

第1条　この要綱は、市内で発生した災害において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の適用に至らない程度の災害による罹災者に対し、応急的な救助として災害見舞金、負傷見舞金、死亡見舞金及び就学児童学用品費（以下「災害見舞金等」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火事、爆発、その他市長がこれに類すると認めた事故（失火を含む。）により生ずる被害をいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住居を有していた者をいう。

(3)　世帯　生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(4)　住家　市民が現実に居住のために使用している建物をいう。

（被害程度の判定基準）

第3条　被害程度の判定基準は、別に定めるところによる。

（災害見舞金の支給）

第4条　市民が災害により住家に被害を受けた場合は、下表に掲げる被害区分に応じた災害見舞金を、当該被害を受けた世帯の世帯主に対し支給する。

	被害区分		
	床上浸水・土砂のたい積	半壊（焼）	全壊（焼）・流失
1世帯	10,000円	20,000円	40,000円

（負傷見舞金の支給）

第5条　災害により負傷した場合には、下表に掲げる支給基準に基づき、本人に対し負傷見舞金を支給する。

支給基準	金額
要治療見込日数が1ヵ月以上3ヵ月未満の場合	40,000円
要治療見込日数が3ヵ月以上6ヵ月未満の場合	60,000円
要治療見込日数が6ヵ月以上の場合	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合	100,000円

（死亡見舞金の支給）

第6条　災害により死亡した場合には、その遺族に対し以下の額の死亡見舞金を支給する。

死者1人につき　100,000円

2　死亡見舞金を支給する遺族の範囲及び順位は、那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年条例第25号。以下「条例」という。)の例によるものとする。

(就学児童学用品費の支給)

第7条　全壊(焼)又は流失の被害を受けた世帯に小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。)がいる場合は、児童及び生徒1人につき4,000円を支給する。

(支給制限)

第8条　災害見舞金等は、次の場合は支給しないものとする。

(1)　当該災害又は当該災害による負傷若しくは死亡が、その者の故意により生じたものであるとき。

(2)　災害の防除、秩序の保全のため活動している官公署の職員及び民間の協力者等が負傷又は死亡したとき。

(3)　災害に際し、特別な事情があるため、市長が支給を不適当と認めたとき。

2　条例に基づき災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を受けることができるときは、死亡見舞金及び負傷見舞金の支給は行わない。

3　法の適用により学用品の給与が行われるときは、就学児童学用品費の支給は行わない。

4　福岡県災害見舞金交付要綱(昭和49年9月11日決裁)に基づく災害見舞金及び弔慰金の支給を受けた場合は、災害見舞金等の支給は行わない。

5　那珂川市災害見舞金交付規程(昭和50年規程第3号)に基づく災害見舞金の支給を受けた場合は、災害見舞金等の支給は行わない。

(寝具等の給与)

第9条　寝具等の給与は、法に定めるところに準じ実施する。

(炊出しその他による食品の給与)

第10条　炊出しその他による食品の給与は、法に定めるところに準じ実施する。

(その他)

第11条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年7月19日から適用する。

附　則(平成19年3月30日要綱第33号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成30年6月27日要綱第31号)抄

(施行期日)

1　この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

災害発生時の広報文例

【例文１】　　地震発生直後の注意事項（震度６弱以上の場合）

※　１－１　地震発生直後から３０分後位の場合

● こちらは、那珂川市役所です。ただいま大きな地震がありました。
まず火の元を消してください。ガスの元栓をしめてください。
電気器具のスイッチも切って下さい。風呂場に火の気はありませんか。
電気が途絶えた場合、照明には懐中電灯を使って下さい。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。
マッチ、ライター、ローソクはしばらく使わないで下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、那珂川市役所です。

● こちらは、那珂川市役所です。
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。
お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴を履かせて下さい。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。
もし、ガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓を締めて下さい。そして全員家から外へ出て下さい。
屋外にいる人は、周りになにもないところにとどまり、様子を見て下さい。
壊れた建物やビル、高圧線から離れて下さい。ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけて下さい。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消して下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
なお、区長の方々に連絡いたします。周囲の安全を確かめた上、市の災害対策本部の情報収集活動に協力して下さい。
以上、那珂川市役所です。

● こちらは、那珂川市役所です。
車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さい。
エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。
道路の中央は、消防車や救急車がとおるように、必ずあけておいて下さい。
その他ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
なお、区長の方々に連絡いたします。周囲の安全を確かめた上、市の災害対策本部の情報収集活動に協力して下さい。
以上、那珂川市役所です。
繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１】　　地震発生直後の注意事項（震度６弱以上の場合）

※　１－２　地震発生３０分後以降２時間以内の場合

（注）情報の空白時間帯をつくらないよう、３０分～１時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、数回に分けて必要な事項を取捨選択すること

● こちらは、那珂川市役所です。先ほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震はまだ続いていますが、ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。
市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。
自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。
建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいて下さい。
壊れた建物のそばや狭い路地を通るきは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。
たれさがった電線には絶対に触れないで下さい。
以上、那珂川市役所です。

● こちらは、那珂川市役所です。
皆さん、落ち着いてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
電話はかかりにくくなっています。
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。
また、地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめて下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、那珂川市役所です。

● こちらは、那珂川市役所です。先ほどの地震は、「震度〇」と発表されました。
余震はまだ続いています。
自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。
水道は使えますか。使えたら水はできるだけ確保して下さい。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいて下さい。
トイレの水は流さないで下さい。
タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてください。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
以上、那珂川市役所です。

● こちらは、那珂川市役所です。
各地区の区長さんや自主防災組織の役員の方々は、それぞれの役割にしたがって直ちに行動を開始して下さい。
また、市民の皆さんも、自分たちの町を守るため、区長さんや自主防災組織の役員の方々に協力して下さい。
なお、区長の方々に連絡いたします。周囲の安全を確かめた上、市の災害対策本部の情報収集活動にご協力してください。
以上、那珂川市役所です。
繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１】　　地震発生直後の注意事項（震度６弱以上の場合）

※　１－３　地震発生２時間～６時間以内の場合

（注）情報の空白時間帯をつくらないよう、１～２時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに数回に分けて必要な事項を取捨選択すること。

●　こちらは、那珂川市役所です。先ほどの地震は「震度○」と発表されました。余震はまだ続いています。
　家族全員にケガはないかどうか確かめて下さい。
　小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげて下さい。
　ガラスの破片などでケガしないよう、スリッパや靴を履かせて下さい。たとえ大丈夫そうに見えても小さい子供たちは特に注意してみてあげる必要があります。

●　こちらは、那珂川市役所です。先ほどの地震は「震度○」と発表されました。余震がまだ続いています。危険はゼロではありません。
　余震に気をつけて下さい。
　近所の人たちを確かめて下さい。
　もし助けを必要としていれば、手伝ってあげて下さい。
　お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。
　身のまわりが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。
　まず火の元を消すように。
　ガスの元栓をしめるようにしてあげて下さい。
　電気器具のスイッチも切ってあげて下さい。

●　こちらは、那珂川市役所です。那珂川市付近の震度は「震度○」と発表されました。あなたが、しばらくの間、してはならないことのまとめは以下のとおりです。
◆　電話は使わないこと。
◆　水は無駄にしない。
◆　見物にでかけない。
◆　必要もないのに表に出ない。
◆　照明スイッチをつけたり消したりしない。
◆　マッチ、ライター、ローソクは使わない。
◆　タバコはしばらく、がまんして下さい。

　出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
　ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
　各地区の区長さんや自主防災組織の役員の方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。
　また、市民の皆さんも、自分たちの町を守るため、区長さんや自主防災組織の役員の方々に協力してください。
　なお、区長の方に連絡いたします。周囲の安全を確かめた上、那珂川市災害対策本部の情報収集活動に協力して下さい。
　以上、那珂川市役所です。
　　繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
　　（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１】　　地震発生直後の注意事項（震度６弱以上の場合）

※　１－４　地震発生６時間以降の場合

（注）情報の空白時間帯をつくらないよう、２～３時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、数回に分けて必要な次項を、取捨選択して放送することが望ましい。

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。これまでわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなられた方及び重傷の方は○人です。
そのうちわけは、○○地区で○人、△△地区で△人です。
半壊又は全壊した家屋は○棟です。
そのうちわけは○○地区で○棟、△△地区で△棟です。
詳しい情報は、市役所に災害相談窓口を設置しましたので直接おたずね下さい。
出所のわからない情報（デマ）には、一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、那珂川市役所です。

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけでやれるよう、各地区や自主防災組織など地域の人たちとともに準備して下さい。
また、小さいお子さんやお年寄りの方、体の不自由な方がいたら、まず一声かけて安心させることを心掛けて下さい。
復旧には何日もかかることが予想されます。
詳しい情報は、市役所の災害相談窓口に直接おたずね下さい。
なお、重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
出所のわからない情報（デマ）には、一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、那珂川市役所です。

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
各地区の区長さんや自主防災組織の役員の方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。
また、市民の皆さんも、自分たちの町を守るため、区長さんや自主防災組織の役員の方々に協力してください。
なお、区長の方に連絡いたします。
周囲の安全を確かめた上、那珂川市災害対策本部の情報収集活動に協力して下さい。
以上、那珂川市役所です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文２】　　大雨警報もしくは洪水警報が発表された場合

● こちらは、那珂川市役所です。さきほど「大雨（洪水）警報」が発表されました。
　これから宵の内にかけて所々で強い雨が降り、所によっては、１時間に 40mmをこえる強い雨が降る見込みです。このため、河川の増水や低い土地での浸水、がけ崩れ等の発生する恐れがあります。厳重に警戒して下さい。
　河川への負担を軽くするため、風呂の水、洗濯機の水は捨てないようご協力をお願いします。
　がけ崩れの危険がある地区の方は、濁り水の発生や湧水量の変化、落石、亀裂の有無などに注意して下さい。
　ラジオをつけて、ラジオからの情報にも注意して下さい。
　また、重大な緊急連絡の場合以外は、極力電話は使わないようご協力をお願いします。
　なお、区長の方々に連絡いたします。周囲の安全を確かめた上、那珂川市災害対策本部の情報収集活動に協力して下さい。
　以上、那珂川市役所です。

　　繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
　　（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文３】　　火災地区住民への避難命令の伝達

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
　避難の用意をして下さい。
　○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
　（○○地区の火災は△△方向へ燃え広がる危険があります。）
　飛び火に注意して下さい。
　お年寄りや子供さんなど、△△小学校へ早めに避難させて下さい。
　繰り返してお知らせいたします。
　以上、那珂川市の災害対策本部です。

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
　避難命令が出ました。
　現在○○地区の火災が△△方向へ燃え広がっています。
　（○○地区の火災が△△方向へ燃え広がる危険があります。）
　○○地区の市民の方は、直ちに○○へ（○○方面へ）避難して下さい。
　なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。
　以上、那珂川市の災害対策本部です。

　　繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
　　（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文４】　　がけ崩れ危険地区住民への避難命令の伝達

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
避難命令が出ました。
〇〇地区は、がけ崩れの危険があります。
市民の皆さんは、直ちに避難して下さい。
避難先は〇〇（小学校・中学校・公民館・福祉センター・保育所（園）など）です。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。
以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文５】　　水災地区住民への避難命令の伝達

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
避難の用意をして下さい。
現在、〇〇地区付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子供さんを安全な△△（小学校・中学校・公民館・福祉センター・保育所（園）など）へ早めに避難させて下さい。
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をして下さい。
火の元を消して下さい。
避難する際の荷物は、背負うなり肩にかけられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上、那珂川市の災害対策本部です。

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
避難命令が出ました。
〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水しています。
（〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水のおそれがあります。）
〇〇地域の市民の方々は、直ちに避難して下さい。
避難先は、〇〇（小学校・中学校・公民館・福祉センター・保育所（園）など）です。
なお、現場に警察官や市の職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。
以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文６】　　災害相談窓口の設置の広報

● こちらは、那珂川市災害対策本部です。災害相談窓口の設置についてお知らせします。
◆ 那珂川市役所に災害相談窓口を設置しました。どうぞご利用下さい。
◆ また、各避難所では、行方のわからなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、那珂川市災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。どうぞご利用下さい。
以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文７】　　安心情報の伝達（幼稚園・保育所・学校･事業所）

● こちらは、那珂川市災害対策本部です。これまでにわかった安心情報をお知らせします。
◆ ○○地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
◆ 市立の保育所、小･中学校及び幼稚園の児童･生徒及び職員については現在、全員無事との報告が入っています。
なお、園児・児童･生徒などは、全員、各学校で保護しています。
◆ ○○学校、○○学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状はありません。児童･生徒は全員、各学校で保護されています。
◆ ○○幼稚園、○○小学校の園児、児童は全員、無事に○○へ避難しています。
◆ ○○小学校、○○中学校は、学校への延焼火災が、心配されましたが、現在、火災は消えました。児童･生徒は全員元気で校庭（○○）に待機しています。
◆ ○○株式会社○○工場は、従業員全員の無事が確認されました。
○○食品は、大きな被害もなく、現在応急食料の弁当製造に全力をあげています。
◆ ○○ビルは、大きな被害もなく、従業員･来訪者とも全員の無事が確認されました。
○○ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力しています。
以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文８】　　道路状況と交通規制

● こちらは、那珂川市災害対策本部です。道路交通情報についてお知らせします。

（その１）
現在、県内の道路は地震のため
◆ ○○市以南の道路と九州自動車道はすべて車の通行が禁止されております。
◆ 次に、○○市内のすべての道路、本市の（○○通り、○○街道）も○○のため通行が禁止されております。
ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。

（その２）
現在、本市内の道路は、すべて車の通行が禁止されております。
市民の皆さん、車は使用しないで下さい。

以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文９】　　交通機関の運行状況

（その１）
● こちらは、那珂川市災害対策本部です。交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、○○地方のＪＲ･西鉄・バスなどは、地震のためすべて運転を中止しております。
各交通機関では、路線など運転施設の点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しはたっておりません。今後の運転見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意してください。

（その２）
● 那珂川市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、○○地方のＪＲ･西鉄は次の路線で運転が一部再開されております。
○○線全区間　　○○線全区間
○○線　○○･○○間　　○○線　○○･○○間
なお、各路線とも運行本数も少なく、各駅では大変混雑が予想されます。
市民の皆さんは、今後のテレビ、ラジオの情報に注意してください。

以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１０】　　避難所の開設状況

● こちらは、那珂川市災害対策本部です。避難所の設置場所についてお知らせします。
那珂川市では、被災された方々のために、○○小学校、○○小学校、○○中学校、（近くの小学校や中学校など）に避難所を開設しました。お困りの方は直接避難所へおいで下さい。なお、ケガされた方々のために、避難所には、（○○、○○に）救護所を開設しております。
あわせてご利用ください。
以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１１】　　救護所の開設状況

● こちらは、那珂川市災害対策本部です。救護所の設置場所についてお知らせします。
那珂川市では、負傷された方々のために、臨時救護所を○○小学校、○○小学校、○○中学校、（近くの小学校や中学校など）に開設しました。
自分たちで応急措置できないケガの方は、○○小学校、○○小学校、○○中学校…の救護所へ連れていって下さい。
以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１２】　　応急給水の連絡

● こちらは、那珂川市災害対策本部です。
現在、市内全域（○○地区、○○地区一帯）は地震のため断水しております。
市では、○○公園・○○小学校（○○浄水場、○○配水所）において飲み水を配っておりますので、ご利用ください。
以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１３】　　水利用にあたっての市民への協力要請

● 市民の皆さん、こちらは那珂川市の災害対策本部です。
水の利用に関する皆さんへの協力を要請します。次のことを守るよう、ぜひ協力をお願いいたします。
◆ 飲み水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめて下さい。
◆ 長い間くみおいた水は必ず沸かしてから飲んで下さい。
◆ 蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等に汲み置き、うわ水を沸かして利用して下さい。
◆ 底にたまった濁り水や汲み替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。
以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１４】　　飲料水・食糧等の供給状況

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
被災された方への飲料水・食糧等の供給についてお知らせいたします。
飲料水は、現在、○○○小学校、○○○において、配っております。どうぞご利用下さい。
また、○○○小学校、○○○中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食糧や毛布などをお配りしております。（被害にあわれた方々には、各地区や自主防災組織などを通じ食糧・毛布などをお渡ししております。）
以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１５】　　学校等の再開状況

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。学校等の授業の再開についてお知らせいたします。
◆ 市内の保育所、小学校、中学校については、（○○小学校、○○中学校を除き）○○日から授業を再開します。
◆ ○○保育所（園）○○小学校、○○中学校については、○○日から、また、○○小学校、○○中学校については、○○日から授業を再開します。

以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１６】　　電気の復旧状況

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。電気の復旧状況についてお知らせします。

（その１）
現在、市内全域（○○地区、○○地区一帯）が停電していますが、（○○地区、○○地区を除き）○○日○○時頃には復旧する見込みです。

（その２）
現在、市内全域（○○地区、○○地区一帯）が停電していますが、○○地区、○○地区については○○日頃に、また、○○地区、○○地区については○○日頃に復旧する見込みです。

以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１７】　　ガスの復旧状況

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。ガスの復旧状況についてお知らせします。

（その１）
現在、○○地区、○○地区一帯で都市ガスの供給を停止していますが（○○地区を除き）○○日○○時頃には復旧工事が完了する見込みです。
なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始しますので、それまでは絶対に使用しないで下さい。

（その２）
現在、○○地区、○○地区一帯でガスの供給を停止していますが○○地区、○○地区については日頃に、また、○○地区、○○地区については○○日頃に復旧工事が完了する見込みです。
なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始しますので、それまでは絶対に使用しないで下さい。

以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１８】　　水道の復旧状況

●　こちらは、那珂川市の災害対策本部です。水道の復旧状況についてお知らせします。

（その１）
　現在、市内全域（○○地区、○○地区一帯）が断水していますが（○○地区、○○地区を除き）○○日○○時頃には復旧する見込みです。

（その２）
　現在、市内全域（○○地区、○○地区一帯）が断水していますが○○地区、○○地区については○○日頃に、また、○○地区、○○地区については○○日頃復旧する見込みです。

　以上、那珂川市の災害対策本部です。

　　繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
　　（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文１９】　　電話の復旧状況

●　こちらは、那珂川市の災害対策本部です。電話の復旧状況についてお知らせします
　現在、市内全域（○○地区、○○地区一帯）で電話が不通になっています。
　ＮＴＴ西日本では、全力をあげて復旧工事を行っておりますが、復旧には後○○日程度かかる見込みです。
　なお、電話の不通地域については、○○避難所、○○中学校、○○○に臨時電話を設置しております。どうぞご利用下さい。
　以上、那珂川市の災害対策本部です。

　　繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
　　（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文２０】　　道路の復旧状況

●　こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
　道路の復旧状況についてお知らせします。
　現在、○○通り、○○通り、……は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋りょう流失）のため、一般車両の通行が禁止されております。
　このうち、○○通りについては○○日頃、また、○○通りについては、○○には、開通する見込みです。
　なお、運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心掛けて下さい。
　以上、那珂川市の災害対策本部です。

　　繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
　　（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文２１】　　バスの運行状況

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
　バスの運行状況についてお知らせします。
　現在、市内を通行しているバスは、
　〇〇通りを走っている△△バスの〇〇行、〇〇行、〇〇行、〇〇行、また、〇〇通りを走っているＪＲバスの〇〇行、〇〇行……です。
　なお、その他の路線では、運転再開の見通しはたっておりません。
　（なお、〇〇バスの〇〇行、〇〇行は、〇〇日頃〇〇バスの〇〇行は、〇〇にそれぞれ運転が開始される見込みです。）
　以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文２２】　　ごみ・し尿の収集状況

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
　ごみ（し尿）の収集についてお知らせします。
　ごみ（し尿）については、〇〇日頃（〇〇地域については〇〇日頃、また、〇〇地域については〇〇日頃、……）に収集作業が開始される予定です。
　以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文２３】　　防犯・防火の広報

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
　那珂川市の災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
　現在、警察、消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
　市民の皆さんも、家の戸締まりや火の始末を必ず行って下さい。
　また、夜の外出はなるべくやめましょう。
　以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文２４】　　防疫・保健衛生の広報

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
那珂川市の災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
飲み水は、安全のため沸かして飲むようにして下さい。
また、食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにしてください。
食中毒症状の時は、市役所、避難所などに連絡して下さい。
以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

【例文２５】　　災害相談窓口の開設状況

● こちらは、那珂川市の災害対策本部です。
災害相談窓口の設置場所についてお知らせします。
◆　災害相談窓口は、市役所１階フロアー内に設置し、災害により被害を受けた方のための生活再建相談などを受付けます。
◆　災害相談窓口では、行方のわからなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。
◆　〇〇日より〇〇日まで〇〇において巡回災害相談窓口を開設します。開設時間は、〇〇時から〇〇時までです。どうぞご利用下さい。

以上、那珂川市の災害対策本部です。

繰り返してお知らせいたします。・・・・・・・・・・
（３回繰り返すことをもって１セットとして使用する。）

災害時における協定先一覧

（令和６年１１月現在）

No.	種別	協定（覚書）名称	締結先		連絡先
1	物資供給	災害時等における応急対策物資の供給に関する協定書	福岡レンタル有限会社		092-953-1006
2	物資供給	災害時等における応急対策物資の供給に関する協定書	稲尾産業株式会社		092-581-1327
3	物資供給	災害時等における応急対策物資の供給に関する協定書	株式会社レンタルのニッケン九州支店		092-643-8550
4	物資供給	災害時等における応急対策物資の供給に関する協定書	河野産業株式会社		092-611-5647
5	物資供給	災害時等における車両の供給に関する協定書	稲尾産業㈱（車両）		
6	物資供給	災害時等における車両の供給に関する協定書	㈱レンタルのニッケン福岡営業所		
7	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社新生堂薬局	那珂川店	092-541-0288
8	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	福岡県生活協同組合連合会	エフコープ那珂川店	092-472-7338
9	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社サンリブ	マルショク那珂川店	093-591-3711
10	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	グリーンコープ生活協同組合ふくおか		
11	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	有限会社エルワン	ローソン片縄2丁目店	092-952-1143
12	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	ローソン今光2丁目店		092-953-5144
13	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	ローソン那珂川現人橋店		092-953-1121
14	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	セブンイレブン那珂川片縄東店		092-953-0977
15	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	有限会社那珂川酒店	セブンイレブン那珂川松木2丁目店	
16	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	有限会社那珂川酒店	セブンイレブン那珂川松木6丁目店	
17	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	有限会社日寛商事	セブンイレブン那珂川山田店	
18	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	セブンイレブン那珂川片縄5丁目店		
19	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	有限会社DOZEN	セブンイレブン那珂川道善2丁目店	092-953-8310
20	物資供給	災害発生時緊急救援生活物資の調達及び供給に関する協定書	YSP南畑そえだ	ヤマザキショップ南畑そえだ店	092-952-2018
21	物資供給	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社グッデイ		
22	物資供給	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社ナフコ		
23	物資供給	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン　福岡営業部		092-281-7177
24	物資供給	災害時における飲料水の供給に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社		
25	物資供給	災害時における物資の供給に関する協定書（ユニットハウス）	三協フロンテア株式会社		
26	物資輸送	災害時等における人員輸送等の協力体制に関する協定書	西日本鉄道株式会社　自動車事業本部営業部南主管営業所那珂川自動車営業所		092-952-2110
27	物資輸送	災害時等における人員輸送等の協力体制に関する協定書	安全タクシー株式会社		092-952-2015
28	物資輸送	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社　九州支店		
29	物資輸送	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社　久留米主管支店		

No.	種別	協定（覚書）名称	締結先		連絡先
30	施設使用（避難、物資集積）	災害時における筑紫郵便局及び那珂川町内郵便局と那珂川町との相互協力に関する協定書	日本郵便株式会社　筑紫郵便局及び那珂川市内郵便局	筑紫郵便局 王塚台郵便局 松木郵便局 南畑郵便局 片縄郵便局 那珂川郵便局	0570-943-727 092-953-3300 092-952-7979 092-953-2050 092-952-2905 092-952-2442
31	施設使用(避難、物資集積)	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	那珂川市商工会	会議室（２階部分）	092-952-2949
32	施設使用(避難、物資集積)	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	筑紫農業協同組合	那珂川支店会議室（２階部分）	092-952-2611
33	施設使用（避難、物資集積）	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定書	筑紫農業協同組合（車両）		
34	施設使用(避難、物資集積)	災害時における避難所施設利用に関する協定書	学校法人八洲学園福岡女子商業高等学校	体育館、多目的室	092-952-2231
35	施設使用(避難、物資集積)	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書	西日本電信電話株式会社		092-476-6122
36	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人那珂川市社会福祉協議会	那珂川市福祉センター	092-952-4565
37	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人那珂川福祉会	ねむのき 介護老人保健施設あじさい 生涯介護付マイホームこでまり	092-954-1000
38	災害ボランティアセンター	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人　那珂川市社会福祉協議会		
39	災害応急・復旧	災害時における応急対策業務等に関する協定書	那珂川市土木協力会		
40	災害応急・復旧	災害時における応急対策業務等に関する協定書	那珂川市建設業協力会		
41	災害応急・復旧	災害時における応急対策業務に関する協定書	南福岡管工事協同組合		092-595-0929
42	災害応急・復旧	災害時における応急対策業務等に関する協定書	那珂川市交通安全施設業協力会		
43	災害応急・復旧	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	那珂川市電設協力会		
44	災害応急・復旧	災害時における応急測量設計業務に関する協定書	那珂川市コンサルタント協会		
45	災害応急・復旧	災害時における応急測量設計業務に関する協定書	一般社団法人筑紫地区建設コンサルタンツ協会		092-924-8125
46	災害応急・復旧	那珂川町内における災害時の応急対策業務に関する基本協定書	筑紫地区ビル管理事業協働組合		092-921-8883
47	災害応急・復旧	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会		
48	災害応急・復旧	災害時における許認可関係業務の事前承認等に関する覚書	西部ガス株式会社　福岡支社		
49	災害応急・復旧	那珂川市地区災害復旧に関する覚書	九州電力株式会社　福岡南配電事業所		092-922-6124
50	医療・衛生	那珂川市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人筑紫医師会		
51	災害応急・復旧	し尿等の収集運搬の協力に関する協定書	筑前環境整備事業協同組合		
52	災害応急・復旧	災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人　福岡県産業資源循環協会		
53	自治体等相互応援協定	福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	福岡空港長と春日市長、大野城市長、筑紫郡那珂川町長、春日・大野城・那珂川消防組合長		
54	広報・報道・情報通信	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社		03-6898-5312
55	広報・報道・情報通信	災害時における情報伝達等に関する基本協定書	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社		092-587-1800

No.	種別	協定（覚書）名称	締結先	連絡先
56	広報・報道・情報通信	防災パートナーシップに関する協定書	九州朝日放送株式会社	092-761-7610
57	自治体等相互応援	福岡県消防相互応援協定	県内の市町村・消防機関	
58	自治体等相互応援	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	
59	自治体等相互応援	福岡都市圏市町消防相互応援協定書	福岡都市圏市町(消防相互応援)	
60	自治体等相互応援	那珂川市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	
61	包括連携	那珂川市と大塚株式会社との包括連携に関する協定書	大塚製薬㈱	

４　国、県の例規、基準等

4-1　注意報及び警報の種類並びに発表の基準

4-2　緊急警報放送に関する確認

4-3　災害に関する対策のための放送要請に関する協定

4-4　福岡県災害調査報告実施要綱

4-5　被害程度の判断基準

4-6　火災・災害等即報要領

4-7　福岡県災害救助法施行細則

4-8　福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

4-9　水防信号

4-10　県知事が行う水防警報の発表形式

4-11　県知事が行う避難判断水位到達情報の発表形式

4-12　米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

4-13　気象庁震度階級解説関連表

4-14　那珂川市避難指示等の発令基準

注意報及び警報の種類並びに発表の基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署　福岡管区気象台

那珂川市	府県予報区		福岡県	
	一次細分区域		福岡地方	
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	28
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	148
	洪水		流域雨量指数基準	那珂川流域=21.3，梶原川流域=10.1，西畑川流域=9.3，芋生川流域=6.1
			複合基準*1	那珂川流域=(13，19.1)
			指定河川洪水予報による基準	―
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ10cm
				山地　12時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	17
			土壌雨量指数基準	105
	洪水		流域雨量指数基準	那珂川流域=17，梶原川流域=8，西畑川流域=7.4，芋生川流域=4.8
			複合基準*1	那珂川流域=(13，17)
			指定河川洪水予報による基準	―
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ3cm
				山地　12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度40%で、実効湿度60%	
	なだれ		積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1　気温3℃以上の好天 2　低気圧等による降雨 3　降雪の深さ30cm以上	
	低温		夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下	
	霜		11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜　最低気温3℃以下	
	着氷・着雪		大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

緊急警報放送に関する確認

福岡県が日本放送協会福岡放送局に対して行う緊急警報放送に関する要請は、下記により行うことを確認する。

1　放送要請は、昭和 41 年 10 月 17 日締結の「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」に基づいて行うものとする。

2　緊急警報は、福岡県知事が福岡放送局長に対して要請するものとする。ただし、市町村において緊急止むを得ない事情がある場合は、直接要請することができるものとするが、この場合も市町村長は、放送要請後速やかに知事にその要旨を報告するものとする。

3　緊急警報の要旨は、災害が発生し、又は発生するおそれがある次の場合に行うものとする。
(1) 事態が切迫し、避難勧告・命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する場合
(2) 通常の市町村防災機関等の伝達手段では対応が困難で、伝達のための特別の必要がある場合

4　緊急放送要請は、別記様式により、電話及びファックス等を使って行うものとする。

5　災害が県境を越えて隣接県に波及するおそれがある場合は、県は隣接県と連絡をとって、別途隣接県所在のＮＨＫ放送局に連絡するが、福岡放送局も隣接局に連絡をとるものとする。

6　その他、緊急警報放送の取り扱いについて問題点や疑義が生じた場合は、随時協議して改善を図ることとする。

昭和 61 年 9 月 16 日

福　岡　県　民　生　部　消　防　防　災　課　長

日　本　放　送　協　会　福　岡　放　送　局　放　送　部　長

災害に関する対策のための放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条に規定する放送に関して、福岡県知事と日本放送協会福岡放送局は、同法施行令第 22 条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

第１条　福岡県知事（以下「甲」という。）が法第 57 条の規定に基づき、日本放送協会福岡放送長（以下「乙」という。）に、放送を要請するときの手続きは、この協定の定めることによって行う。

第２条　甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。

（１）　放送を要請しようとする理由

（２）　放送事項

（３）　放送を行う日時及び放送系統

（４）　その他必要な事項

２　要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。
この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

第３条　乙は、甲からの放送の要請をうけたときは、その内容を検討し、法第 57 条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等をそのつど決定し、
すみやかに放送するものとする。

第４条　要請手続の円滑を図るため、福岡県民生部消防災害課長及び福岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

第５条　この協定に規定する事項に関して疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第６条　この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書２通を作成し当事者が記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

昭和 41 年 10 月 17 日

甲　　福　岡　県　知　事

乙　　日本放送協会福岡放送局長

（注）福岡県は同様の協定を以下の９放送局（会社）を締結している。

日本放送協会北九州放送局	株式会社テレビ西日本
株式会社福岡放送	株式会社エフエム福岡
九州朝日放送株式会社	アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
株式会社ﾃｨｰ・ｴｯｸｽ・ｴﾇ九州	株式会社ＣＲＯＳＳＦＭ
株式会社ラブエフエム国際放送	

福岡県災害調査報告実施要綱

制定　昭和３９年　５月２１日
改正　平成　６年　４月　１日
平成１０年　４月　１日

（趣　　旨）

第１　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５３条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

（定　　義）

第２　この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（総括事務）

第３　この災害状況の調査についての総括事務は、次に揚げる区分により行うものとする。

１　災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。

２　災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

（報告責任者）

第４　災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。（報告すべき災害）

（報告すべき災害）

第５　市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

１　災害救助法の適用基準に合致するもの。

２　県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。

３　災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は２市町村以上にまたがるもので、１の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

４　災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。

５　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

（報告及び提出部数）

第６　市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表１によるものとする。

１　即　　報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第１号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第１号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第２号に掲げる事項を速やかに報告する

ものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区　　分	報　告　時　間	
市　町　村　長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各　　部　　長	11 時 00 分	16 時 00 分

2　詳　　報

災害発生後市町村長にあっては５日以内に、関係出先機関の長にあっては７日以内に、それぞれの関係機関に様式第２号又は様式第３号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3　確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から１５日以内に様式第２号又は様式３号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4　提出部数

(1)出先機関の長は、各様式とも２部作成し関係部長に提出するものとする。

(2)各部長は、１部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあっては、出先機関の長に準じ２部提出するものとする。

（報告の順序）

第７　市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害順序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1　市町村長の報告

(1) 災害概況及び被害状況即報

（様式１号・様式２号の１）

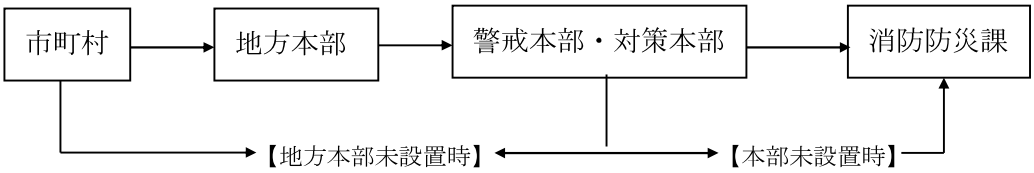

(2) 被害状況確定報告

（様式第２号の１）

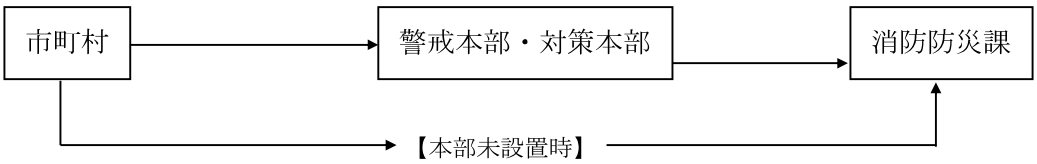

(3) 社会福祉施設関係被害即報

（様式第２号の２）

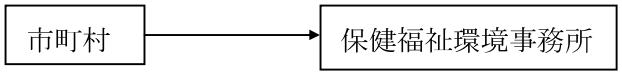

(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の３、様式第３号の１）

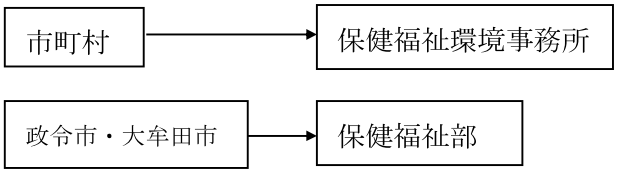

(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の４、様式第３号の２）

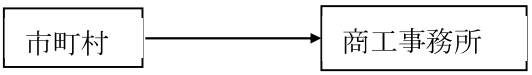

(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の５様式第３号の 3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15）

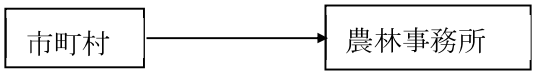

(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の６、7、8、9、10、）

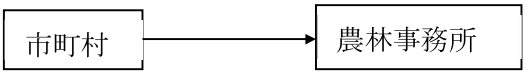

(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の 11、12、）

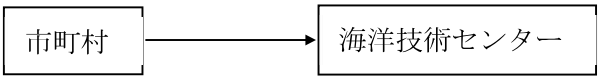

(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号の 13、様式第３号の 16）

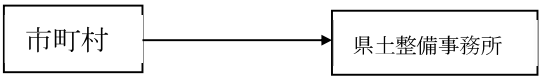

(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第２号 14、15、様式第３号の 17）

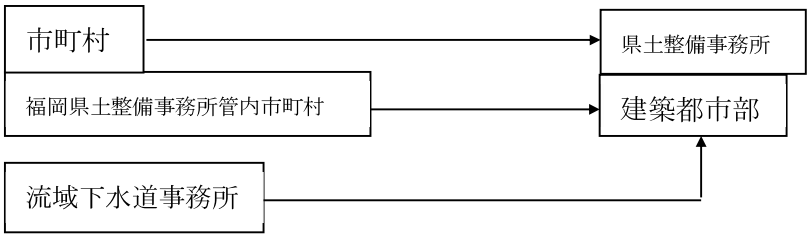

（11）教育関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第 2 号の 16）

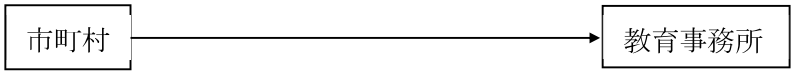

2　出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。

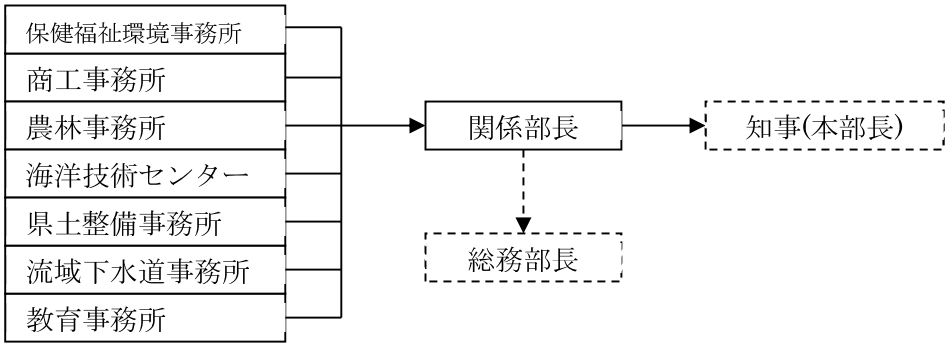

3　各部長の報告

（1）各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。

（2）被害額については、様式第４号により報告するものとする。

（3）災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第２号の１及び様式第４号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

被害程度の判定基準

（福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱　別表１）

被害区分			備　　考
人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。	
	重　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全　　壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の７０％以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の５０％以上に達した程度のものとする。	
	半　　壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の２０％以上５０％未満のもの。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	そ　の　他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。	
その他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	

（福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱　別表１）

被害区分			備　考
そ の 他	畑の流失埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法〈昭和 27 年法律第 180 号〉第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法〈昭和 39 年法律第 167 号〉が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法〈昭和 25 年法律第 218 号〉第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第 3 条の 2 の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	

（福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱　別表１）

被害区分			備　考
その他	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

火災・災害等即報要領

（昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官）

（改正　平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、
平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、
平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年
3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第
66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、
平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号 、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、
平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号）

第１　総則

１．趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第４０条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めたものとする。

（参考）
消防組織法第４０条
消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２．火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

３．報告手続

(1)　「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（（１）において「火災等」という）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合または広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)　「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3)　「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告

を行うものとする。

(4)　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に伝え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)　市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能 な限り早く（原則として、覚知後３０分以内)、分かる範囲でその第１報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４．報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当っては、(1）の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合 で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1)　様式

ア．火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く）については、第１号様式、特定の事故については、第２号様式により報告すること。

イ．救急・救助事故等即報・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に認められたものについては、この限りではない。

ウ．災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア　火災等即報、イ　救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2)　画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア.「第３　直接即報基準」該当する火災・災害等

イ．被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ．報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ．上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

(1)　都道府県又は市町村は、「第２　即報基準」及び「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2)　都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3)　各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4)　市町村が都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5)　上記（１）から（４）までにかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合は、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１．火災等即報

(1)　一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア．死者３人以上生じたもの

イ．死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ．自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2)　個別基準

次の火災及び事故については、上記（１）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア．火災

（ア）建物火災

ａ　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c　大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d　特定違反対象物の火災

e　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

f　他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災

g　損害額１億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

a　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

b　空中消火を要請又は実施したもの

c　住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響が高いもの

（ウ）交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

a　航空機火災

b　タンカー火災その他社会的影響度が高い船舶火災

c　船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d　トンネル内車両火災

e　列車火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ．石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）危険物施設・高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス・毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ）特定事業所内の火災（（ア）以外のもの）

ウ．危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）負傷者が５名以上発生したもの

（ウ）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ）海上、河川への危険物等流出事故

（カ）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ．原子力災害等

（ア）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中

に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ．その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ．消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3)　社会的影響基準

（1）一般基準、（2）個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

２．救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 死者５人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3) 要救助者が５人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャックによる救急・救助事故

・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

３．武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2)　国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

４．災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1)　一般基準

ア．災害救助法の適用基準に合致するもの

イ．都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ．災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ．気象業務法第１３条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ．自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2)　個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア．地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ．津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ．風水害

（ア）崖崩れ、地すべり・土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により人的被害破堤又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ．雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ．火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第３　直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

１．火災等即報

(1)　交通機関の火災

第２の１の(2)のア．の（ウ）に同じ。

(2)　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の(2)のイ．の（ア）、（イ）に同じ。

(3)　危険物等に係る事故（(2) の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア．第２の１の（2）のウ．の（ア）、（イ）に同じ

イ．危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ．危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物の漏えい事故で次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ．市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ．市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4)　原子力災害

第２の１の(2)のエに同じ。

(5)　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6)　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２．救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1)　列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2)　バスの転落等による救急・救助事故

(3)　ハイジャックによる救急・救助事故

(4)　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5)　その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３　武力攻撃災害速報

第２の３の（1)、(2）に同じ

４　災害即報

(1)　地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）

(2)　第２の４の（2）のイ.、ウ．及びオ．のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

１．第１号様式（火災）

(1)　火災種別

火災の種別の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)　消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3)　救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む）

(4)　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5)　その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア．死者３人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ）の概要

ａ　建物の用途、構造及び周囲の状況

ｂ　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

ａ　発見及び通報の状況

ｂ　避難の状況

イ．建物火災で個別基準のｅ、ｆ又はｇのいずれかに該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

ａ　消防事情

ｂ　都市構成

ｃ　気象条件

ｄ　その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む）

ウ．林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※　必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ．交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

２．第２号様式（特定の事故）

(1)　事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)　事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3)　特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4)　覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5)　物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6)　施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7)　施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8)　事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9)　消防防災活動状況及び救急救助活動状況

消防本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10)　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11)　その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12)　原子力災害等の場合

ア．原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生するおそれ」に読み替えること。

イ．原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ．その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第２号様式　（特定の事故）　　第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海上保安庁		人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					

その他参考事項

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

３　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1)　事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)　事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3)　死傷者等

ア.「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ.「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4)　救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5)　要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6)　消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7)　災害対策本部の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8)　その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
・避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
・避難所の設置状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・ＮＢＣ検知結果（剤の種類、濃度等）
・被害の要因（人為的なもの）
　不審物（爆発物）の有無
　立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	１　救急事故　２　救助事故　３　武力攻撃災害　４　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜災害即報＞

４　第４号様式

(1)　第４号様式（その１）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア．災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

ａ　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

ｂ　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

ｃ　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

ｄ　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

ｅ　その他これらに類する災害の概況

イ．被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

１１９番通報の件数を記入する欄については、第３ 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ．応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	災害発生情報		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2)　第４号様式（その２）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア．各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ．災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ．災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ．災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ．応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災害等の対策本部設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円		市町村	
				冠水	ha		農林水産業施設	千円			
			畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			
				冠水	ha		その他の公共施設	千円			
報告者名			学校		箇所		小計	千円			
			病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体			
			道路		箇所	その他	農産被害	千円			
			橋りょう		箇所		林産被害	千円			
			河川		箇所		畜産被害	千円			
			港湾		箇所		水産被害	千円			
			砂防		箇所		商工被害	千円	災害救助法適用市町村名	計	団体
			清掃施設		箇所						
			崖くずれ		箇所						
			鉄道不通		箇所		その他	千円			
			被害船舶		隻	被害総額		千円	119番通報件数		件
			水道		戸	災害の概況					
			電話		回線						
			電気		戸						
			ガス		戸						
			ブロック塀等		箇所						
						応急対策の状況	消防機関等の活動状況（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その活動規模、活動状況等を記入すること。）				
			り災世帯数		世帯						
			り災者数		人						
		火災発生	建物		件						
			危険物		件						
			その他		件						

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

福岡県災害救助法施行細則

（昭和 40 年福岡県規則第 44 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和２２年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第１号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第２条　削除

（救助実施区域の告示）

第３条　知事は、法第２条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村の地域を告示するものとする。

（市長村長の緊急処置）

第４条　市長村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第３０条第２項の規定に基づき救助に着手することができる。

（救助の組織）

第４条の２　災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

２　部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもって充てる。

３　部に別表第１の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

４　班に班長及び班員を置き、班長には別表第１の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもって充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもって充てる。

（救助の程度、方法及び期間）

第５条　政令第９条第１項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第２のとおりとする。

２　前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

（物資の収用等の場合の公用令書等）

第６条　省令第１条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）公用令書（様式第３号から様式第３号の４まで）

（2）公用変更令書（様式第４号）

（3）公用取消令書（様式第５号）

２　知事は、前項第１号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第６号）に、これを登録するものとする。

３　第１項第２号又は第３号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第７条　削除

（物資の収用等の引渡時におっける所有者等の立会い）

第８条　省令第２条第３項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第７号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書）

第９条　省令第３条の規定により、損失補償請求書（様式第８号）の提出があったとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、第６条第２項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

（従事命令の場合の公用令書等）
第１０条 省令第４条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 公用令書（様式第９号）
(2) 公用取消令書（様式第１０号）
２　前項第１号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第１１号）に、これを登録するものとする。
３　第１項第２号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。
（協力命令の場合の様式等）
第１１条 法第２５条に規定する救助に関する業務に従事させる者には、協力令書（様式第１２号）を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。
２　前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳（様式第１３号）に、これを登録するものとする。
第１２条　削除
（従事命令に従事できない場合の届出）
第１３条　省令第４条第２項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。
(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
(2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書
（実費弁償の程度）
第１４条　政令第１１条の規定による実費弁償の方法及び程度は、別表第３のとおりとする。
（実費弁償請求書の様式）
第１５条　省令第５条に規定する実費弁償請求書は、様式第 14 号による。
（立入検査証）
第１６条　法第２７条第４項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第１５号による。
第１７条　削除
（扶助金支給申請書の様式等）
第１８条　省令第６条第１項の規定による扶助金支給申請書は様式第１８号による。
２　前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。
(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等
(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込み期間等に関する医師の意見書
(3) 前条第３項の規定は、省令第６条第２項の扶助金支給申請書及び前項の扶助金申請書の処理について準用する。
（知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知）
第１９条　知事は、法第３０条第１項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第１９号により政令第２３条第１項の規定による通知を行うものとする。
（繰替支弁）
第２０条　法第４４条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

（繰替支弁金請求書及び提出期限）

第２１条　市町村長は、前条の規定により一 時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後６０日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 災害救助費繰替支弁金請求書（様式第２１号及び第２１号の２）

(2) 救助業務に要した経費算出内訳（様式第２２号）

(3) 決定報告による被害状況調（様式第２４号）

(4) 災害救助費繰替支弁状況調（様式第２５号）

(5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

２　市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第２６号）を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書（様式第２７号）に前項第２号から５号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第２２条及び第２３条　削除

（災害救助基金台帳）

第２４条　法第３７条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳（様式第４３号及び様式第４４号）に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

（補　則）

第２５条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、昭和４０年４月１日から適用する。

（略）

附　　則（平成２１年規則第３１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平成２２年規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和２年３月31日福岡県告示第344号）

一部改正令和６年８月７日福岡県告示第501号の３

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1	避難所の供与	(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 (2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 (3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、１人１日当たり350円以内とする。 (4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 (5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。 (6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。
2	応急仮設住宅の供与	(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。 ア 建設型応急住宅 (ｱ) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。 (ｲ) 建設型応急住宅の１戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000 円以内とする。 (ｳ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (ｴ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。 (ｵ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 (ｶ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第３項又は第４項による期限内（最長２年以内）とする。 (ｷ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。 イ 賃貸型応急住宅 (ｱ) 賃貸型応急住宅の１戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(ｲ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 (ｲ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 (ｳ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(ｶ)と同様の期間とする。
3	炊き出しその他による食品の給与	(1) 炊き出しその他による食品の給与 ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

<table>
<tr><th></th><th>救助の種類</th><th>救助の程度、方法及び期間</th></tr>
<tr><td></td><td>及び飲料水の供給</td><td>イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、１人１日当たり 1,330 円以内とする。
エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。
(2) 飲料水の供給
ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。たき出しその他による食品の給与</td></tr>
<tr><td>4</td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
ア 被服、寝具及び身の回り品
イ 日用品
ウ 炊事用具及び食器
エ 光熱材料
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。
ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>季別</th><th>期間</th><th>１人
世帯</th><th>２人
世帯</th><th>３人
世帯</th><th>４人
世帯</th><th>５人
世帯</th><th>６人以上１人を増すごとに加算する額</th></tr>
<tr><td>夏季</td><td>４月～９月</td><td>19,800</td><td>25,400</td><td>37,700</td><td>45,000</td><td>57,000</td><td>8,300</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>10 月～3 月</td><td>32,800</td><td>42,400</td><td>59,000</td><td>69,000</td><td>87,000</td><td>12,000</td></tr>
</table>
イ 住居の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>季別</th><th>期間</th><th>１人
世帯</th><th>２人
世帯</th><th>３人
世帯</th><th>４人
世帯</th><th>５人
世帯</th><th>６人以上１人を増すごとに加算する額</th></tr>
<tr><td>夏季</td><td>４月～９月</td><td>6,500</td><td>8,700</td><td>13,000</td><td>15,900</td><td>20,000</td><td>2,800</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>10 月～3 月</td><td>10,400</td><td>13,600</td><td>19,400</td><td>23,000</td><td>29,000</td><td>3,800</td></tr>
</table>
(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>医療及び助産</td><td>(1) 医　療
ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に措置するものとする。
イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）及び柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という）を含む）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。
ウ 医療は、次の範囲内にて行う。
（ア）診　療
（イ）薬剤又は治療材料の支給
（ウ）措置、手術その他の治療及び施術</td></tr>
</table>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		（エ）病院又は診療所への収容 （オ）看　護 エ　医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。 オ　医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。 (2) 助　産 ア　助産は、災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 イ　助産は、次の範囲において行う。 （ア）分べんの介助 （イ）分べん前及び分べん後の措置 （ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 ウ　助産のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の２割引以内の額とする。 エ　助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。
6	被災者の救出	(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。 (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。 (3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害の発生の日から 3 日以内とする。
7	被災した住宅の応急修理	(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、１世帯当たり 51,500 円以内とする。 ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。 (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、１世帯当たり次に掲げる額以内とする。 (ｱ) (ｲ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000 円 (ｲ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円 ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から３箇月以内（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６箇月以内）に完了しなければならない。
8	生業に必要な資金の貸与	(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の範囲内とする。 ア　生　業　費　　１件当たり　　30,000 円 イ　就職支度費　　１件当たり　　15,000 円 (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。 ア　貸与期間　　２年以内 イ　利　　子　　無利子 (5) 生業に必要な資金の貸与には、災害発生の日から１箇月以内に完了しなければならない。

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
9	学用品の給与	(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア 教科書代 (ｱ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (ｲ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 １人当たり 5,200 円 中学校生徒 １人当たり 5,500 円 高等学校等生徒 １人当たり 6,000 円 (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については１箇月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。
10	埋葬	(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材料等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 ア 棺（付属品を含む） イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） ウ 骨つぼ及び骨箱 (3) 埋葬のため支出できる費用は１体当たり大人 226,100 円、小人 180,800 円以内とする。 (4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
11	死体の捜索	(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 (2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等として、当該地域における通常の実費とする。 (3) 死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
12	死体の処理	(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）を行うものとする。 (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 イ 死体の一時保存 ウ 検 案 (3) 検索は、原則として救護班によって行う。 (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり 3,600 円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時保存するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり 5,700 円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。 ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		エ　死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
13	災害によって居住又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という）の除去	(1)　障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。 (2)　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、市町村において障害物の除去を行った一世帯当り 140,000 円以内とする。 (3)　障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
14	応急措置のための輸送費及び賃金職員等雇上費	(1)　応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ア　被災者の避難に係る支援 イ　医療及び助産 ウ　被災者の救出 エ　飲料水の供給 オ　死体の捜索 カ　死体の処理 キ　救済用物資の整理配分 (2)　応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 (3)　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は当該救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第３　（第 14 条）

	法第 24 条第 5 項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度
1	災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。）第４条第１号から第４号までに掲げる者	(1)　日　当 ア 医師及び歯科医師　１人１日当たり 22,400円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師　１人１日当たり 16,900円以内 ウ 看護師及び准看護師　１人１日当たり 14,700円以内 エ 救急救命士　１人１日当たり 15,500円以内 オ 土木技術者及び建築技術者　１人１日当たり 15,700円以内 カ 大工　１人１日当たり 24,800円以内 キ 左官　１人１日当たり 25,100円以内 ク とび職　１人１日当たり 26,100 円以内 (2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第２条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 (3) 旅費 福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 57 号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。
2	政令第４条第５号から第 10 号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその 100 分の３の額を加算した額以内とする。

（福岡県地域防災計画による）

水防信号

水防法第 20 条第 1 項の規定により、水防に用いる信号は、次のとおりとする、

種類	説　明	警鐘信号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休　止　○休　止　○休　止	(約5秒)(約15秒)(約5秒)(約15秒)(約5秒) ○ － 休止　　○－　休止　　○－
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	○－○－○　○－○－○　○－○－○	(約5秒)(約6秒)(約5秒)(約6秒)(約5秒) ○ － 休止　　○－　休止　　○－
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が水防の応援のために出動すべきことを知らせるもの	○－○－○－○　○－○－○－○　○－○－○－○	(約10秒)(約5秒)(約10秒)(約5秒)(約10秒) ○　－　休止　　○－　休止　　○－
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱打	(約1分)　(約5秒)　(約1分) ○―　　休止　　○―

（1）　信号は適宜の時間継続すること

（2）　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。

（3）　危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

県知事が行う水防警報の発表形式

（様式－1）

送信先	関　係　各　位	送信元	○　○水防地方本部長 （○　○　県土整備事務所（支所）長

水　防　警　報　（観測所名：　　）

水防警報　第　号	種　別	河　川　名
	待　機	

平成　年　月　日　時　分　○　○　水防地方本部長　発表

＿＿＿＿の水位は＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分になって

水防団待機水位を越え今後はん濫注意水位に達すると思われるので

待機して下さい。

（水防団待機水位：　　m）　（はん濫注意水位：　　m）

*発信機関名（　　県土整備事務所（支所）☎　　）発信者名（　　）発信時刻（　　：　　）

送信元	ＦＡＸ番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻

（様式－2）

送信先	関　係　各　位	送信元	○　○水防地方本部長 （○　○　県土整備事務所（支所）長

水　防　警　報　（観測所名：　　）

水防警報　第　号	種　別	河　川　名
	待　機	

平成　年　月　日　時　分　○　○　水防地方本部長　発表

＿＿＿＿の水位は＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分には

水防団待機水位に達し［イ　はん濫注意水位を突破すると思われるので
ロ　１時間に　　ｃｍの割合で上昇していますので］

今後の状況によりいつでも出動できるように**準備**して下さい。

（水防団待機水位：　　ｍ）　（はん濫注意水位：　　ｍ）

*発信機関名（　　県土整備事務所（支所）☎　　）発信者名（　　）発信時刻（　：　）

送信元	ＦＡＸ番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻

（様式－3）

送信先	関　係　各　位	送信元	○　○水防地方本部長 （○　○　県土整備事務所（支所）長

水　防　警　報　（観測所名：　　）

水防警報　第　号	種　別	河　川　名
	待　機	

平成　年　月　日　時　分　○　○　水防地方本部長　発表

＿＿＿＿の水位は＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分には

はん濫注意水位に達し［イ　尚、上昇していますので
ロ　１時間に　　ｃｍの割合で上昇していますので］

出動して厳重に警戒して下さい。

（水防団待機水位：　　ｍ）　（はん濫注意水位：　　ｍ）

*発信機関名（　県土整備事務所（支所）☎　）発信者名（　）発信時刻（　：　）

送信元	ＦＡＸ番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻

（様式－4）

送信先	関　係　各　位	送信元	○　○水防地方本部長 （○　○　県土整備事務所（支所）長

水　防　警　報　（観測所名：　　）

水防警報　第　号	種　別	河　川　名
	待　機	

平成　年　月　日　時　分　○　○　水防地方本部長　発表

＿＿＿＿雨量観測所では＿＿＿日の＿＿＿時から＿＿＿時までの

１時間に　　ｍｍの降雨を記録しました。

＿＿＿＿水位観測所の＿＿＿日＿＿＿時現在の水位は＿＿＿ｍで

（イ　尚、上昇しています。

ロ　１時間に　　ｃｍの割合で上昇しています。）

今後、まだ増水の見込みですから、各水防機関は引き続き **警戒** して下さい。

（水防団待機水位：　　m）　（はん濫注意水位：　　m）

*発信機関名（　　県土整備事務所（支所）☎　　）発信者名（　　）発信時刻（　：　）

送信元	ＦＡＸ番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻

（様式－5）

送信先	関　係　各　位	送信元	○　○水防地方本部長 （○　○　県土整備事務所（支所）長

水　防　警　報　（観測所名：　　）

水防警報　第　号	種　別	河　川　名
	待　機	

平成　年　月　日　時　分　○　○　水防地方本部長　発表

＿＿＿＿の水位は＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分に＿＿＿mになって

〔イ　はん濫危険水位（計画高水位）を越え
ロ　はん濫注意水位を越え〕

〔イ　まだ増水の見込みですから
ロ　ましたから
ハ　ていますから〕

地区では〔イ　堤防が漏水
ロ　堤防が溢水
ハ　堤防が破堤〕

〔イ　の危険がありますから
ロ　し始めましたから
ハ　しつつありますから〕

〔イ　**厳重警戒**　を要します。
ロ　水防体制を　**強化**　してください。〕

（水防団待機水位：　　m）　（はん濫注意水位：　　m）

*発信機関名（　　県土整備事務所（支所）☎　　）発信者名（　　）発信時刻（　　：　　）

送信元	ＦＡＸ番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻

（様式－6）

送信先	関　係　各　位	送信元	○　○水防地方本部長 （○　○　県土整備事務所（支所）長

水　防　警　報　（観測所名：　　）

水防警報　第　号	種　別	河　川　名
	待　機	

平成　年　月　日　時　分　○　○　水防地方本部長　発表

＿＿＿＿の水位は＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分になって

はん濫注意水位を下り減水していますが、再び水位が上昇することも考えられるので、

待機して引き続き注意して下さい。

（水防団待機水位：　　m）　（はん濫注意水位：　　m）

*発信機関名（　　県土整備事務所（支所）☎　　）発信者名（　　）発信時刻（　：　）

送信元	ＦＡＸ番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻

（様式－7）

送信先	関　係　各　位	送信元	○　○水防地方本部長 （○　○　県土整備事務所（支所）長

水　防　警　報　（観測所名：　　）

水防警報　第　号	種　別	河　川　名
	待　機	

平成　年　月　日　時　分　○　○　水防地方本部長　発表

＿＿＿＿の水位は＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分＿＿＿ｍを

最高として減水を始め、＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分現在では＿＿＿ｍで、

再び水位の上昇はないと思われますので、水防警報を **解除** します。

（水防団待機水位：　　ｍ）　（はん濫注意水位：　　ｍ）

*発信機関名（　　県土整備事務所（支所）☎　　）発信者名（　　）発信時刻（　：　）

送信元	ＦＡＸ番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻

県知事が行う避難判断水位到達情報の発表形式

送信先	関　係　各　位	送信元	○　○水防地方本部長 （○　○　県土整備事務所（支所）長

○ ○ 川　避 難 判 断 水 位 情 報

（水防法第１３条で規定される特別警戒水位）

（観測所名；　　）

平成　　年　　月　　日　　○ ○ 時 ○ ○ 分 発表

福岡県○○県土整備事務所（支所）長

○○川は、□□時■■分に、◇◇観測所（◆◆市××）において、避難勧告等の目安のひとつとなる水位である、避難判断水位△△．△ｍに達しました。

（はん濫注意水位；　　ｍ）　（はん濫危険水位；　　ｍ）

＊発信機関名　（　　県土整備事務所（支所）　T_{EL}　　）
発信者名　（　　）発信時刻（　　：　　）

送　信　先	ＦＡＸ番号	電 話 番 号	受 信 者 名	送 信 者 名	時　刻
					：
					：
					：
					：
					：

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

制定　平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号 総合食料局長通知
最終改正　平成 30 年 4 月 2 日付け 29 政統第 2014 号政策統括官通知

第４章　政府所有米穀の販売

第１１　災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

１　災害救助用米穀の引渡しの体制時整備

(1)　政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合

イ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救助を行う場合

(2)　(1) の協定の内容は、次のとおりとする。

ア　政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする

イ　知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける

ウ　イの米穀を販売する価格は、政策統括官が別途定める

エ　代金の納付は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

２　災害救助用米穀の引渡方法

政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に直接販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1)　政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結する。

(2)　政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3)　政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

気象庁震度階級解説関連表

◆人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人　　間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目を覚ます	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚で落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないﾌﾞﾛｯｸ塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないﾌﾞﾛｯｸ塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているﾌﾞﾛｯｸ塀も破損するものがある。

◆木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

◆鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

◆地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱 ５強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強 ７	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

◆ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤ ルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

◆大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

那珂川市避難指示等の発令基準について

水害や土砂災害などの避難を要する災害時において、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するために、災害時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対して、どのようなタイミングで避難指示等を発令すべきかなどの判断基準を定めました。

水害における発令基準

(1) 想定される事態

越水等による甚大な被害の発生が予想される那珂川の外水はん濫を対象とする。

(2) 発令対象区域

避難すべき対象区域は、原則として洪水ハザードマップに記された浸水深 50ｃｍ以上の区域とし、「発令対象区域（水害）」に示す。（浸水深 50ｃｍ以下では床下浸水被害程度であり、住民の生命への危険性が低いと考えられる。）

ただし、洪水ハザードマップは一定規模の外力を想定して作成されており、想定外の水害や不測の事態が発生する可能性があることに留意し、発令対象区域以外の区域についても、河川管理施設の異常や住家への浸水が発見された場合など、事態の進行・状況に応じて発令対象とする。

(3) 活用情報

「気象庁の防災情報」、「福岡県総合防災情報」「気象庁の洪水警報の危険度分布」等を活用。

(4) 発令基準

避難情報に関する発令基準（那珂川）

<table>
<tr><th rowspan="3">発令区分</th><th colspan="3">発令基準</th></tr>
<tr><th colspan="2">①河川水位(水防基準水位)</th><th rowspan="2">②洪水警報の
危険度分布</th><th rowspan="2">③巡視等</th></tr>
<tr><th>轟橋観測所</th><th>下臼佐観測所</th></tr>
<tr><td rowspan="2">高齢者等
避難</td><td colspan="2">「避難判断水位」に達する</td><td rowspan="2">大雨洪水警報が発表され，かつ洪水警報の危険度分布で，河川が「警戒」（赤色）で洪水災害への警戒が必要な状況</td><td rowspan="4">堤防の越水、堤防・護岸の崩壊、流木による河道閉塞等の状況や、市民からの情報等をふまえて判断</td></tr>
<tr><td>3.61 m</td><td>5.29 m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難指示</td><td colspan="2">「はん濫危険水位」に達する</td><td rowspan="2">大雨洪水警報が発表され、かつ洪水警報の危険度分布で、河川が「危険」（紫色）で、今後氾濫し重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況</td></tr>
<tr><td>3.99 m</td><td>5.55 m</td></tr>
<tr><td>緊急安全確保</td><td colspan="2">溢水・越水の危険水位に達する</td><td>洪水警報の危険度分布で、河川が「災害切迫」（黒色）で、重大な洪水災害が切迫又はすで発生している可能性が高い状況</td><td></td></tr>
<tr><td>摘　要</td><td colspan="4">1　轟橋観測所の水位が先に水防基準水位を超える場合は、「那珂川市全域」の対象区域に発令する。
2　下臼佐観測所の水位が先に水防基準水位を越える場合は、「下片縄地区のみ」の対象区域に避難指示等を発令する。
3　18.2km （寺瀬橋～共栄橋の湾曲部）付近は、上記水防基準水位に達する前に溢水することが予想されるため、個別に避難を判断し、避難情報の発令を検討する。
※　対象地区：「寺倉・成竹・不入道・埋金・市ノ瀬」</td></tr>
</table>

避難情報に関する発令基準（南畑ダム）

発令区分	発令基準
	④南畑ダム
避難指示または 警戒区域の設定	南畑・五ケ山ダム管理出張所より、緊急ダム操作（ただし書き操作）に関する事前通知、緊急のダム操作開始の通知があった場合。

土砂災害における発令基準

(1) 想定される事態

「土石流」および「急傾斜地崩壊」、「地すべり」を想定する。

(2) 発令対象区域

避難すべき対象区域は、過去の土砂災害記録や土砂災害危険箇所により住家の状況を考慮のうえ、「福岡県土砂災害危険度情報」のメッシュ地図における 5km（1km）メッシュ単位に設定し、原則として「発令対象区域（土砂災害）」のとおりとする。

但し、それ以外の区域についても、近隣で土砂災害の前兆現象や被害が発見された場合等、事態の状況に応じて発令対象とする。

(3) 活用情報

「福岡県土砂災害危険度情報」および「気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布」を活用する。

土砂災害危険度情報

危険度の色	土砂災害の危険性
災害切迫（黒色）	土砂災害発生の危険性が最も高い状態です。十分に警戒してください。
危険（紫色）	土砂災害発生の危険性が非常に高い状態です。十分に警戒してください。
警戒（赤色）	土砂災害発生の危険性が高まっています。警戒してください。
注意（黄色）	土砂災害発生の危険性があります。注意してください。

(4) 発令基準

避難情報に関する発令基準（土砂災害）

<table>
<tr><th rowspan="2">発令区分</th><th colspan="4">土砂災害時の発令基準</th></tr>
<tr><th>①大雨注意報・警報</th><th>②土砂災害危険度情報（福岡県）</th><th>③大雨警報(土砂災害)の危険度分布（気象庁）</th><th>④前兆現象</th></tr>
<tr><td></td><td>「大雨注意報」
が発表された場合</td><td>「注　意」
実　況</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>高齢者等
避難</td><td>大雨警報（土砂災害）
が発表　かつ　→</td><td>「警　戒」
実　況</td><td>土砂災害の危険度分布
「警戒」（赤色）</td><td rowspan="4">前兆現象が確認された場合は、自然条件・社会条件等を踏まえて、速やかに避難等の措置をとる。</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td>大雨警報（土砂災害）
が発表　かつ　→
または「土砂災害警戒情報」が発表
（場所の特定）</td><td>「危　険」
実　況</td><td>土砂災害の危険度分布
「危険」（紫色）</td></tr>
<tr><td>緊急安全確保</td><td rowspan="2">さらに
記録的短時間大雨情報
が発表</td><td>「災害切迫」
（場所の特定）</td><td rowspan="2">土砂災害の危険度分布
「災害切迫」（黒色）</td></tr>
<tr><td>那珂川市で土砂災害
が発生した場合</td></tr>
<tr><td>警戒区域
の設定</td><td colspan="4">那珂川市において、土砂災害が既に発生し、さらに拡大の恐れがある場合</td></tr>
</table>

5　情報整理、報告

5-1　火災・災害等即報要領の様式

5-1-1　第１号様式　（火災）
5-1-2　第２号様式　（特定の事故）
5-1-3　第３号様式　（救急・救助事故等）
5-1-4　第４号様式　（その 1）〔災害概況即報〕
5-1-5　第４号様式　（その 2）〔被害状況即報〕

5-2　福岡県災害調査報告実施要綱の様式

5-2-1　第１号　災害概況即報
5-2-2　第２号の１　被害状況報告［即報・確定］
5-2-3　第２号の２　福祉施設被害即報
5-2-4　第２号の３　救護を要する傷病者即報
5-2-5　第２号の４　商工被害状況即報
5-2-6　第２号の５　農業関係被害即報
5-2-7　第２号の６　山林【林地】被害状況［即報　詳報　確定］報告
5-2-8　第２号の７　山林【治山施設】被害状況　［即報　詳報　確定］報告
5-2-9　第２号の８　山林【林道】被害状況［即報　詳報　確定］報告
5-2-10　第２号の９　山林【森林】被害状況［即報　詳報　確定］報告
5-2-11　第２号の 10　山林【作業路･林産物･苗畑･林業施設】被害状況［即報　詳報　確定］報告
5-2-12　第２号の 11　水産被害状況［即報　詳報　確定］報告
5-2-13　第２号の 12　漁港被害状況［即報　詳報　確定］報告
5-2-14　第２号の 13　土木被害状況即報
5-2-15　第２号の 14　建築物被害状況即報
5-2-16　第２号の 15　都市施設等被害状況即報
5-2-17　第２号の 16　教育施設関係被害状況即報
5-2-18　第３号の１　衛生被害状況［詳報　確定］報告
5-2-19　第３号の２　商工被害状況即報［詳報　確定］報告
5-2-20　第３号の３　水稲被害状況［詳報　確定］報告（その 1）初期の被害
5-2-21　第３号の４　水稲被害状況［詳報　確定］報告（その 2）中後期の被害
5-2-22　第３号の５　水稲被害状況［詳報　確定］報告（その 3）干害

5-2-23　第 3 号の 6　農作物被害状況［詳報　確定］報告（水稲を除く）
5-2-24　第 3 号の 7　農業関係施設被害状況［詳報　確定］報告
5-2-25　第 3 号の 8　樹体被害状況［詳報　確定］報告
5-2-26　第 3 号の 9　畜産関係被害状況［詳報　確定］報告（その 1）
5-2-27　第 3 号の 10　畜産関係被害状況［詳報　確定］報告（その 2）
5-2-28　第 3 号の 11　畜産関係被害状況［詳報　確定］報告（その 3）
5-2-29　第 3 号の 12　畜産関係被害状況［詳報　確定］報告（その 4）
5-2-30　第 3 号の 13　農地農業用施設被害状況［詳報　確定］報告
5-2-31　第 3 号の 14　農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況［詳報　確定］報告
5-2-32　第 3 号の 15　農業協同組合及び農業共同連合会の在庫品被害状況［詳報　確定］報告
5-2-33　第 3 号の 16　土木被害状況［詳報　確定］報告
5-2-34　第 3 号の 17　建築被害状況［詳報　確定］報告
5-3　放送要請について
5-4　無線従事に関する様式
5-4-1　無線従事者名簿
5-4-2　無線局業務日誌

第１号様式　（火災）

第　　報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名

※爆発除く

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　m^2 延べ面積　m^2	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　m^2 建物焼損表面積　m^2 林野焼損面積　a
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部　（署）　台　人 消防団　台　人 その他　台　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式　（特定の事故）

第　　報

事故名｛1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 / 2 危険物等に係る事故 / 3 原子力施設等に係る事故 / 4 その他特定の事故｝

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物資の区分	1.危険物　2.指定可燃物　3.高圧ガス　4.可燃焼ガス　5.毒劇物　6.ＲＩ等　7.その他（　　）	物質名	
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所 自衛防災組織	人	
		事業所 共同防災組織	人	
		事業所 その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の設定　月　日　時	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時	その他	人	
災害対策本部等の設置状況				

その他参考事項

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式　（救急・救助事故等）

第　　報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態		
発　生　場　所			
発　生　日　時 （覚　知　日　時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚　知　方　法	
事　故　の　概　要			
死　傷　者　等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救　助　人　員	
救急・救助活動 の　状　況			
災害対策本部等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

第４号様式　（その１）

〔災害概況即報〕

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（第　　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="2">発生日時</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害の状況</td><td rowspan="2">死傷者</td><td>死　者　人</td><td>不　明　人</td><td rowspan="2">住　家</td><td>全　焼　棟</td><td>一部破損　棟</td></tr>
<tr><td>負傷者　人</td><td>計　人</td><td>半　壊　棟</td><td>床上浸水　棟</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">応急対策の状況</td><td>災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="2">（都道府県）</td><td colspan="3">（市町村）</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分				被害	区分		被害	災等害の対設策置本状部況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	そ	田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円			市町村	
				冠水	ha		農林水産業施設	千円				
			畑	流出・埋没	ha		公共土木施設	千円				
				冠水	ha		その他の公共施設	千円				
			文教施設		箇所		小計	千円				
報告者名			病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体				
			道路		箇所		そ	農業被害	千円			
区分	被害		橋りょう		箇所			林業被害	千円			
人的被害 死者	人		河川		箇所			畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名	
人的被害 行方不明者	人		港湾		箇所			水産被害	千円			
人的被害 負傷者 重傷	人		砂防		箇所			商工被害	千円			
人的被害 負傷者 軽傷	人		清掃施設		箇所							
住家被害 全壊	棟		崖くずれ		箇所						計	団体
住家被害 全壊	世帯		鉄道不通		箇所			その他	千円		消防職員出動延人数	人
住家被害 全壊	人		被害船舶		隻		被害総額		千円		消防団員出動延人数	人
住家被害 半壊	棟		水道		戸		備考	災害発生場所				
住家被害 半壊	世帯		電話		回線			災害発生年月日				
住家被害 半壊	人		電気		戸			災害の種類・概況				
住家被害 一部破損	棟		ガス		戸			応急対策の状況				
住家被害 一部破損	世帯		ブロック塀等		箇所			119番通報件数				
住家被害 一部破損	人							・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況				
住家被害 床上浸水	棟							・避難の勧告・指示の状況				
住家被害 床上浸水	世帯							・避難所の設置状況				
住家被害 床上浸水	人											
住家被害 床下浸水	棟		り災世帯数		世帯			・他の公共団体への応援要請、応援活動の状況				
住家被害 床下浸水	世帯		り災者数		人							
住家被害 床下浸水	人		火災発生	建物	件			・自衛隊の派遣要請、出動状況				
非住家 公共建物	棟			危険物	件			・災害ボランティアの活動状況				
非住家 その他	棟			その他	件							

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること

様式第１号

〔災　害　概　況　即　報〕

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	
報告者名	

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（第　報）

（市町村→地方本部→県本部）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明　人	住　家	全壊　棟	一部破損　棟	
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟	
応急対策の状況								

避難状況				
勧告・指示自主の別	日時	地区名	避難先	人員

様式第２号の１

被害状況報告

［即報／確定］

市町村名	報告者名
地方本部名	報告者名

報告日時　月　日　時　分現在　（市町村→地方本部→県本部）

区分				市町村名								
				被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
人的被害	死者		人									
	行方不明者		人									
	負傷者	重傷	人									
		軽傷	人									
住家被害	全壊		棟									
			世帯									
			人									
	半壊		棟									
			世帯									
			人									
	一部破損		棟									
			世帯									
			人									
	床上浸水		棟									
			世帯									
			人									
	床下浸水		棟									
			世帯									
			人									
非住家	公共建物		棟									
	その他		棟									
その他	田	流出・埋没	*ha*									
		冠水	*ha*									
	畑	流出・埋没	*ha*									
		冠水	*ha*									
	文教施設		箇所									
	医療機関		箇所									
	道路		箇所									
	橋りょう		箇所									
	河川		箇所									
	港湾		箇所									
	砂防		箇所									
	清掃施設		箇所									
	崖崩れ		箇所									
	鉄道不通		箇所									
	被害船舶		隻									
	航空機被害		機									
	水道		戸									
	電気		回線									
	ガス		戸									
	ブロック塀		個所									
り災世帯数			世帯									
り災者数			人									
火災発生	建物		件									
	危険物		件									
	その他		件									
公共文教施設			千円									
農林水産業施設			千円									
公共土木施設			千円									
その他の公共施設			千円									
その他	農産被害		千円									
	林産被害		千円									
	畜産被害		千円									
	水産被害		千円									
	商工被害		千円									
	その他		千円									
被害総額			千円									
災害対策本部	設置			月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
	解散			月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
災害救助法適用				月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
消防職員出動延人数			人									
消防団員出動延人数			人									

様式第２号の２

○○○○災害による福祉施設被害即報

○○市町村
○○保健福祉環境事務所

施設の種別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

様式第２号の３

○○○○災害による救護を要する傷病者即報

（保健福祉環境事務所長へ）　　○○　市　町　村
（保健福祉部長へ）　　○○保健福祉環境事務所

即報月日			月　日			即報時間		時	即報回数	第　回	
被害地等	災害発生日時	傷病者数	内訳						傷病者収容状況		救護の状況	備考
			外傷者			罹病者						
			死者	重傷	軽傷	重症	軽症	伝染病	収容ヶ所数	収容人員		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		人	人	人	人	人	人	人	ヶ所	人		

様式第２号の４

○○○○災害による商工被害状況即報

（商工事務所長へ）
（商工部長へ）

○○市　町　村
○○商工事務所

即報日時	月　日 時現在	即報回数　回

被害区分＼項目		被災事業所数	被災従業員数	被災総額					備考
					土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	
					(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
商業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち　)	(うち　)	(うち　)					
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち　)	(うち　)	(うち　)					
その他	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち　)	(うち　)	(うち　)					
合計		(うち　)	(うち　)	(うち　)					

（注）　1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、（　）で記入のこと。

2. Ａ～Ｄの被害区分は、次の区分によること。

Ａ…事業用建物等の延面積の60％以上につき、破壊、埋没、流出したもの。

Ｂ…事業用建物等の延面積の30％以上60％未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
又は、事業用建物等の延面積の50％以上につき、浸水１ｍ以上のもの。

Ｃ…①事業用建物等の延面積の10％以上30％未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
②事業用建物等の延面積の50％以上につき、浸水30㎝以上１ｍ未満のもの。
③事業用建物等の延面積10％以上50％未満につき，浸水１ｍ以上のもの。

Ｄ…Ａ～Ｃに該当しない被害。

3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
工業は、　〃　の製造業
その他は、　〃　の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第２号の５

○○○○災害による農業関係被害即報

（農林事務所長へ）　　○○　市 町 村　長
（農林水産部長へ）　　○○　農林事務所長

作物等名		被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農作物	水稲	ha	万円		
	麦				
	野菜				
	果樹				
	花き				
	飼料作物				
	その他				
	作物小計				
家畜		頭、羽			
畜産施設		件			
温室等栽培施設		件			
農協等共同利用施設		件			
農地・農業用施設		個所			
その他					
合計					

様式第２号の６

○○○○災害による山林【林地】被害状況（即報／詳報／確定）報告

（農林事務所長へ）
（農林水産部長へ）

○○市　町　村
○○農林事務所

区分／市町村	崩壊地						地すべり地						備考
	山腹			渓流			山腹			渓流			
	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	
		ha	千円		ha	千円		ha	千円		ha	千円	
計													

（注）　被害欄には、山腹は崩壊面積、渓流は被害延長を記入する。地すべり地の渓流被害については、面積を併記すること。
なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

様式第２号の７

○○○○災害による山林【治山施設】被害状況（即報／詳報／確定）報告

（農林事務所長へ）
（農林水産部長へ）

○○市　町　村
○○農林事務所

施　設　名	災　害　箇　所 （郡、市、町、村、大字、字）	工　　種	被　　害		備　　考
			数　　量	金　　額	
計					

様式第２号の８

○○○○災害による山林【林道】被害状況 （即報／詳報／確定） 報告

（農林事務所長へ）
（農林水産部長へ）

○○市　町　村
○○農林事務所

区分／市町村	路線名	道路			橋梁				計		備考
		箇所番号	延長	金額	箇所番号	延長	金額	箇所数	延長	金額	
			m	千円		m	千円		m	千円	

（注）　応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。

様式第２号の９

○○○○災害による山林【森林】被害状況（即報／詳報／確定）報告

（農林事務所長へ）
（農林水産部長へ）

○○市　町　村
○○農林事務所

市町村名 ①	整理番号	所在地 ②	樹種 ③	齢級 ④	人天別 ⑤	所有区分 ⑥	被害規模				被害額 ⑪ 千円	改植の要否 ⑫	要復旧額 ⑬ 千円	復旧方法 ⑭	備考（保安林種） ⑮
							面積 ⑦ha	被害率 ⑧%	実面積 ⑨ha	材積 ⑩㎥					

様式第２号の１０

○○○○災害による山林【作業路・林産物・苗畑・林業施設】被害状況（即報／詳報／確定）報告

（農林事務所長へ）
（農林水産部長へ）

○○市　町　村
○○農林事務所

市町村名 ①	整理番号 ②	区分 ③	事業名 ④	実施年度 ⑤	施設名 ⑥	所在地 ⑦	事業規模 ⑧	事業費 ⑨	事業主体 ⑩	被害状況			要復旧額 ⑭ 千円	復旧方法 ⑮	備考 ⑯
										○年生 ⑪	被害規模 ⑫	被害額 ⑬ 千円			

様式第２号の１１

○○○○災害による水産被害状況

□即　報　報告
□詳　報
□確　定

□　水産海洋技術センター○○○研究所長へ
□　農林水産部長へ（水産振興課経由）

平成　　年　月　日
時　　分
□○○○市町村合計

１　水産業関係施設等被害　　（被害金の単位；千円）

被害程度＝		滅　失	大　破	中　破	小　破	計	備　考
共同利用私設	事業主体名					―	
	施設名					―	
	数量						
	単位					―	
	被害額						
	被害程度					―	
非共同利用私設	施設名					―	
	経営隣体数						
	数量						
	単位					―	
	被害額						
地方公共団体施設名	事業主体名					―	
	施設名					―	
	数量						
	単位					―	
	被害額						
	被害程度					―	
漁船	登録番号					―	
	トン数					―	
	動力の有無					―	
	経営体数						
	被害額						
	保健の加入					―	
漁具	種類					―	
	経営体数						
	数量						
	被害額						
養殖施設	養殖物の種類					―	
	養殖方法					―	
	経営体数						
	数量						
	単位					―	
	被害額						
	保健の加入					―	
漁場	場所					―	
	漁業権の免許番号					―	
	事業主体名					―	
	堆積泥土の種類					―	
	被害規模　面積						
	被害規模　数量						
	被害規模　単位					―	
	被害額						
	備考　平均堆積高等						
	備考　被害額の算出基礎					―	

２　水産物等被害

養殖施設	養殖物の種類					計	備　考
	養殖方法					―	
	経営体数						
	数量						
	単位					―	
	単価					―	
	被害額						
その他の水産物	種類					―	
	経営体数						
	数量						
	単位					―	
	単価					―	
	被害額						
協同組合在庫品		生産資材		その他		―	
	種類					―	
	件数						
	数量						
	単位					―	
	単価					―	
	被害額						

(注)１　この様式は課各漁協毎に１部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。
２　提出先：筑前海区＝水産海洋技術センター、内水面漁業＝水産振興課、
有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所
３　「被害程度」の目安：滅失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、
中破＝30～70%、小破＝30%未満

FAX：　海技センター：092-806-5223
水産振興課：092-643-3558
有明海研：0944-72-6170
豊前海研：0979-82-5599

様式第２号の１２

平成　　年　　月　　日

○○○○災害による漁港被害状況（即報／詳報／確定）報告

農林水産部長へ

○○市　町　村

漁　港　名	被害箇所	数　量	被害額	被　害　状　況
計				

（注）　市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）に報告する。

（被害金額単位：千円）

様式第2号の13

○○○○災害による土木被害状況即報

（県土整備事務所長へ）　　○○市　町　村

（県土整備事務所長へ）　　○○県土整備事務所

被　害　報　告　表

報告者　　受理者

第　　号　　調査率　　%

平成　　年　　月　　日　　時現在

災害発生年月日	月　日～　月　日	災害名	
災害救助法発令等	市町村名　　発令月日	月　日	市町村名　　発令月日　月　日
市町村名			
連続雨量	mm　日時～日時	mm　日時～日時	mm　日時～日時
日雨量	mm　日時～日時	mm　日時～日時	mm　日時～日時
時間雨量	mm　日時～日時	mm　日時～日時	mm　日時～日時
時間最大風速	m/秒　日時分	m/秒　日時分	m/秒　日時分
平均風速	m/秒　日時分～日時分	m/秒　日時分～日時分	m/秒　日時分～日時分

工種	県工事 箇所	県工事 金額	市町村工事 箇所	市町村工事 金額	計 箇所	計 金額
河川		千円		千円		千円
海岸						
砂防設備						
地すべり防止施設						
急傾斜地崩壊防止施設						
道路						
橋梁						
港湾						
下水道						
計						

主な公共施設の被害

	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被災位置	被災延長	被害額	被害内容（破堤、溢水等）
河川・海岸		級	水系		郡　町 市　村　大字	m	千円	
		級	水系		郡　町 市　村　大字	m	千円	
		級	水系		郡　町 市　村　大字	m	千円	
		級	水系		郡　町 市　村　大字	m	千円	

	事業主体	区分	路線名	被災位置	被災延長	被害額	
道路				郡　町 市　村　大字	m	千円	
				郡　町 市　村　大字	m	千円	
				郡　町 市　村　大字	m	千円	

	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事見込額	バス路線有無	交通量	迂回路の有無	交通止年月日	解除年月日
道路交通止		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			

一般被害（人的被害）

区分		場所	原因	区分		主な場所	原因（破堤,溢水,内水）
死者	名			全焼	戸		
行方不明者	名			半焼	戸		
	名			流出	戸		
	名			床上浸水	戸		
	名			床下浸水	戸		

様式第２号の１４

○○○○災害による建築物被害状況即報

（県土整備事務所経由

……知　事　殿 平成　　年　　月　　日 市区町村長名……印 建築基準法第１５条第２項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。									受付年月日番号 ※
１．災害市区町村名									
２．災　害　種　別		火災・風水害・震災・その他		３．火災件数					
７．用途別 ／ ４．被害区分 ／ ５．建築物の数(戸数) 床面積の合計 ／ ６．構造別		全焼・全壊・全流失		半焼・全壊・半流失		計		８．建築物の損害見積額（千円）	
		建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕	建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕	建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕		
住居	木造	……戸		……戸		……戸			
	その他	……戸		……戸		……戸			
	計	……戸		……戸		……戸			
鋼工業	木造								
	その他								
商業サービス業	木造								
	その他								
公務文教	木造								
	その他								
その他	木造								
	その他								
合計	木造								
	その他								
	計								

（注）　イ　※欄は記入しないこと。
　　ロ　２、４欄は該当文字を○印で囲むこと。
　　ハ　この書は災害種別ごとに作成のこと。
　　ニ　市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第２号の１５

○○○○災害による都市施設等被害状況即報

○○○市　　町　　村
○○○県土整備事務所
平成　　年　　月　　日現在　　流域下水道事務所

種別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
街路		千円		千円		千円
都市公園						
下水道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被害額	復旧の対応状況
街路				千円	
都市公園					
下水道					
公営住宅					

様式第２号の１６

○○○○災害による教育施設関係被害状況即報

平成　　年　　月　　日現在

（単位：千円）

被災年月日		災害名		市町村名	

設置者名	学校名	施設区分								合計 C＋D＋E＋F	被害の概要等
		建物					工作物 D	土地 E	設備 D		
		全・半壊 A		補修 B	建物計 C						
		面積(㎡)	金額		面積(㎡)	金額					

様式第３号の１

○○○○災害による衛生被害状況〔詳報 確定〕報告

○○保健福祉環境事務所

防疫日報　　（保健福祉部長へ）　　○○政　令　市

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
月日	区分	赤痢患者発生者数				発生前年同期赤痢患者数				防疫活動をしている市町村数（応援を除く）	防疫活動をしている保健所数（応援を除く）	保健所職員（雇用職員を含む）防疫活動従事者数	本庁職員（雇用職員）防疫活動従事者数	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	伝染病予防法による飲料水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	検疫調査人員	細菌検査実施人員	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考
		真性	疑似	保菌者	死者	真性	疑似	保菌者	死者														
月日	当日																						
	累計																						
月日	当日																						
	累計																						

様式第３号の２

○○○○災害による商工被害状況〔詳報／確定〕報告

（商工事務所長へ）　　○○ 市　町　村
（商 工 部 長 へ）　　○○ 商 工 事 務 所

業種＼項目＼被害区分		被災事業所数	被災従業員数	被災総額					備考
					土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	
商業	A			（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
	B								
	C								
	D								
	計	（うち　）	（うち　）	（うち　）					
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	（うち　）	（うち　）	（うち　）					
その他	A								
	B								
	C								
	D								
	計	（うち　）	（うち　）	（うち　）					
合計		（うち　）	（うち　）	（うち　）					

（注）　１．商工業の被害のうち、中小企業の被害については、（　）で記入すること。
２．Ａ～Ｄの被害区分は、次の区分によること。
Ａ…事業用建物等の延面積の60％以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
Ｂ…事業用建物等の延面積の30％以上60％未満につき、破壊、埋没、流失したもの。又は、事業用建物等の延面積の50％以上につき、浸水１ｍ以上のもの。
Ｃ…①事業用建物等の延面積の10％以上30％未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
②事業用建物等の延面積の50％以上につき、浸水30㎝以上1ｍ未満のもの。
③事業用建物等の延面積の10％以上50％未満につき、浸水1ｍ以上のもの。
Ｄ…Ａ～Ｃに該当しない被害。
３．商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
工業は、　〃　の製造業
その他は、　〃　の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第３号の３

○○○○災害による水稲被害状況〔詳報／確定〕　報告（その1）初期の被害

市町村名

災害の種類　　調査年月日　　年　　月　　日　　時現在　　農林事務所名

作物名	市町村名	総栽培面積	10アール当り収量	基準収量	冠水									土砂流入		流失埋没					合計		被害金額	備考
					２日間		３日間		４日間		５日間		減収量小計			植替可能		植替不可能		減収量小計	減収量	被害減収率		主な被害地名等
					被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量		被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量					
		ha	kg	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	t	ha	t	ha	t	ha	t	t	t	%	千円	

注１．作物名は「早期水稲」　「普通水稲」と記入のこと。
注２．総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第３号の４

○○○○災害による水稲被害状況〔詳報／確定〕報告（その２）中後期の被害

市町村名

災害の種類　　調査年月日　　年　　月　　日　　時現在　　農林事務所名

作物名	市町村名	総栽培面積	10アール当り収量	基準収量	浸水被害面積	冠水			倒伏			塩害			葉・籾の損傷						合計				備考
						被害面積	減収量	被害率	被害面積	減収量	被害率	被害面積	減収量	被害率	被害面積	減収量	被害率	被害面積	減収量	被害率	被害面積	減収量	被害率	被害金額	主な被害地域名等
				1			2	2÷1		2	2÷1		2	2÷1		2	2÷1		2	2÷1		3	3÷1		
		ha	kg	t	ha	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	千円	

注１．作物名は「早期水稲」　「普通水稲」と記入のこと。
注２．被害の態様が、「土砂流入」及び「流失埋没」の場合は、空欄に区分して記入すること。
注３．被害の態様が、複合している場合は、被害が大きい方の態様の中に記入すること。
注４．総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第３号の５

○○○○災害による水稲被害状況〔詳報／確定〕報告（その３）干害

調査年月日　　年　月　日　時現在　　市町村名　農林事業所名

市町村名	総栽培面積	１０ａ当たり収穫	基準収量	５日間未満持続				５日間以上持続				１０日間以上持続				１５日間以上持続				２０日間以上持続			
				乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態	
				被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率
	ha	t	t	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

市町村名	２５日間以上持続				３０日間以上持続				枯死	塩害		合計		被害金額	備考（主な被害地域名等）
	乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態								
	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	面積	面積	被害率	被害減収量 2	被害減収率 2÷1		
	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	ha	%	t	%	千円	

注１．総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第３号の６

○○○○災害による農作物被害状況〔詳報／確定〕報告（水稲を除く）

市町村名
災害の種類　　調査年月日　年　月　日　時現在　　農林事務所名

農作物名	市町村名	総栽培面積 1	被害面積 30%未満	被害面積 30～70%	被害面積 70%以上	被害面積 計 2	被害面積ごと減収量 被害面積 30%未満	被害面積ごと減収量 被害面積 30～70%	被害面積ごと減収量 被害面積 70%以上	被害面積ごと減収量 計 3	単価（kg当たり） 4	被害金額 (3×4) 5	平年10a当たり収量 6	基準集量 (1×6) 7	既収穫量 8	収穫残量 (7-8) 9	被害面積率 (2÷1) 10	被害減収率 (3÷7) 11	被害損害状況 主な被害地域名
		ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	円	千円	kg	kg	kg	kg	%	%	

注１．被害面積の数値は、原則として小数点第１位までとする。（小数点以下第２位は四捨五入する。）
注２．花きにおける減収量等の単位は千本（千鉢）、単価は１本（１鉢）とする。
注３．総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第３号の７

○○○○災害による農業関係施設被害状況　〔詳報／確定〕報告

市町村名

災害の種類　　調査年月日　　年　　月　　日　　時現在　　農林事務所名

施設の種類	作物名	市町村名	全壊				大破				中破				小破				ビニール破損				合計				備考（被害地域名）
			件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	
			件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	

注１．　「全壊」…全く使用に耐えないもの、「大破」…被害程度が70％以上、「中破」…被害程度が30％以上70％未満、「小破」…被害程度が30％未満、「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。

注２．　報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業共同組合及同連合会所有のものについては（　）書きで、また、それ以外の共同利用施設のものについては〔　〕書きで内数として記入すること。

様式第３号の８

○○○○災害による樹体被害状況〔詳報／確定〕報告

災害の種類　　調査年月日　　年　　月　　日　　時現在

市町村名
農林事務所名

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額								被害損傷状況 被害地域名
			甚		中		軽		計		
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	
		未成									
		未成園									
		未成									
		未成園									
		未成									
		未成園									
		未成									
		未成園									
		未成									
		未成園									
		未成									
		未成園									
		未成									
		未成園									
		未成									
		未成園									
		未成									
		未成園									
		未成									
		未成園									

注．被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、又はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改値を要すると認められるもの。
中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。

様式第３号の９

○○○○災害による畜産関係被害状況〔詳報／確定〕報告（その１）

災害の種類　（　　）　調査年月日　年　月　日

市町村名
農林事務所名

市町村名	家畜等																																
	乳用牛									肉用牛									豚									馬		
	成牛（生後１年以上）			子牛（生後１年未満）			計			成牛（生後１年以上）			子牛（生後１年未満）			計			成豚（生後100日以上）			子豚（生後100日未満）			計					
	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額
		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円
農林事務所計																														

様式第３号の１０

○○○○災害による畜産関係被害状況 〔詳報／確定〕報告（その２）

災害の種類 （ ） 調査年月日 年 月 日

市 町 村 名
農 林 事 務 所 名

市町村名	家畜等																					合計			備考
	乳用牛									プロイラー			めん羊			その他（ ）			その他（ ）						
	成牛（生後１年以上）			子牛（生後１年未満）			計																		
	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	
		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円	
農林事務所計																									

様式第３号の１１

○○○○災害による畜産関係被害状況〔詳報／確定〕報告（その３）

災害の種類（　　）　　調査年月日　　年　　月　　日

市町村名
農林事務所名

市町村名	飼料用作物 牧草（イタリアンライグラス）										飼料用作物 とうもろこし									
	総栽培面積 ① ha	被害面積 計②	被害面積 うち30%未満	被害減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤(③×④) 千円	平年10a当り収量 ⑥ kg	基準収穫量 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧(②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %	総栽培面積 ① ha	被害面積 計②	被害面積 (30%未満)	被害減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤(③×④) 千円	平年10a当り収量 ⑥ kg	基準収穫量 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧(②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %
農林事務所計																				

市町村名	飼料用作物 ソルガム										飼料用作物 その他										合計		
	総栽培面積 ① ha	被害面積 計②	被害面積 うち30%未満	被害減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤(③×④) 千円	平年10a当り収量 ⑥ kg	基準収穫量 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧(②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %	総栽培面積 ① ha	被害面積 計②	被害面積 (30%未満)	被害減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤(③×④) 千円	平年10a当り収量 ⑥ kg	基準収穫量 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧(②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %	総栽培面積 ha	被害面積 ha	被害金額 千円
農林事務所計																							

様式第３号の１２

○○○○災害による畜産関係被害状況〔詳報／確定〕報告（その４）

市町村名

災害の種類（　　）　調査年月日　　年　　月　　日　農林事務所名

市町村名	畜舎										鶏舎										牧野		牧道		牧柵		その他		合計	
	全壊		大破		中破		小破		計		全壊		大破		中破		小破		計											
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
農林事務所計																														

（注）　「金額」とは全く使用に耐えないか、流失又は埋没したもの、「大破」とは、被害程度が70％以上、「中級」とは、被害程度が30％以上70％未満、「小破」とは、被害程度が30％未満のものをいう。

様式第３号の１３

○○○○災害による農地農業用施設被害状況〔詳報・確定〕報告

災害の種類＿＿＿＿＿＿　調査年月日　　年　　月　　日現在　市町村名・農林事務所名＿＿＿＿＿＿

市町村名	農地									農業用施設																										合計	
	田（畦畔）			畑（畦畔）			計			ため池			頭首工			水路			道路			橋梁			揚水機			堤防			農地保全施設			計			
	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	(m)	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額
			千円			千円			千円			千円			千円			千円			千円			千円			千円			千円			千円		千円		千円

様式第３号の１４

○○○○災害による農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況〔詳報／確定〕報告

災害の種類　　調査年月日　　年　月　日　現在　　市町村名　農林事務所名

種類名	被害施設名	非共同利用施設										地方公共団体									
		全壊		大破		中破		小破		計		全壊		大破		中破		小破		計	
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
合計																					

注：「種類名」、「被害施設名」及び「全壊」等の区分欄は、第３号の７と同じ。

様式第３号の１５

○○○○災害による農業協同組合及び農業共同連合会の在庫品被害状況〔詳報／確定〕報告

災害の種類　　調査年月日　　年　　月　　日現在　　農林事務所名

市町村名	生産資材												その他							
	種類				種類				種類				種類				種類			
	数量	単位	単価(円)	被害額	数量	単位	単価(円)	被害額	数量	単位	単価(円)	被害額	数量	単位	単価(円)	被害額	数量	単位	単価(円)	被害額
				千円				千円				千円				千円				千円

様式第３号の１６

○○○○災害による土木被害状況〔詳報／確定〕報告

（県土整備事務所長へ）
（土木部長へ）

○○市町村
○○県土整備事務所長

区分		前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計
		自　月　日 至　月　日の災害		自　月　日 至　月　日の災害		自　月　日 至　月　日の災害		自　月　日 至　月　日の災害		
県工事	河川									
	海岸									
	砂防									
	道路									
	橋梁									
	港湾									
	計									
市町村工事	河川									
	海岸									
	道路									
	橋梁									
	計									
合計										

（金額の単位　千円）

様式第３号の１７

○○○○災害による建築物被害状況即報 〔詳報／確定〕 報告

（県土整備事務所経由

……知事殿 平成　年　月　日 市区町村長名……印 建築基準法第１５条第２項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。	受付年月日番号 ※

１．被災地区市町村名									
２．災害種別		火災・風水害・震災・その他		３．火災件数					
7.用途別 ／ 4.被害区分 5.建築物の数(戸数) 床面積の合計 6.構造別		全焼・全壊・全流失		半焼・全壊・半流失		計		８．建築物の損害見積額（千円）
		建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕	建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕	建築物の数（戸数）	床面積の合計〔平方メートル〕	
居住	木造	……戸		……戸		……戸		
	その他	……戸		……戸		……戸		
	計	……戸		……戸		……戸		
鉱工業	木造							
	その他							
商業サービス業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							
	計							

（注）イ　※欄は記入しないこと。
ロ　２、４欄は該当文字を○印で囲むこと。
ハ　この書は災害種別ごとに作成のこと。
ニ　市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

件名　　放送要請について

平成　　年　　月　　日　　災害対策本部第　　号

1　要請理由

①避難勧告、警報等の周知、徹底を図るため

②災害時の混乱を防止するため

③　　（市・町・村）から要請があったため

④

2　放送事項（内容、対象地域等）

3　放送希望日

①　直ちに

②　　日　　時

4　その他

各機関においては、放送日時等について、速やかに下記あて連絡されたい。

（無　線）

連　絡　先

（有　線）

送信	相手機関名		受信	相手機関名	
	時　　分			時　　分	
	担　当　者			担　当　者	

※　被要請機関は、折り返し４の連絡先に電話を入れ確認すること。

第　　号様式（第　　条関係）

※ 整理番号	

無線従事者名簿

（ふりがな） 氏　　名	資　　格	免許証の番号	選任年月日	所　属　課

２号様式　甲（第９条関係）

無　線　局　業　務　日　誌

無線従事者	通信取扱責任者	管理者

年　　月　　日（　　曜日）
無線局呼出名称
周波数（多重波）

無線局呼出名称
周波数　　頁

回数　開始時刻　終了時刻　発呼局名　被呼局名　通信時間　区分　通信内容

計

無線従事者

服務時刻　氏名　資格　免許 No.

服務特記事項

電波法施行規則第40条に規定される特記事項

無し　有り　（第２号様式　乙に記載）

第２号様式　乙　（第９条関係）

項　　目	概　　要	措　置　内　容
空電、混信、受信感度の減退等通信状況の概要		
機器の故障と原因とその措置		
非常通信の実施の状況		
矯正の指示を受けた事実とその措置		
法令違反運用局を認めた事実		
周波数偏差の策定結果とその措置		
特記事項		

６　応援要請（自衛隊派遣の様式）

6-1　自衛隊災害派遣要請依頼書

6-2　自衛隊災害派遣撤収依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号

年　　月　　日

福岡県知事　様

那珂川市長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記の通り自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1．災害の状況及び派遣を要請する事由
2．派遣を希望する期間

年　　月　　日（　　時　　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3．派遣を希望する区域及び活動内容
4．その他参考となるべき事項

自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号

年　　月　　日

福岡県知事　様

那珂川市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　　月　　日付 第　　号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方をお願いいたします。

記

1．撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分

2．派遣された部隊

3．派遣人員及び従事作業の内容

4．その他参考事項

7　救助、医療、交通輸送等

7-1　救助の種目別物資受払状況

7-2　被災者救出状況記録簿

7-3　行方不明者届出票

7-4　行方不明者名簿

7-5　救護活動状況

7-6　病院診療所医療実施状況

7-7　助産台帳

7-8　輸送記録簿

7-9　飲料水の供給簿

7-10　物資の給与状況

7-11　炊き出し給与状況

7-12　物品受け払い簿（集配拠点用）

7-13　応急仮設住宅台帳

7-14　住宅応急修理記録簿

7-15　学用品の給与状況

7-16　障害物除去の状況

7-17　緊急車両以外の車両通行止め標示

7-18　緊急通行車両事前届出書

7-19　緊急通行車両確認申請書（県に申請の場合）

7-20　緊急通行車両確認証明書

7-21　緊急通行車両通行標章

救助の種目別物資受払状況

市町村名：那珂川市　No

救助の種目別	年　月　日	品　名	単位	受入先 又は払出先	購入単価	受　高		払　高		残　高		備　考
						数量	金額	数量	金額	数量	金額	
	年　月　日				円		円		円		円	

（注）１「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。
①避難所用、②炊き出しその他による食品給与用、③給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材、④被服・寝具等、⑤医薬品・衛生材料、⑥被害者救出用機械器具・燃料、⑦燃料及び消耗品

２　各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。

３　救護班による場合には、救護班ごとに、救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

被災者救出状況記録簿

年　月　日	救出人員	救出用機械器具										
		名称	借上費			修繕費						
			数量	所有者（管理者） 住 所・氏 名	金額	修理月日	修繕費	修繕の概要	燃料費	実支出額	備考
年　月　日	人				円	月　日	円		円	円	
小　計 合　計	人				円		円		円	円	

（注）　1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
3 「修繕の概要」には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

行 方 不 明 者 届 出 票

		受付番号:			受付者氏名:
氏名		性別		生まれ	年　月　日　歳
本籍					届　出　人 （氏 名） （住 所） （連絡先）
現住所					
識別事項（着衣、所持品、身長、体格その他特徴等）					

行　方　不　明　者　名　簿

No

整理番号	届出月日	行方不明者							届出者			備考
		住所	氏名	年齢	性別	身長（cm）	体重（kg）	着衣その他の特徴	住所	氏名	行方不明者との関係	
	月　日											
	月　日											
	月　日											
	月　日											
	月　日											
	月　日											
	月　日											
	月　日											
	月　日											
	月　日											

救 護 活 動 状 況

市町村名：　　No.

班 名：　　班長：医師　氏名　　印

月 日	患者数	措 置 の 概 要	死体検案数	修繕費	備 考
	人		体	円	
計	人		体	円	

注）「備考」欄に班の構成、活動期間を記入すること。

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

市町村名：　　No.

診療機関名		患者住所	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
						入院日数	通院日数	入院	通院		
				月　日～　月　日		日	日	点	点	円	
				月　日～　月　日		日	日	点	点	円	
				月　日～　月　日		日	日	点	点	円	
				月　日～　月　日		日	日	点	点	円	
				月　日～　月　日		日	日	点	点	円	
				月　日～　月　日		日	日	点	点	円	
				月　日～　月　日		日	日	点	点	円	
				月　日～　月　日		日	日	点	点	円	
				月　日～　月　日		日	日	点	点	円	
小　計 合　計	機関		人			日	日	点	点	円	

（注）「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

助 産 台 帳

市町村名：　　No.

分 べ ん 者 住 所 ・ 氏 名	分 べ ん 日　時	助産機関名	分 べ ん 期 間	金　額	備　考
			月 日～ 月 日	円	
小 計 合 計　　人				円	

（注） 1「分べん期間」欄には、「○月○日～○月○日」と記入すること。
2「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

輸 送 記 録 簿

市町村名：那珂川市　No.　／

輸送月日	目　　的	輸送区間（距　離）	借　上　等			修　　繕					燃料費	実支出額	備　考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者 住所・氏名						
月　日					円			月　日	円		円	円	
小　計 合　計				台	円				円		円	円	

（注）1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借上車両等による場合は有償無償を問わず記入すること。
4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障個所を記入すること。
6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

飲 料 水 の 供 給 簿

市町村名：　　No.

供給月日	対象人員	給水用機械器具							燃料費	実支出額	備考
		名称	借上			修繕					
			数量	所有者住所・氏名	金額	修繕月日	修繕費	修理の概要			
月日	人				円	月日	円		円	円	
小計	人				円		円		円	円	
合計											

注）　1　給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2　「修理の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

3　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

物 資 の 給 与 状 況

市町村名：　　No.

住宅被害程度区分		世帯主住所・氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	給与物資 品名								実支出額	備　考
					単価									
			人	月　日									円	
小計	全壊（焼）・流失　世帯												円	
	半壊（焼）　世帯												円	
合計	床上浸水　世帯												円	
	計　世帯												円	

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年　　月　　日

給与責任者　氏名　　印

（注）
1 「住家被害程度区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。
3 「物資給与の品名」欄に、品名、単価、数量を記入すること。
4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

炊 き 出 し 給 与 状 況

市町村名：　　No.

炊き出し場の名称		月　日			月　日			月　日			実支出額	備　考
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜		
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
箇所	内容										円	
小計	単価											
合計	数量											

（注）１ 「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。
　　２ 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

物 品 受 け 払 い 簿 （集配拠点用）

集積場所					
品　　名				単位呼称	
受取 払出　日	納入元	受入数	払出数	現在数	払出先等

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名：　　No.

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族人員	所　在　地	構造区分	面 積（㎡）	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備　　考
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
							月　日	月　日	月　日	円	
小　計 合　計	世帯									円	

（注）１「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号を記入すること。
２「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めての人員を記入すること。
３「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
４「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
５「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
６「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
７「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
８ 応急仮設住宅設置箇所を明らかにした簡単な図面を添付すること。

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

市町村名:　　No.

世　帯　主 住所・氏名	修理箇所概要	修理に要した期間	実支出額	摘　要
		月　日～　月　日	円	
小　計 合　計　世帯		円	円	

（注）　1「修理に要した期間」欄には、「○月○日～○月○日」と記入すること。
　　2「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

学用品の給与状況

市町村名　：　　No

学校名	学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳													実支出額	備考
					教科書							学用品							
					教科							品名							
					単価							単価							
				月　日														円	
				月　日														円	
				月　日														円	
				月　日														円	
				月　日														円	
				月　日														円	
				月　日														円	
				月　日														円	
				月　日														円	
小計	小学校　　校	人			数量							数量						円	
合計	中学校　　校	人			数量							数量						円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年　月　日

給与責任者（学校長）氏名　　印

（注）　1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。

3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

障害物除去の状況

市町村名:　　No.

住家被害程度区分	世帯主 住所・氏名	除去に要した期間	実支出額	除去を要すべき状況の概要	備考
		月 日～ 月 日	円		
小計	半壊 世帯		円		
	半焼 世帯				
合計	床上浸水 世帯				

（注）１「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記すこと。
２「修理に要した期間」欄には、「○月○日～○月○日」と記入すること。
３「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

緊急車両以外の車両通行止め標示

別記様式第２（災害対策基本法施行規則第５条関係）

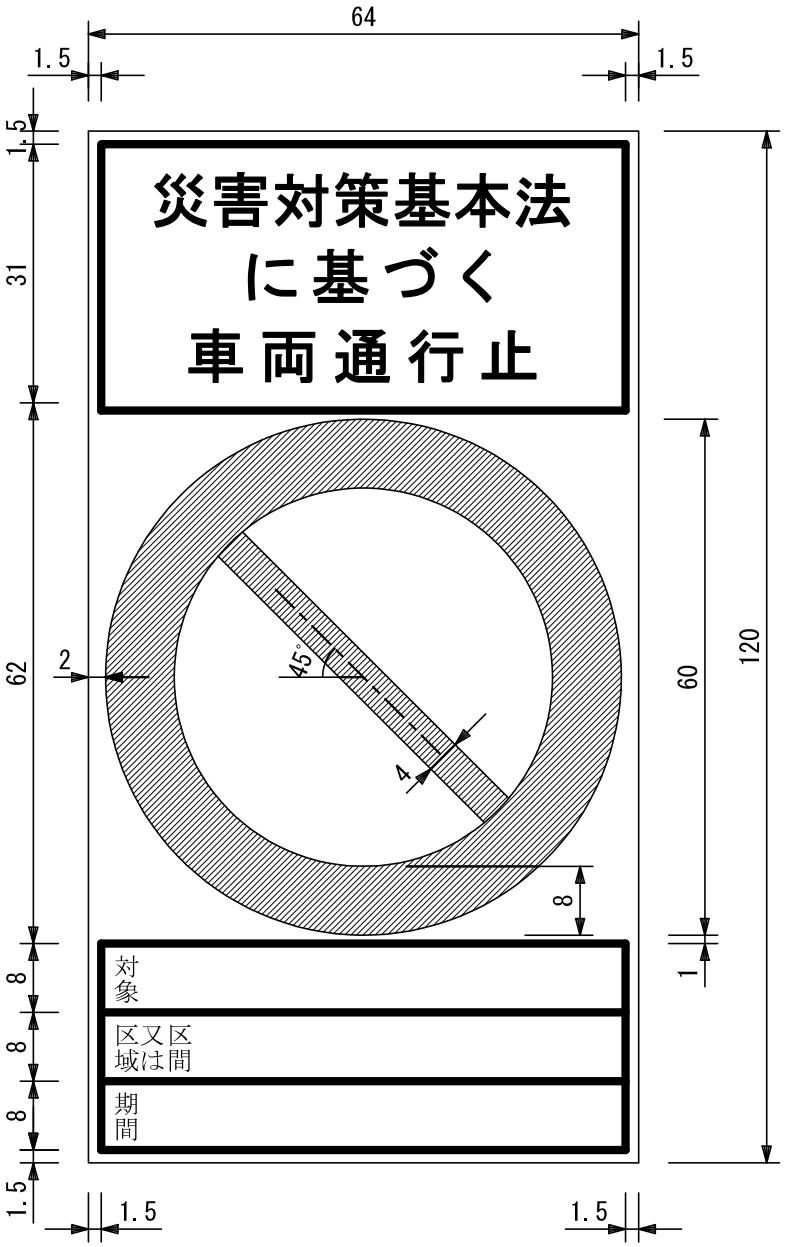

備考　１　色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

２　緑線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

別記様式第１

災害応急対策用

緊　急　通　行　車　両　事　前　届　出　書

年　　月　　日

福岡県公安委員会　殿

申請者
住所
（電話）
氏名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　　）　　局　　番
	氏名	
出　発　地		

（注）この事前届書は、２通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ１通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通又は警察本部交通規制課に提出してください。

災害応急対策用　　第　　号

緊　急　通　行　車　両　事　前　届　出　済　証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　　月　　日

福岡県公安委員会　　印

（注）
１　災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。
２　本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会（警察本部又は警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。
３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
（１）　緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき
（２）　緊急通行車両が廃車になったとき。
（３）　その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

緊急通行車両確認申請書（県に申請の場合）

災害応急対策用

緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書

年　　月　　日

福岡県知事　殿

申請者
住所
電話
氏名　　㊞

番号標に表示されている番号（車両ﾅﾝﾊﾞｰ）		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	（　　）　　局　　番
	氏 名	
通行日時		
出発地		目 的 地
備　　考		

（注）　この申請書は、申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、総務部防災危機管理局防災企画課又は農林事務所に提出してください。

※例　申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類ー県との協定書の写し等

別記様式第４（災害対策基本法施行規則第６条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書

知　　事　㊞
公安委員会　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては､輸送人員又は品名)</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住 所</td><td>（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通行経路</td><td>出 発 地</td><td>目 的 地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格 A5 とする。

緊急車両通行標章

別記様式第３（災害対策基本法施行規則第６条関係）

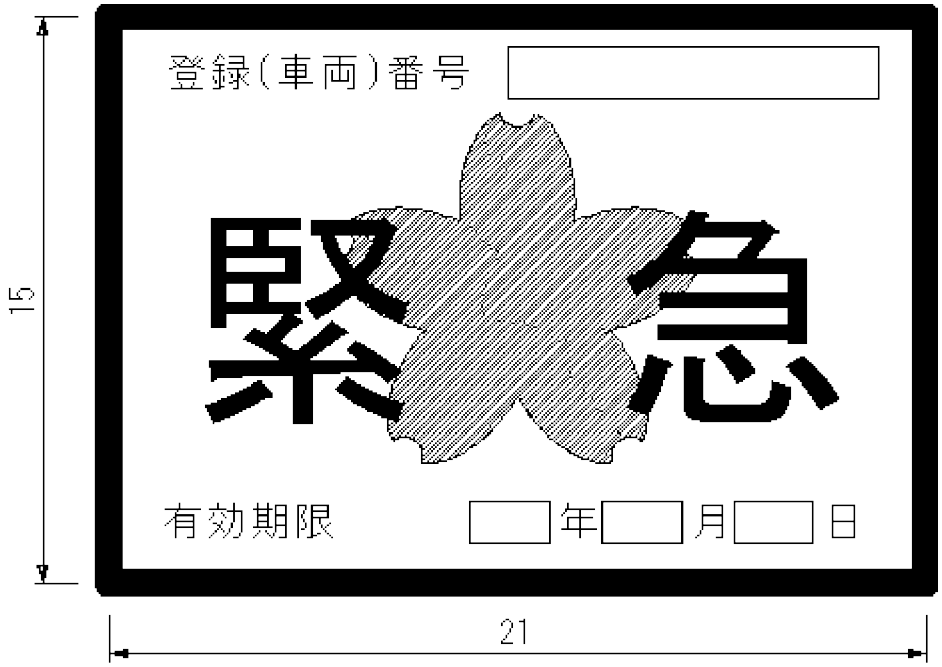

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

８　遺体の処理等の様式

8-1　氏名札

8-2　災害遺体送付票

8-3　遺体処理票

8-4　遺体受付票

8-5　遺骨処理票

8-6　遺留品処理票

8-7　遺体処理台帳

8-8　埋葬台帳

氏　名　札

那珂川市災害遺体

第　　号

氏　名

災害遺体送付票

（送付番号）

災　害　遺　体　送　付　票

那珂川市災害遺体第　　号

（氏名　　）を送付する

年　　月　　日

（市長　　）

（火葬場）宛

遺　体　処　理　票

［　那珂川市　］

災害遺体番号		第　　号
死亡者	氏　　名	
	住　　所	
	死亡・発見年月日	
	死亡原因・発見場所	
引取人	氏　　名	
	住　　所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年　　月　　日
遺留品	処理番号	第　　号
	保管所	
備　考（身元不明遺体の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する）		
遺体収容所		

遺　体　受　付　票

受付番号	

遺体届出人（発見者）	住所						
	氏名						
遺体の種別	1 身元不明の遺体　2 遺体引受人のない遺体　3 その他						
遺体発見日時	年　月　日　時　分						
遺体発見場所							
遺体の身元	本籍						
	住所						
	氏名		性別	男 ・ 女	年齢		
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）						
遺族その他の関係者	住所						
	（避難先）	（電話等連絡先）					
	氏名	（死者との続柄）					
	遺体の引取り	可 ・ 不可　（引渡し　年　月　日）					
	遺骨の引取り	可 ・ 不可　（引渡し　年　月　日）					
検視日時	月　日　時　分						
検案日時	月　日　時　分	洗浄の有無	有 ・ 無				
火葬許可証交付日	年　月　日　NO						
火葬日	年　月　日	遺体発見現場の概略図					
遺留品番号	年　月　日						
（備考）							

遺 骨 処 理 票

［ 那珂川市 ］

災害遺体番号		第　　号
死亡者	氏名	
	住所	
	遺骨処理番号	第　　号
	焼骨日時場所	
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年　　月　　日
遺留品	処理番号	第　　号
	保管所	
備考		
納骨場所		

遺 留 品 処 理 票

［ 那珂川市 ］

災害遺体番号		第　　号
死亡者	氏名	
	住所	
	主な遺留品	
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年　　月　　日
遺留品	処理番号	第　　号
	保管所	
備考		
遺留品保管場所		

遺 体 処 理 台 帳

市町村名 ：　　No

整理番号	処理年月日	遺体発見日時	遺体発見場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理				遺体の一時保存料	検案料	実支出額	備考
					住所・氏名	続柄等	品名	単価	数量	金額				一時保存場所 火・埋葬の有無等
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	小計 合計									円	円	円	円	

（注）　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

埋 葬 台 帳

市町村名 ：　　No

整理番号	死亡年月日	埋葬年月日	死亡者 氏名	死亡者 性別年齢	遺族住所・氏名	埋葬を行なった者 死亡者との関係	埋葬を行なった者 住所・氏名	火・埋葬場 納骨場所	埋葬費 棺（付属品を含む）	埋葬費 埋葬又は火葬料	埋葬費 骨箱	埋葬費 計	備考
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有 ・ 無	円 （支給額） 円	
	小計 合計		人						円 （現物給与） 件	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 件	円 （支給額） 円	

（注）　1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。
2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
3 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
4 市長が棺、骨箱等を物品で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
5 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

9　災害義援、弔慰金等

9-1　り災証明書

9-2　災害義援金（品）受領書

9-3　那珂川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の様式

9-3-1　様式第１号（規則第５条関係）診断書
9-3-2　様式第２号（規則第６条関係）災害援護資金借入申込書
9-3-3　様式第３号（規則第８条第１項関係）災害援護資金貸付決定通知書
9-3-4　様式第４号（規則第８条第２項関係）災害援護資金貸付不承認決定通知書
9-3-5　様式第５号（規則第９条関係）災害援護資金借用書
9-3-6　様式第６号（規則第 12 条）繰上償還申出書
9-3-7　様式第７号（規則第 13 条第１項関係）償還金支払猶予申請書
9-3-8　様式第８号（規則第 13 条第２項関係）支払猶予承認通知書
9-3-9　様式第９号（規則第 13 条第３項関係）支払猶予不承認通知書
9-3-10　様式第 10 号（規則第 14 条第１項関係）違約金支払免除申請書
9-3-11　様式第 11 号（規則第 14 条第２項関係）違約金支払免除承認通知書
9-3-12　様式第 12 号（規則第 14 条第３項関係）違約金支払免除不承認通知書
9-3-13　様式第 13 号（規則第 15 条第１項関係）災害援護資金償還金償還免除申請書
9-3-14　様式第 14 号（規則第 15 条第３項関係）災害援護資金償還免除承認通知書
9-3-15　様式第 15 号（規則第 15 条第４項関係）災害援護資金償還免除不承認通知書
9-3-16　様式第 16 号（規則第 17 条関係）氏名等変更
9-3-17　（参考）規則第２条の調査事項　災害弔慰金支給調査票
9-3-18　（参考）規則第４条の調査事項　災害障害見舞金支給調査票

り災証明書

世帯主住所				
世帯主氏名		TEL		
世帯構成員	氏　名	続　柄	年齢	
		世帯主		

り災原因	令和　　年　　月　　日

被害住家の所在地	
住家の被害の程度	□ 全壊　□ 大規模半壊 □ 中規模半壊 □ 半壊　□ 準半壊　□ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	□ 床上浸水　　□ 床下浸水

住家以外の被害	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

那珂川市長

〈り災証明について〉

- この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
  ※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- 「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
  ※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「リ災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
  ※表面に現れない被害（地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- この証明は第1次調査の結果です。この結果に対し、希望時は第2次調査（再調査）を申請することも可能です。

災 害 義 援 金 （品） 受 領 書

No.＿＿＿＿＿

現金 ￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品　　名	数　量	備　考

ご好意に厚く御礼申し上げます。

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

那珂川市災害対策本部長

那珂川市長　　印

様式第１号　　（規則第５条関係）

診　断　書

氏　　名		生年月日	年　月　日	性別	男・女
傷　病　名			負傷発病年月日	年　月　日	
障害の部位			初診年月日	年　月　日	
既　往　症		既存障害		治癒年月日	年　月　日

療養の内容及び経過	
障害の状態の詳細	

関節運動範囲	種類範囲／部位									
			右							
			左							
			右							
			左							
			右							
			左							

上記のとおり診断します。郵便番号＿＿＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿番

病院又は診療所の　所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿年　月　日

診療担当者

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

様式第２号（規則第６条関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	
被災日時	年　月　日　時			災害名			
被害の種類	1　世帯主の負傷　2　住居の全壊 3　住居の半壊　4　家財の損害			被害の場所			
返す方法	1　年賦　2　半年賦			いつまでに返せますか	年　月（　回）		

借入申込者について	フリガナ		男・女	明治 大正　年　月　日生（　歳）	
	氏名			昭和	
	フリガナ			郵便番号	電話番号
	現住所	（　方）		〒	局　番
	本籍		勤務先の名称と所在地		
	職業				

世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	就職	収入（月収）	勤務先・学校名
	収入合計	円			支出合計	円	

資産の状況				
	土地	(1)住宅　㎡　(2)田畑　㎡　(3)山林　㎡	住居の状況	(1)自宅　(2)借家 (3)借間　(4)同居
	建物	(1)自宅　㎡　(2)その他　㎡	生活保護	年　月　日 より受給（生住教医）
	負債	（内容）　（金額）　円		

保証人（連帯保証人が書いて下さい）								
	氏名		男・女	明治 大正　年　月　日生 昭和　（　歳）				
	現住所		本籍地					
	職業		月収	円	申込者との関係		家族数	人
	資産	土地	(1)住宅　㎡　(2)田畑　㎡　(3)山林　㎡		勤務先	名称		
		建物	(1)自宅　㎡　(2)その他　㎡			所在地	電話　局　番	

この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況	（有・無）　（状況）
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無	（有・無）

資金の使途	資金の使い方　総額	資金の内訳　合計　円
	に　円 に　円 に　円 に　円 に　円	災害援護資金で　円 手持ち資金で　円 その他（　）で　円

被害の状況								
	被害時の具体的状況					負　傷	全治　　ヶ月	
	住居の被害		（1）　全　壊			（2）　半　壊		
	家財の被害	品　　名	現在購入に要する費用	被 害 額	品　　名	現在購入に要する費用	被 害 額
		和　だ　ん　す			婦人用腕時計		
		整 理 だ ん す			畳中で畳が被害）		
		洋 服 だ ん す					
		鏡　　台			障　　子		
		腰　掛　机			ふすま		
		本 箱 ・ 本 だ な					
		食 器 戸 だ な			小　　計		
		食 卓 ・ 茶 ぶ 台			その他被害にあった家財		
		げ　た　箱					
		照　明　器　具			品　　名	現在購入に要する費用	被害額
		じ ゅ う た ん					
		扇　風　機					
		石 油 ス ト ー ブ					
		電気やぐらこたつ					
		電 気 冷 蔵 庫					
		電気・ガス炊飯器					
		電 気 洗 た く 機					
		電 気 掃 除 機					
		ミ　　シ　　ン					
		電 気 ア イ ロ ン					
		自　転　車					
		テ　　レ　　ビ					
		ラ　　ジ　　オ					
		柱　時　計					
		目 覚 し 時 計			小　　計		
		紳 士 用 腕 時 計			合　　計		

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。

年　　月　　日

借入申込者　　印

上記の借入れに対し、連帯して責務を負担します。

年　　月　　日

連帯保証人　　印

那珂川市長　様

様式第３号　（規則第８条第１項関係）

第　　号
年　　月　　日

那珂川市長　　印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年　　月　　日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付け決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第　　号					
貸付金額	円					
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年　　賦					
利　　子	年3パーセント					

資金をお渡しする日と手続について

１　貸付金交付日　　年　　月　　日
２　場　　所
３　ご持参なさるもの
(1)　この通知書
(2)　同封の借用書
(3)　あなたの印鑑
(4)　あなたと保証人の印鑑証明書各１通

様式第４号　（規則第８条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

那珂川市長　　印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年　　月　　日お申し込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第５号　（規則第９条関係）

貸付決定番号　　号

災害援護資金借用書

借用金額　　円
利　　子　　年3%
据置機関　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還方法

下記の通り借用いたします。
　ついては、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。
年　　月　　日

住　　所
借受人氏名　　印
住　　所
保証人氏名　　印

様式第６号　（規則第１２条）

繰　上　償　還　申　出　書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年　　月　　日

借受人　住　所

氏　名　　印

那珂川市長　　様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

〃　　金額

様式第７号　（規則第１３条第１項関係）

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年　　月　　日

借　受　人　　住　所

氏　名　　印

連帯保証人　　住　所

氏　名　　印

那珂川市長　　様

<table>
<tr><td>申請の理由
（具体的に）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付の条件</td><td>借入金額</td><td>円</td><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>処置期間</td><td>１　　３年
２　　５年</td><td rowspan="2">希望猶予
期 間 等</td><td rowspan="2">ヵ月
ただし
年　月　日
第　回償還以降</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>１ 年賦　　２ 半年賦</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>変更後の
償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>支払猶予期
間 の 根 拠</td><td colspan="4">（変更後の償還期日に支払いが可能と認められる具体的な理由）</td></tr>
</table>

様式第８号　（規則第１３条第２項関係）

第　　号

年　　月　　日

那珂川市長　　印

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となりましたのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間　　年　　月　　日から　　ヵ月

変更後の償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

様式第９号　（規則第１３条第３項関係）

第　　号

年　　月　　日

那珂川市長　　印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

様式第１０号　（規則第１４条第１項関係）

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年　　月　　日

借 受 人　住 所

氏 名　　印

連帯保証人　住 所

氏 名　　印

那珂川市長　　様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額	円				
内容	回　数	期　別	元　金	利　子	申請日までの違約金
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第１１号　（規則第１４条第２項関係）

第　　号

年　　月　　日

様　　那珂川市長　　印

違約金支払免除承認通知書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

年　　月　　日償還予定の第　　回償還金元金　　円、利子　　円に係る　　年　　月　　日における違約金　　円の支払を免除致します。

様式第１２号　（規則第１４条第３項関係）

第　　号

年　　月　　日

那珂川市長　　印

様

違約金支払免除不承認通知書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金（元利合計　　円）に係る違約金は　　年　　月　　日現在　　円となっておりますので至急償還を願います。

様式第１３号　（規則第１５条第１項関係）

災害援護資金償還金償還免除申請書

<table>
<tr><td colspan="2">貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">借受人氏名</td><td></td><td>貸付けを受けた日</td><td>年
月　日</td><td>貸付金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">償還方法</td><td>年賦・半年賦</td><td>償還期限</td><td>年
月　日</td><td>償還金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請額</td><td colspan="5">円　（償還未済額の 全部 一部で　円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">免除申請者</td><td>フリガナ
氏名</td><td></td><td>男・女</td><td colspan="3">明治
大正　年　月　日生
昭和</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>本籍</td><td colspan="5">0</td></tr>
<tr><td>借受人との関係</td><td></td><td>職業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">借受人の相続人又はその</td><td>フリガナ
氏名</td><td></td><td>男・女</td><td colspan="3">明治
大正　年　月　日生
昭和</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td></td><td>借受人との続柄</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td></td><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">保証人</td><td>フリガナ
氏名</td><td></td><td>男・女</td><td colspan="3">明治
大正　年　月　日生
昭和</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td><td>借受人との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td></td><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年　月　日

免除申請者　印

那珂川市長　様

様式第１４号　（規則第１５条第３項関係）

第　　号

年　　月　　日

那珂川市長　　印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
償還を免除した額	元　金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利　子	
	違約金	
	合　計	

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75％の率で違約金がさらに追加されます。

様式第１５号　（規則第１５条第４項関係）

第　　号

年　　月　　日

那珂川市長　　印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75％の率で違約金がさらに加算されます。

元　金　　円

利　子　　円

違約金　　円

合　計　　円

様式第１６号　（規則第１７条関係）

氏　名　等　変　更　届

貸付番号				
借　受　人	氏　名		住　所	
連帯保証人	氏　名		住　所	
○で囲むこと １　住所変更 ２　改姓又は改名 ３　死亡又は行方不明 ４　その他	（異動の内容）			

災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。

年　　月　　日

借受人（又は同居の親族）

住　所

氏　名　　印

連帯保証人

住　所

氏　名　　印

那珂川市長　様

（参考）　規則第２条の調査事項

<table>
<tr><td colspan="5">災害弔慰金支給調査票</td><td>決定番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">死亡に関する事項</td><td>フリガナ
死亡した者の氏名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td colspan="2">明治
大正　　年　　月　　日生
昭和</td></tr>
<tr><td>死亡した年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>住　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>死亡の状況
（行方不明）</td><td>災害名</td><td></td><td>死亡した場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">遺族に関する事項</td><td>死者との続柄</td><td colspan="2">氏　名</td><td colspan="2">住　所</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">支給に関する事項</td><td>支給日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>支給場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">災害弔慰金を支給した遺族について</td><td colspan="2">氏　　名</td><td>続　柄</td><td>支給金額</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>先順位者の有・無</td><td colspan="2">有　・　無</td><td>同順位者の有・無</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由</td><td></td><td>支給制限事由に該当の有無</td><td colspan="2">有（その事由）

無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">備考</td><td colspan="2">支給した職員</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

（参考）　規則第４条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票

決定番号	

障害に関する事項	フリガナ 障害者の氏名			男・女	年　月　日生
	障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日	年　月　日		住所	
	負傷・疾病の状況	災害名		傷病を負った場所	
	障害の種類・程度等	医師の氏名	所属する医療機関名（　　）　医師の氏名（　　）		
		障害の状況	法別表の該当事項（　　号）		
支給に関する事項	支給日			支給制限事由に該当の有無	有　その事由
	支給場所				
	支給金額	円			無
備考	支給した職員				